

# 自己点検評価書

令和元(2019)年6月  
関西福祉科学大学

1



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	19
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	59
基準 5. 経営・管理と財務	75
基準 6. 内部質保証	90
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	96
基準 A. 社会連携	96
V. 法令等の遵守状況一覧	111
VI. エビデンス集一覧	125
エビデンス集（データ編）一覧	125
エビデンス集（資料編）一覧	125



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 学校法人玉手山学園の建学の精神・基本理念

関西福祉科学大学（以下「本学」という）の建学の精神・基本理念は、その母体である学校法人玉手山学園（以下「本学園」という）の建学の精神「感恩」を原点としている。「感恩」とは、人と人との尊さに気づき、生きていることへの感謝の念を表す精神である。

本学園の歴史は、昭和 17(1942)年 4 月、山田藤一を理事長とする財団法人山田学園によって、大阪柏原の地に玉手山高等女学校が設立されたことに始まる。山田藤一は、学園の創立に当たって教育の原点を「感恩」に求め、「感恩」を生活の中に実践し得る女性の育成を学園の校是として掲げた。

以来、本学園は時代の変遷の中で幾多の厳しい試練を克服しつつ、たゆまぬ教育実践と不断の改革を重ね、認定こども園・高等学校・短期大学・大学を擁する福祉・医療・保健衛生・教育の総合学園となり今日に至っている。その歴史において「感恩」は、単なる標語や観念論としてではなく、建学の精神として常に現代化、構造化が図られながら、今日まで脈々と受け継がれ学園の教育実践を支え続けている。

以下に、平成 30(2018)年 11 月 30 日の理事会で再確認された、本学園及び本学の経営、すべての教育研究活動の基盤となる建学の精神「感恩」の意義を述べる。

#### 建学の精神「感恩」

人は さまざまな恩恵のもとで 生かされている

この真理に目覚め 感動と感謝から生まれる 豊かな心と情熱をもって

人の幸せを願い 行動するとき 私たちは成長し 社会に貢献できる

～「ありがとう」に出会い 気づき 感動 感謝の行動から

新しい「ありがとう」が生まれる～

### 2. 本学の使命・目的

本学の使命は、建学の精神「感恩」を心得、実践する人を育成することである。その達成に向け、良質の教育実践と活発な知的創造・研究活動を行う。

福祉とは、人間生活における個人の尊厳を保障し自己実現を目指す社会的営為であり、福祉科学とはそのような社会を構築するための理論と技術の総合科学であり、その実践を支えるのは「臨床福祉」の精神である。支援するものとされるものが相互に人格を認め合い、自らの将来に意欲をもって立ち向かうよう支援することを意味している。臨床の語源は、「当面するひと、ものを観察し、関係性の把握と最適維持を目指すこと」と解釈でき、対人援助における科学性の重要性を指摘する考え方である。

本学の目的については、「関西福祉科学大学学則」（以下「大学学則」という）第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神『感恩』に基づき、専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力と豊かな人間力を培い、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成する」と規定している。

### 3. 本学の個性・特色

本学は、対人援助に焦点を当てた専門的職業人の育成が主たる目的であり、「臨床福祉」の精神の下、「教育力向上」を常に目指し、教職員は自己研鑽の取り組みを組織的・意欲的に実践し、「高度な専門的知識」「豊かな人間性」「高い倫理観」をもって社会貢献できる人材の育成に取り組んでいる。建学の精神、基本理念及び使命・目的に基づいて、具体的には下記のような工夫と特色を持った教育・研究活動を展開している。

#### 1) 基礎教育の重視

本学は教養教育、すなわち基礎教育を重視しており、各学科にて専門的な教育を受ける前に、社会人・職業人として自立するための基礎を築く教育を1年次から学部横断的に実施している。基礎教育に該当する「基礎分野」科目は、各学科の「専門共通科目」や「専門科目」と合わせて、体系的なカリキュラムを構成している。基礎教育や教養教育については、共通教育センターが担当しており、全学的な充実や修学力向上を図るための検討・運営を行っている。

#### 2) きめ細かい学生指導と支援

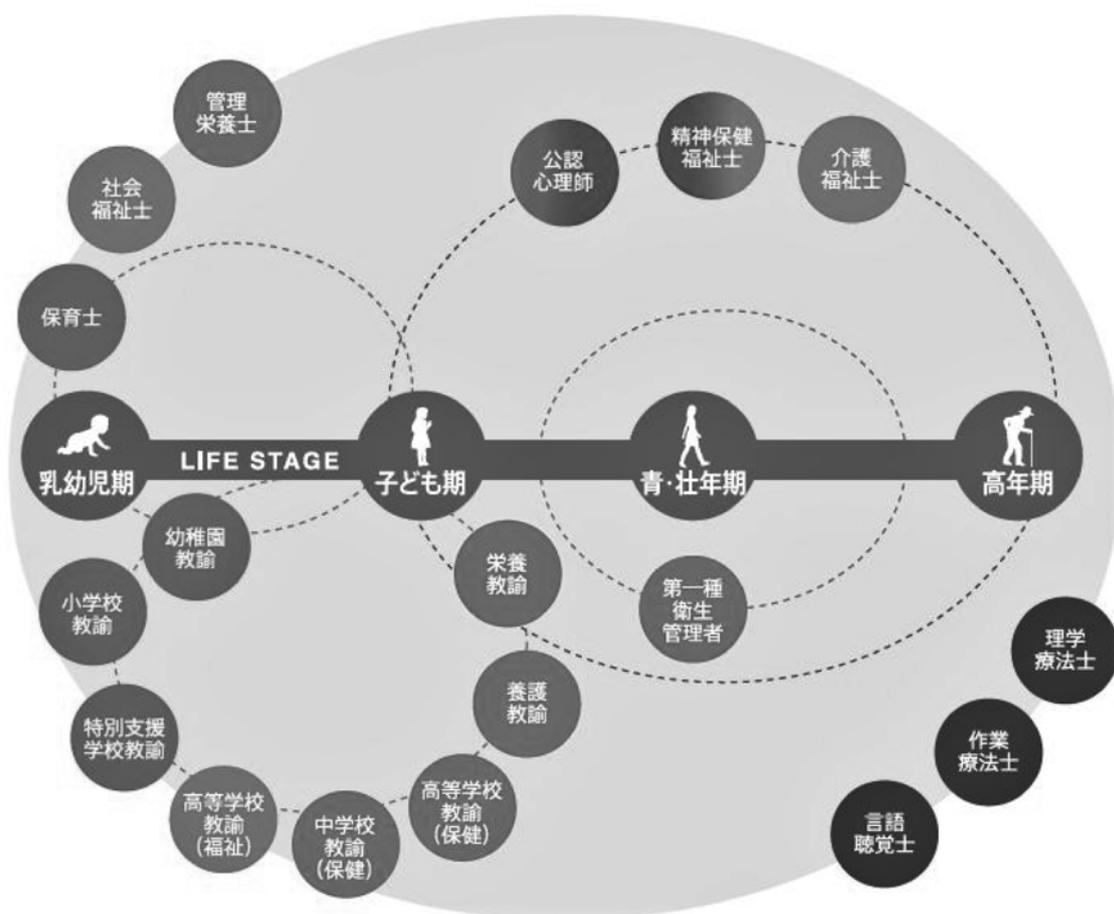
学生の多様化に対応するため、専任教員が学生一人ひとりに対し、入学から卒業まで、学修・資格・就職等、学生生活全般の相談に応じてサポートする「アカデミックアドバイザー制度」（以下「AA制度」という）を全学的に導入している。「AA制度」は、少人数教育を生かした人間性や倫理性の涵養、大学における学生の学修活動の基礎的能力の育成、教員指導による学士力の向上、学生の修学生活全般の指導・支援を目的としている。また、パソコンやスマートフォンで利用可能なクラウド型授業支援・学修支援システム「manaba course」（以下「マナバ」という）を導入し、授業の出席状況の把握や、クリッカー、小テスト、レポート課題、アンケート、掲示板等の機能を活用した教育効果の高い双方向授業を実施する環境を整備している。主体的な学びや自発的な学習を促進するための学習の場として、大学図書館内に「ラーニング・コモンズ」を設置し、さらにアクティブ・ラーニングに対応できるように教室（大学本館 613 中講義室）の改修を行う等、ICT を活用する機会を増やしている。

#### 3) キャリア教育とキャリア支援

本学ならではの各学科の専門的な学びの先にあるものは、乳幼児期から高年期まで人生の様々なステージを歩む人々を支える専門職として活躍できる未来である。乳幼児期、子ども期、青・壮年期、高年期のそれぞれのライフステージにおいて必要な専門職養成教育を受けられることが本学の特色である（下図参照）。本学の5学部6学科において養成する専門職教育が体系的に結びついている。

育成する対人援助職のための確かな知識・技能に加えて、仕事の意義や倫理、問題解決力、適応力、労働知識等の学びが必須であると考え、複数学年でキャリア科目を必修としている。

また、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師、養護教諭、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、幼稚園・小学校教諭、特別支援学校教諭、保育士等の資格取得支援及び採用試験対策として、それぞれの学科で対策委員会を設置し、授業時間外にまで亘るきめ細かい指導を行っている。



ライフステージと本学で取得できる資格（受験資格を含む）の関連図

<b>社会福祉学科</b>	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・高等学校教諭（福祉）
<b>心理科学科</b>	公認心理師※・精神保健福祉士
<b>健康科学科</b>	養護教諭・第一種衛生管理者・中学校教諭（保健）・高等学校教諭（保健）・公認心理師※
<b>福祉栄養学科</b>	管理栄養士・栄養教諭
<b>リハビリテーション学科</b>	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
<b>教育学科</b>	保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭

※公認心理師の受験資格は、学部卒業後に心理専門職として2年以上勤務するか、公認心理士養成大学院修了が必要

#### 4) 教職員の資質向上

良質な教育サービスの提供は研究活動の還元にあるとする認識の下で、教員の資質向上のための様々な施策を行っている。例えば、共同研究支援、学術出版助成、学会開催費補助、優れた研究業績への褒賞制度や研究創成支援制度、科研費採択支援アドバイザー制度を設け、外部資金の取得支援を行い、成果をあげている。

教員の研究成果発表の場として、本学の全専任教員が加入している「総合福祉科学学会」において、学会・シンポジウムを毎年開催している。また、研究紀要の発刊に加えて、学会誌『総合福祉科学研究』を発刊し、リポジトリで公開している。

教育活動では、教育力のたゆまぬ向上のために、年2回の「教員研修会」を開催すると

ともに、全学及び学科別の FD 活動を精力的に実施している。さらに、教員の教育活動での工夫や改善を促進するために、授業や教育活動計画の工夫等に対して、教育活動顕彰制度を設けて専任教員及び兼任教員それぞれで優れた者を表彰している。

また本学では、平成 19(2007)年度から専任教員を対象に教員評価制度を導入している。平成 27(2015)年度からは教員評価制度を改定し、より実質的な評価を実現することにより一層の教員の資質向上につながる体制とした。

職員の資質向上のためには、SD 委員会の設置、各種研修会への派遣及び学内研修会の開催等を推進している。

## 5) 社会貢献の実施

本学は学園一体で地域社会と密接に連携し、地域社会の発展に具体的に貢献するために下記機関を設置し、成果をあげている。

### 地域連携センター（法人本部）

本学園の地域連携及び地域貢献活動を活性化させ、学生の学びと成長を支援することを目的として、地域連携センターという地域連携専門の部署を平成 27(2015)年 4 月に大学に新設し、翌年法人本部に移管した。それまで地域交流委員会という本学の委員会活動に留まっていた従来の活動を、学園全体の活動に拡大し、地域・社会への貢献の充実を図っている。

### EAP 研究所

心身の健康に関する様々な研究及び EAP(Employee Assistance Program:従業員支援プログラム)の実践活動を通じて働く人々が健康で、希望を持って生活し、職場で活動できるよう支援を行っている。また、社会人対象の職場メンタルヘルス関係の研修を実施している他、学部学生、大学院生の実習やインターンシップの場としても機能している。

### 附属総合リハビリテーション診療所

地域住民のニーズに応える医療の場の提供、理学療法士、作業療法士の育成を目的とする臨床実習の場としても機能している。令和元(2019)年 8 月より「関西福祉科学大学附属整形外科リハビリ診療所」と名称変更し、リニューアルオープン予定である。

### 心理・教育相談センター

地域住民のニーズに応える心理臨床サービスの場として心理・教育相談を行うだけでなく、大学院生の教育・実習の場として研究の充実にも機能している。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

学校法人玉手山学園の歴史は昭和 17(1942)年 4 月 1 日、山田藤一を理事長とする財団法人山田学園によって玉手山高等女学校が設立されたことに始まる。天地万象の恩を感じ、恩に謝することをもって人生の哲理とした創立者山田藤一は学園の創立に当たって、教育の原点を「感恩」に求め、「感恩」を実践し得る女性の育成を学園の校是として掲げた。

それ以来、学園は時代の変遷の中で幾多の厳しい試練を克服しつつ、不断の改革、革新を重ねて今日に至ったが、その歴史において校是「感恩」は単なる標語や観念論としてではなく、学園建学の精神として止揚され脈々と生き続け、平成 9(1997)年開設の本学の原点になっている。学園小史をたどるとき、その経緯は明らかである。

関西福祉科学大学

< 学校法人玉手山学園の沿革 >

昭和 17 年 3 月	財団法人山田学園認可、玉手山高等女学校設置認可
昭和 23 年 4 月	学制改革により玉手山高等学校に改称
昭和 26 年 3 月	学校法人玉手山学園に組織変更
昭和 40 年 4 月	玉手山女子短期大学開設
	玉手山女子短期大学附属幼稚園開設
昭和 41 年 10 月	玉手山女子短期大学を関西女子短期大学に改称
	玉手山女子短期大学附属幼稚園を関西女子短期大学附属幼稚園に改称
昭和 45 年 4 月	関西女子短期大学附属歯科技工士学院開設 (昭和 56 年 4 月 関西女子医療技術専門学校へ移行開設)
昭和 49 年 4 月	玉手山高等学校を関西女子短期大学附属高等学校に改称
昭和 56 年 4 月	関西女子医療技術専門学校開設
平成 10 年 4 月	関西女子短期大学附属高等学校を関西福祉科学大学高等学校に改称
	関西女子医療技術専門学校を関西医療技術専門学校に改称
平成 17 年 4 月	関西女子短期大学 歯科衛生学科設置 (コースから学科へ)
平成 23 年 4 月	関西女子短期大学 医療秘書学科設置
	関西女子短期大学 医療秘書学専攻科設置
平成 25 年 3 月	関西医療技術専門学校 廃止 (大学・短期大学に発展的に移行)
平成 26 年 4 月	関西女子短期大学 保育科を保育学科に改称
	保健科を養護保健学科に改称
平成 28 年 4 月	関西女子短期大学 入学定員増 保育学科 (100 名→120 名)
平成 29 年 3 月	関西女子短期大学 医療秘書学科介護福祉コース 廃止 (大学へ発展的に移行)
平成 30 年 3 月	関西女子短期大学 医療秘書学専攻科 廃止
平成 30 年 4 月	関西女子短期大学附属幼稚園 認定こども園関西女子短期大学附属幼稚園に認定

< 本学の沿革 >

平成 9 年 4 月	関西福祉科学大学開設 社会福祉学部社会福祉学科設置
平成 13 年 4 月	関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻 (修士課程 (現在は博士前期課程) ) 設置
平成 15 年 4 月	関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科設置
	関西福祉科学大学 健康福祉学部健康科学科・福祉栄養学科設置
	関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科心理臨床学専攻 (修士課程) 設置
	関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻 (博士後期課程) 設置
平成 19 年 4 月	関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科保育士養成課程設置
平成 22 年 4 月	関西福祉科学大学 特別支援教育専攻科設置
平成 23 年 4 月	関西福祉科学大学 保健医療学部リハビリテーション学科 (理学療法学専攻/作業療法学専攻) 設置
	関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科保育士養成課程設置

関西福祉科学大学

平成 25 年 4 月	関西福祉科学大学 入学定員減 社会福祉学部社会福祉学科 (240 名→180 名) 臨床心理学科 (100 名→70 名) 健康福祉学部健康科学科 (90 名→80 名)
平成 27 年 4 月	関西福祉科学大学 保健医療学部リハビリテーション学科言語聴覚学専攻設置
平成 28 年 4 月	関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科を心理科学部心理科学科に改組
	関西福祉科学大学 教育学部教育学科 (子ども教育専攻/発達支援教育専攻) 設置
	関西福祉科学大学 入学定員減 社会福祉学部社会福祉学科 (180 名→140 名)
	関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科保育士養成課程 募集停止
	関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科保育士養成課程 募集停止
	関西福祉科学大学 入学定員増 保健医療学部リハビリテーション学科 作業療法学専攻 (40 名→50 名)
平成 29 年 3 月	関西福祉科学大学 特別支援教育専攻科 廃止
平成 29 年 4 月	関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科介護福祉士養成課程設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 関西福祉科学大学
- ・ 所在地 大阪府柏原市旭ヶ丘 3 丁目 11 番 1 号
- ・ 学部構成

【大学】

学部名	学科名	コース名・専攻名
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉コース
		精神保健福祉コース
		福祉実践コース
	*臨床心理学科	
心理科学部	心理科学科	現代心理コース
		臨床心理コース
健康福祉学部	健康科学科	健康科学コース
		養護・保健コース
	福祉栄養学科	臨床栄養管理コース
		食品開発・食育コース
保健医療学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻
		作業療法学専攻
		言語聴覚学専攻
教育学部	教育学科	子ども教育専攻
		発達支援教育専攻

※臨床心理学科は平成 28(2016)年 4 月 (3 年次編入は平成 30(2018)年 4 月) に学生募集停止し、平成 28(2016)年度から心理科学科に改組

関西福祉科学大学

【大学院】

研究科名	専攻名	課程
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	心理臨床学専攻	修士課程

・学生数、教員数、職員数

【学部 of 学生数】

(令和元(2019)年5月1日現在、単位：人)

学部・学科・専攻		入学定員	編入学定員(3年次)	収容定員	在籍者数				
					1年生	2年生	3年生	4年生	計
社会福祉学部	社会福祉学科	140	20	600	145	146	144	191	626
	臨床心理学科							8	8
	計	140	20	600	145	146	144	199	634
心理科学部	心理科学科	110	10	460	126	78	90	98	392
	計	110	10	460	126	78	90	98	392
健康福祉学部	健康科学科	80	10	340	83	63	78	76	300
	福祉栄養学科	80	5	330	61	70	77	75	283
	計	160	15	670	144	133	155	151	583
保健医療学部	リハビリテーション学科	170	0	680	186	176	161	111	634
	理学療法学専攻	80	0	320	86	84	75	54	299
	作業療法学専攻	50	0	200	58	51	55	37	201
	言語聴覚学専攻	40	0	160	42	41	31	20	134
	計	170	0	680	186	176	161	111	634
教育学部	教育学科	100	0	400	82	69	74	76	301
	子ども教育専攻	50	0	200	33	25	26	25	109
	発達支援教育専攻	50	0	200	49	44	48	51	192
	計	100	0	400	82	69	74	76	301
大学 計		680	45	2,810	683	602	624	635	2,544

※臨床心理学科は平成28(2016)年4月(3年次編入は平成30(2018)年4月)に学生募集停止し、平成28(2016)年度から心理科学科に改組

【大学院 of 学生数】

(令和元(2019)年5月1日現在、単位：人)

研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍者数				
				1年生	2年生	3年生	4年生	計
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻(博士前期課程)	20	40	5	3			8
	臨床福祉学専攻(博士後期課程)	3	9	0	1	2		3
	心理臨床学専攻(修士課程)	10	20	7	6			13
大学院 計		33	69	12	10	2		24

関西福祉科学大学

【学部の教員数】

(令和元(2019)年5月1日現在、単位：人)

学部・学科		教授		准教授		講師		助教		助手		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
社会福祉学部	社会福祉学科	5	6	3	7	1	1	1	1	0	0	10	15
心理科学部	心理科学科	8	2	1	3	1	0	0	0	0	0	10	5
健康福祉学部	健康科学科	8	3	1	3	1	1	0	0	0	0	10	7
	福祉栄養学科	5	3	2	3	2	1	0	0	0	0	9	7
保健医療学部	リハビリテーション学科	10	3	3	7	4	3	7	0	0	0	24	13
教育学部	教育学科	8	4	3	3	3	1	0	0	0	0	14	8
合 計		44	21	13	26	12	7	8	1	0	0	77	55

※臨床心理学科は、心理科学部へ改組のため平成28(2016)年4月より学生募集停止

※専任教員数には、学長・副学長兼務者(2名)を含む

【大学院の教員数(学部と兼務)】

(令和元(2019)年5月1日現在、単位：人)

研究科・専攻		教授		准教授		講師		助教		助手		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
社会福祉学 研究科	臨床福祉学専攻(博士前期課程)	11	4	1	4	0	0	0	0	0	0	12	8
	臨床福祉学専攻(博士後期課程)	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	心理臨床学専攻(修士課程)	10	4	2	3	0	0	0	0	0	0	12	7
合 計		24	11	3	7	0	0	0	0	0	0	27	18

※研究科教員は学部教員と兼務

【職員数】

(令和元(2019)年5月1日現在、単位：人)

正職員	パート (アルバイト含む)	派遣	合計
62	65	18	145

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は「感恩」であり、本学の使命はこの建学の精神「感恩」を原点に据えて、「建学の精神『感恩』を心得、実践する人を育成し、豊かな未来社会を作る。その達成に向け良質の教育活動と、活発な知的創造・研究活動を行う」と定めている。また、この「感恩」の構造化と具現化、その実践を支える「臨床福祉」の精神、「豊かな人間性」の涵養が、本学の教育理念である。

このような使命・教育理念を踏まえて学部・学科・専攻・研究科（以下、「各学科等」という。）の目的を設定しており、「大学学則」第3条第3項及び「関西福祉科学大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第3条第4項にこれを明記している。また、各学科等の教育目的・目標は、以下のとおり具体的に定めている。

《学部》

#### 1) 社会福祉学部

##### a) 社会福祉学科

社会福祉学科の目的は、「福祉社会を実現するために必要な理論と技術を教授し、幅広い視野、豊かな感性や柔軟な思考を育み、社会福祉の現場はもとより、企業、行政機関、地域社会において社会福祉のリーダーとして貢献できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、「社会福祉の専門職は言うに及ばず、広く地域社会において福祉社会の構築に貢献できる実践力を身につけた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の育成」を教育目的とし、「講義から演習さらに実習への学習プログラムを大切にし、社会福祉の実践に必要な価値観、専門的知識、技術や技法を修得する」ことを教育目標としている。

#### 2) 心理科学部

##### a) 心理科学科

心理科学科の目的は、「心理学の理論と技術を教授し、現代社会の様々な問題を心理学的知識をもって解決・支援できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、「医療・福祉・教育・産業・司法等の領域で、心身の健康問題を心理科

学によって分析・解決できる柔軟な能力を有する、公認心理師等の専門的職業人の育成」を教育目的とし、「こころの問題について科学的に分析・解決する理論・技法と、それらの問題を抱える様々な立場の人々によりそうカウンセリング・マインドとコミュニケーション能力を修得する」ことを教育目標としている。

### 3) 健康福祉学部

#### a)健康科学科

健康科学科の目的は、「健康に関わる理論と技術を教授し、トータルヘルスのリーダーとして活躍できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、「専門的知識を身につけ、児童生徒等・教職員の健康と安全を守る教育者（養護教諭）、及び働く人々の健康・環境マネジメントの専門家（第一種衛生管理者等）の育成」を教育目的とし、「トータルヘルスについての知識や専門的技術を修得すること」を教育目標としている。

#### b)福祉栄養学科

福祉栄養学科の目的は、「食・栄養に関する理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、「人が豊かに生きるための『栄養と食』について学び、ライフステージ（生涯）を通しての栄養管理・栄養指導を行える管理栄養士等の育成」を教育目的とし、「栄養や食品に関する基礎知識、栄養指導の実践技術力を修得する」ことを教育目標としている。

### 4) 保健医療学部

#### a)リハビリテーション学科

リハビリテーション学科の目的は、「現代科学並びにリハビリテーション医学の発展に追随し、応用し、リードできる知識を備えた人材を育てる」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、「障がい者を有する方の治療や、日常生活・社会生活に困難がある方の支援を行う医療専門職に必要な人格・知識・技能を備えた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の育成」を教育目的とし、医療専門職に求められる次のような人格・知識・技能を修得することを教育目標としている。

- ①医療人としての豊かな教養と人に愛される人間性
- ②リハビリテーション科学の発展と専門分化に追随し、応用できる知識と技術
- ③「超高齢社会」・「障がい児・者の支援」に対応する福祉科学の知識
- ④指導力と他の医療従事者との協調性

### 5) 教育学部

#### a)教育学科

教育学科の目的は、「子どもの教育に関わる理論と技術を教授し、様々な角度から見つめ、子どもの成長を多側面から支援できる専門的職業人を育成する」と「大学学則」で定めている。

これに基づき、「幅広い教養と、教育や保育に関する理論知や技能に基づいて、教育や保育の実践の場で専門性を発揮できる高い資質能力を有する教員や保育者、及び多角的な視点から現代社会の教育課題に応じうる教育人を育成すること」を教育目的とし、「教

育や保育の実践の場で専門性を発揮できる教員や保育者、及び現代的な種々の教育課題に応じうる教育人となるために必要な高い資質能力を身につける」ことを教育目標としている。

《大学院》

1) 社会福祉学研究科

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程の目的は、「社会福祉の理論と知識を基礎に対人支援技術を身につけた臨床福祉の高度専門職業人の養成」と「大学院学則」で定めている。

これに基づき、「社会福祉の理論と方法の統合をめざすとともに、講義と実習で身につけた実践理論と経験を基に、対人支援の価値と支援技術をみがき、修士論文作成を通して調査と理論的構築の力を深め、社会福祉実践のリーダーを養成する」ことを教育目的としている。

b) 臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程の目的は、「臨床福祉学の研究者と専門教育指導者の養成」と「大学院学則」で定めている。

これに基づき、「臨床福祉の領域における高度の理論と知識、また調査を含むさまざまな方法を身につけ、大学・大学院における教育と研究、あるいは各種研究機関における調査のエキスパートになり得る人を養成する」ことを教育目的としている。

c) 心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻修士課程の目的は、「臨床心理学を基礎に臨床支援のできる心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家の養成」と「大学院学則」で定めている。

これに基づき、「さまざまなところの問題を背負っている人たちを支援するために、心理臨床学専攻では家庭、学校、コミュニティ、医療、産業において心理支援を行える高度専門職業人としての心理臨床家の養成」を教育目的としている。

このように、本学の使命・目的及び各学科等の教育目的・目標は、学則等に定めており、本学ウェブサイト及び『学生便覧』等を介して、具体的かつ明確に示している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-①-1】 関西福祉科学大学学則 【資料 F-3】 参照

【資料 1-1-①-2】 関西福祉科学大学大学院学則 【資料 F-3】 参照

【資料 1-1-①-3】 2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18) 【資料 F-5】 参照

【資料 1-1-①-4】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3) 【資料 F-5】 参照

【資料 1-1-①-5】 UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79) 【資料 F-2】 参照

【資料 1-1-①-6】 本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html>

【資料 1-1-①-7】 本学ウェブサイト (情報公開: 教育研究上の目的 (大学/大学院 使命、教育理念、教育目的・目標))

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>

### 1-1-② 簡潔な文章化

大学／大学院の使命・教育理念及び各学科等の教育目的・目標は、閲覧者にその趣旨が伝わり易いように、「大学学則」及び「大学院学則」に規定する内容を基礎として、『学生便覧』や本学ウェブサイト等に記載している。特に、上述のとおり各学科等の教育目的・目標は、シンプルな文章構成とし、箇条書きを併用して平易かつ簡潔な文章表現としている。

【資料 1-1-②-1】 関西福祉科学大学学則【資料 F-3】 参照

【資料 1-1-②-2】 関西福祉科学大学大学院学則【資料 F-3】 参照

【資料 1-1-②-3】 2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18)【資料 F-5】 参照

【資料 1-1-②-4】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3)【資料 F-5】 参照

【資料 1-1-②-5】 UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79)【資料 F-2】 参照

【資料 1-1-②-6】 本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html>

【資料 1-1-①-6】 参照

【資料 1-1-②-7】 本学ウェブサイト (情報公開: 教育研究上の目的 (大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標))

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>

【資料 1-1-①-7】 参照

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の「基本理念」は「使命」「教育理念」「教育目的・目標」の3項目で構成されている。この「基本理念」は、本学の特色である建学の精神「感恩」とその実践を支える「臨床福祉」の精神、人の幸せを願う「豊かな人間性」及び「福祉科学」の実践を基軸として明文化されている。

また、「大学学則」「大学院学則」に定める各学科等の目的では、上述の「基本理念」を礎に、それぞれの専門性が特色として示されている。上述のとおり各学科等の教育目的・目標では、「基本理念」を基礎とするとともに、「人の幸せを願い行動して、高い志を持ち社会に貢献する人を育成する」という本学の教育の個性・特色を具現化しながら、各学科等の個性・特色を具体的に明示している。また、各学科等の専門性や人材養成像、卒業後の進路を見据えたコース・専攻制による教育体制等の学科・専攻特有の個性・特色も反映されている。さらに、「大学学則」「大学院学則』『学生便覧』、本学ウェブサイト等にこれらを明示することにより、学内外に対する周知も行えている。

【資料 1-1-③-1】 関西福祉科学大学学則【資料 F-3】 参照

【資料 1-1-③-2】 関西福祉科学大学大学院学則【資料 F-3】 参照

【資料 1-1-③-3】 2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18)【資料 F-5】 参照

【資料 1-1-③-4】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3)【資料 F-5】 参照

【資料 1-1-③-5】 UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79)【資料 F-2】 参照

【資料 1-1-③-6】 本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html>

【資料 1-1-①-6】 参照

【資料 1-1-③-7】 本学ウェブサイト（情報公開：教育研究上の目的（大学／大学院 使命、教育理念、教育目的・目標））

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>

【資料 1-1-①-7】 参照

#### 1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び各学科等の教育目的・目標は、毎年度全学的な確認・点検を行っている。この確認・点検の際には、社会情勢や学部の組織改編についても留意しながら、適切な表現や内容となるよう実施している。なお、掲載する媒体が異なっても、趣旨は一貫している。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状、使命・目的及び教育目的の設定は適切であるといえるが、今後の社会の変化に対応して、随時、使命・教育理念及び教育目的・目標を見直し、時代にあった形に進化させていく。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・教育理念及び各学科等の教育目的・目標は、毎年度全学的な確認・点検を行っている。その流れはまず、各学科の「学科会議」等を利用して確認・点検を実施し、所属学科教員から意見聴取を行う。そして、各学科等から提出される意見を基に、大学の主要管理職で構成する「執行部会」で協議を行った後、大学における教学最高審議機関である「大学評議会」で審議され、最終的に学長が決定したものを理事会や教授会で報告することとしている。この確認・点検の過程には、全教員が参画するほか、確認・点検の結果を協議・審議する執行部会及び大学評議会には理事長・学園長、常務理事・副学園長、学長、副学長、事務局長をはじめ、学部や各部署の管理職を務める教職員も出席しており、教職員がその点検に深く関与する仕組みとなっている。

なお、平成 27(2015)年度の『自己点検評価書』の改善・向上方策として、教員だけでな

く職員の参画を促すとしており、平成 28(2016)年度より大学事務局の各部署においても確認・点検を行っている。

以上のとおり、使命・教育理念及び教育目的・目標の確認・点検は全教職員が関与し、役員へ報告する体制をとっており、全学的な取り組みとして実施できている。また、使命・教育理念及び教育目的・目標に関する役員、教職員の理解と支持を得る取り組みも実施しており、一層の深化を図るよう努めている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-2-①-1】 2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18) 【資料 F-5】 参照

【資料 1-2-①-2】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3) 【資料 F-5】 参照

【資料 1-2-①-3】 UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79) 【資料 F-2】 参照

【資料 1-2-①-4】 本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html>

【資料 1-1-①-6】 参照

【資料 1-2-①-5】 本学ウェブサイト (情報公開: 教育研究上の目的 (大学/大学院 使命、教育理念、教育目的・目標))

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>

【資料 1-1-①-7】 参照

### 1-2-② 学内外への周知

学内への使命・教育理念及び教育目的・目標を周知する施策として、まず教職員に対しては、上述の各種会議での審議・報告のほか、事務局各部署フロアにおける「大学の使命」の掲示、「大学の使命」をはじめとした各種方針等の基礎情報を掲載した『教職員必携』の配付・携帯奨励等を通して、周知徹底を図っている。

また、学生に対しては、学生が日ごろ目にする機会の多い『学生便覧』の冒頭に使命・教育理念及び各学科等の教育目的・目標を掲載しているほか、学内の主要教室や共同フロアにおける「大学の使命」の掲示、『福科大通信』の毎号巻頭ページへの「大学の使命」の掲載、入学式や卒業式等の各種式典及び学生対象の行事等での言及等を通して、周知を図っている。学外に対しては、『UNIVERSITY GUIDE』及び本学ウェブサイトに明記している。その他、入学志願者に対しては、『UNIVERSITY GUIDE』及び本学ウェブサイト内に掲載し、受験生及び受験生の保護者、高校教員等への周知に努めている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-2-②-1】 2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18) 【資料 F-5】 参照

【資料 1-2-②-2】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3) 【資料 F-5】 参照

【資料 1-2-②-3】 UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79) 【資料 F-2】 参照

【資料 1-2-②-4】 本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html>

【資料 1-1-①-6】 参照

【資料 1-2-②-5】 本学ウェブサイト (情報公開: 教育研究上の目的 (大学/大学院 使

命、教育理念、教育目的・目標))

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>

【資料 1-1-①-7】 参照

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学園では、設置する各学校園が、建学の精神「感恩」の下に掲げるそれぞれの使命・教育理念や教育目的・目標を達成するための学園共通の教学活動の基盤となる「経営理念」を策定している。この「経営理念」は、学園のあるべき姿、目指すべき将来の姿を示すものであり、「建学の精神」「使命」「綱領」「ビジョン」で構成されている。この「ビジョン」の各項目に沿った、平成 30(2018)年度～令和 4 年度(2022)年度の 5 年間に取り組むべき具体的計画を、「第 3 期 (2018～2022) 学園中長期計画」としている。

したがって、大学の使命・教育理念及び教育目的・目標が中長期計画に反映される構図となっている。

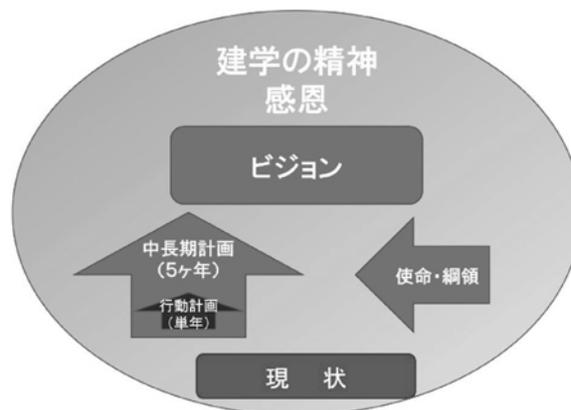


図 1-2-③-1 経営理念 概念図

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-③-1】 学校法人玉手山学園 経営理念

【資料 1-2-③-2】 第 3 期 (2018～2022) 学園中長期計画

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命に基づき、各学科等では各専門性における役割・特色を明確にした教育目的・目標を策定している。3つのポリシー (ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成方針)、アドミッション・ポリシー (入学者受け入れ基本方針)) では、各学科等の教育目的・目標を達成するための教育活動の指針を具体的に定めている。

ディプロマ・ポリシーでは、学科の教育目的・目標に照らして、学生が身につけるべき資質・能力を、高大接続の観点から学力の 3 要素を踏まえて、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」として定めている。

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに掲げた学生が身につけるべき資質・能力を養成し、専門性をもった倫理性の高い職業人を育成するため、カリキュラム (教育課程) を編成・実施するとしており、これも上述の教育目的・目標を反映している。

アドミッション・ポリシーでは、学科別で「求める学生像」を明記しており、これも上述の教育目的・目標を反映している。

以上のことから、使命や教育目的・目標は 3つのポリシーに反映しているといえる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-④-1】 関西福祉科学大学 3つのポリシー 【資料 F-13】 参照

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### 1) 教育研究組織の構成

本学は、社会福祉学部社会福祉学科という 1 学部 1 学科をもって平成 9(1997)年に創立された。その理念は、建学の精神「感恩」の構造化と具現化、その実践を支える「豊かな人間性」「臨床福祉の精神」の涵養である。そして、我が国の社会的構造、文化的特性に由来する社会の諸問題の解決のために、社会福祉の専門家として社会に貢献できる人材を育成するとともに、併せて社会福祉の研究を行うことを使命としている。学部創設から 4 年後の平成 13(2001)年には、福祉教育の理論研究のために大学院社会福祉学研究科、臨床福祉学専攻修士課程（現在は博士前期課程）を開設し、平成 15(2003)年には博士後期課程と心理臨床学専攻修士課程を開設している。

平成 15(2003)年には、我が国の社会福祉へのニーズの高まりと福祉領域の拡大に応え、福祉提供者と福祉利用者のこころのつながりの重視を理念に掲げた社会福祉学部臨床心理学科と、福祉利用者が何らかの弱点を補いつつも、幸せな人生を生きることを「健康」と「栄養」の側面から支援するという理念を掲げた健康福祉学部健康科学科及び福祉栄養学科を開設した。続いて、平成 23(2011)年には、福祉科学を基盤として医療の領域にもその教育研究領域を拡大し、福祉科学を視点に入れながら医療の専門分化にも対応できる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する保健医療学部リハビリテーション学科を開設している（言語聴覚士養成課程は平成 27(2015)年度開設）。さらに、平成 28(2016)年には、社会福祉学部臨床心理学科を発展的に改組し、人々が幸せな生活を送る基盤となるこころの理解とこころの健康に資する教育研究を行い、社会に貢献できる人材を育成する心理科学部心理科学科、及び子どもの成長をめぐる様々な課題や要望に応えるための教育研究を行い、子どもの健康な発達に貢献できる人材を育成する教育学部教育学科を設置し、現在では 5 学部 6 学科／1 研究科 2 専攻の教育研究組織構成に至っている。このように本学では、建学の精神に基づく教育理念に沿って、専門性を持った倫理観の高い職業人を育成する教育研究組織を構成している。

以上のとおり、使命・教育理念及び教育目的・目標を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

#### 2) 教育研究組織の整合性

本学は、「図 1-2-⑤-1 関西福祉科学大学 組織図」に示したとおり、5 学部・6 学科／1 研究科・2 専攻から構成されており、理事長の下に法人本部との経営的な連携を図るための経営教学協議会、本学及び関西女子短期大学（以下「短期大学」という）の運営に係る協議機関として執行部会や、両大学の教学に関する最高審議機関として大学評議会が設置されている。さらに各学部／研究科に教授会と研究科委員会が設置され、各種会議のもと適切に管理運営を行っている。

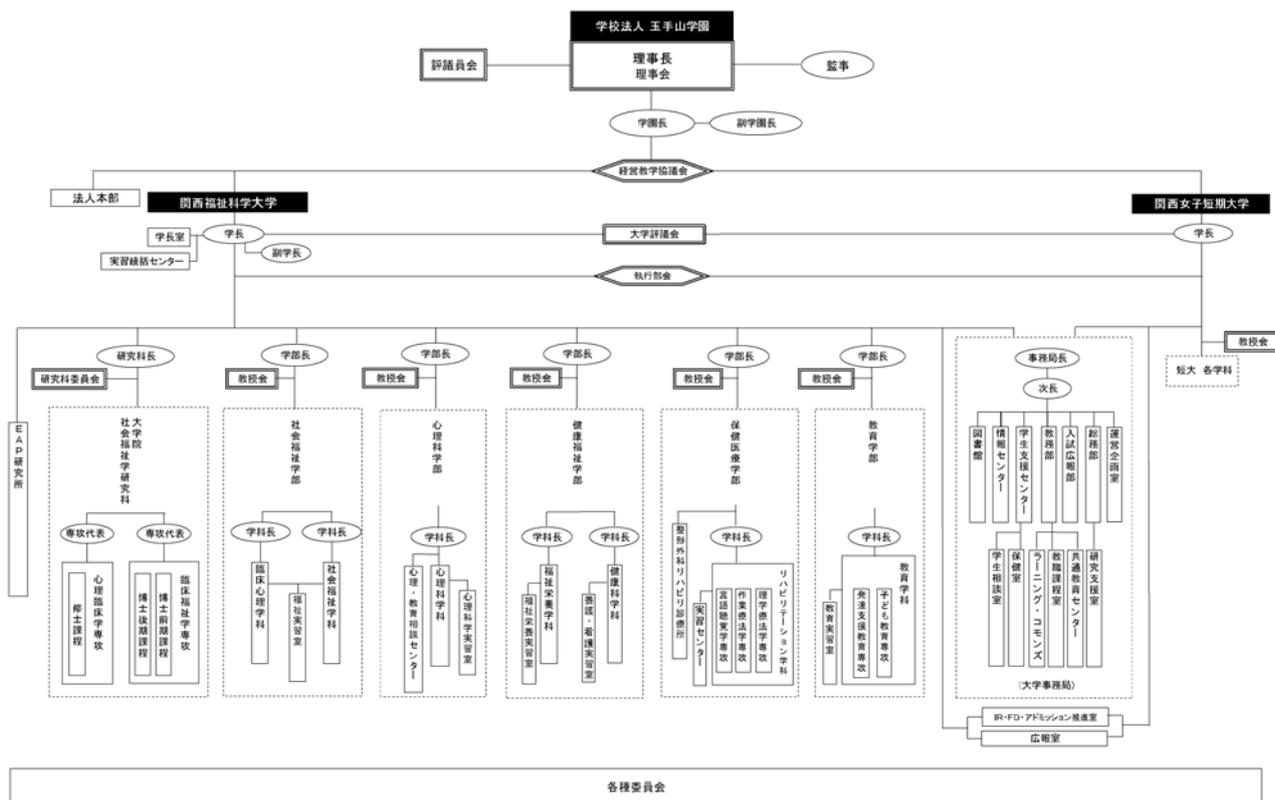
大学評議会は、大学より学長、副学長、研究科長、学部長・学科長、短期大学より学長、短期大学長が指名した教員、大学事務局より事務局長、事務局次長、大学及び短期大学長が指名した大学事務局の各部署長、教職員をもって構成され、教学に関する重要事項について審議する。

教授会は、学部長、教授、准教授及び専任講師をもって構成され、学部の教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとしている。

研究科委員会は研究科長及び研究科担当の専任教員をもって構成し、研究科の教学に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとしている。

教学運営を担う部署としては、大学事務局に教務部、図書館、情報センターが設置されている。また、その他の組織として、広報室、IR・FD・アドミッション推進室、EAP研究所が設置され、心理科学部心理科学科の関連組織として心理・教育相談センター、保健医療学部関連組織として附属総合リハビリテーション診療所（令和元(2019)年8月より「整形外科リハビリ診療所」に名称変更予定）が設置されている。これらは教育研究の目的を達成するため、学部や大学院と連携をとりながら、それぞれ適切に運営されている。

以上のとおり、使命・教育理念及び教育目的・目標を達成するため、上述の教育研究組織は適切に構成され整合性が図られている。また、教育目的・目標を達成するために、教育研究組織と運営組織が機能的に連携している。



・ 社会福祉学部臨床心理学科は平成28(2016)年4月より学生募集を停止し、心理科学部心理科学科へ改組  
 ・ 整形外科リハビリ診療所は、令和元(2019)年8月1日に総合リハビリテーション診療所から名称変更予定

図 1-2-⑤-1 関西福祉科学大学 組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・教育理念及び教育目的・目標については、大学の個性・特色を具体的に明示し、適切な見直しも適宜実施できていることから、特段の改善すべき点は見受けられず、今後も現在の取り組みを継続して実施していく。

### 〔基準1の自己評価〕

本学園の建学の精神は「感恩」であり、本学の使命はこの建学の精神を原点に据えて、「建学の精神『感恩』を体し、人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21世紀の福祉社会構築に情熱を持って寄与し得る人を育成する。その達成に向け良質の教育実践と、活発な知的創造・研究活動を行う」と定めている。この「感恩」の構造化と具現化、その実践を支える「臨床福祉」の精神、「豊かな人間性」の涵養が本学の使命・教育理念である。各学科等では、これらの全学的な方針の下に、それぞれの特色を反映した教育目的・目標を明確に定めている。

この全学的及び各学科等の使命・教育理念及び教育目的・目標を達成するために、全学的に「経営理念」「第3期（2018～2022）学園中長期計画」を策定し、各学科等においては3つのポリシーを明確に策定している。これらを、印刷物や本学ウェブサイトに掲載し、学内外での意識定着を図っている。

本学は、建学の精神に基づいた使命の下に5学部・6学科／1研究科・2専攻から構成される教育研究組織を設置している。これらの教育研究組織は、建学の精神を礎に構成されており、またこれらの下に、各種会議体等の運営組織を整備することで、本学における管理運営は適切に行われている。

以上のことより、本学では建学の精神を背景として適切に使命・教育理念及び教育目的・目標を明確にし、学内外へ公表するとともに、その達成に努めている。したがって、基準1「使命・目的等」について、基準を満たしていると判断した。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神や基本理念に基づき定めており、特に「求める学生像」は各学科等の教育目的を踏まえたものとなっている。アドミッション・ポリシーは、基本理念、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとともに、各学科等において、毎年内容を見直し、大学評議会で審議して教授会で報告することとしている。そのため、教職員における認識も高い状況にある。

建学の精神及び基本理念のもとに、「意欲のある学生」を受け入れるため、『UNIVERSITY GUIDE』『入試ガイド』、本学ウェブサイトにも各学科等のアドミッション・ポリシーを掲載している。また、オープンキャンパスや各種進路説明会、高校教員対象の説明会等で説明し、受験者、高等学校及び関係者への周知を図っている。

##### <エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-①-1】 本学ウェブサイト（アドミッション・ポリシー）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/admission.html>

【資料 F-13】 参照

【資料 2-1-①-2】 本学ウェブサイト（関西福祉科学大学 大学院の 3 つのポリシー）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html>

【資料 F-13】 参照

【資料 2-1-①-3】 UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79) 【資料 F-2】 参照

【資料 2-1-①-4】 大学入試ガイド 2020 (P.1~2) 【資料 F-2】 参照

【資料 2-1-①-5】 大学院入学案内 2020 (P.2) 【資料 F-2】 参照

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### 1) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施

本学のアドミッション・ポリシーは、本学ウェブサイトを始め、『入試ガイド』『UNIVERSITY GUIDE』等に掲載し周知を図るとともに、各入試においてもその方針に沿った入学者受入れを実施している。

特に AO 入試、ポテンシャル発見入試、特別推薦（指定校・課外活動）入試、公募推薦入試、社会人入試、編入学入試及び大学院入試では面接を実施し、受験生が本学のアドミッション・ポリシーの求める学生像に適合しているかを評価し、入学者に求める能力を多面的・総合的に評価し選考している。入試別の選考方法は以下のとおりである。

a) AO 入試

AO 入試は I 期～V 期で実施し、専願制を採用している。レポート（700 字～800 字程度、配点 50 点）、自己アピール（1 人 5 分～10 分程度（その後、質疑応答）、配点 40 点）及び調査書（評定平均値×2、配点 10 点）にて選考する。

b) ポテンシャル発見入試

ポテンシャル発見入試は、令和元(2019)年度に新たに導入した入試制度であり、自身の「伸びしろ」や「目標」といった可能性（＝ポテンシャル）を育成・評価する入試であり、受験するためには事前に「ポテンシャル発見プログラム」に 2 回（1st プログラムと 2nd プログラム）参加しなければならない。本入試は前期・後期で実施し、専願制を採用する。プレゼンテーション（1 人 5 分程度（その後、質疑応答）、配点 80 点）及び調査書（評定平均値×4、20 点）にて選考する。

c) 特別推薦（指定校、課外活動）入試

特別推薦（指定校）入試は、本学が指定する高等学校もしくは中等教育学校に在籍する者を対象に行うもので、専願制を採用している。特別推薦（課外活動）入試は、出身校においてハンドボール部、吹奏楽部、女子バレーボール部に所属していた者が、高校時代の実績を活かして受験する入試であり、専願制を採用している。両入試ともに調査書（評定平均値）及び面接（段階評価）にて選考する。

d) 公募推薦入試

公募推薦入試は A～C の 3 日程で実施しており、併願制と専願制の両方を採用している。併願は「基礎能力型」として、基礎能力（国語・英語・数学（3 科目より 2 科目選択、配点 100 点）、面接（段階評価）、調査書（評定平均点×4、配点 20 点）で評価する。専願は「基礎能力型」と「小論文型」の 2 種類の選抜方法から選択が可能で、「基礎能力型」は併願と同様、「小論文型」は小論文（600 字～800 字、配点 100 点）、面接（段階評価）、調査書（評定平均値×4、配点 20 点）にて選考する。

e) 一般入試

一般入試は A～C の 3 日程で実施しており、併願制を採用している。

一般入試 A は「2 科目型」と「3 科目型」の 2 種類の選抜方法から選択可能で、「2 科目型」は英語（コミュニケーション英語 I・II、英語表現 I）、国語総合、日本史 B、数学 I・A、生物基礎から 2 科目を選択し（1 科目を配点 100 点とし、高得点 1 科目×2 倍＝200 点満点、他 1 科目 100 点満点 合計 300 点満点）、学力試験により選考する。「3 科目型」は英語を必須（配点 100 点）として、国語総合、日本史 B、数学 I・A、生物基礎から 2 科目を選択し（1 科目：配点 100 点）、合計 300 点満点の学力試験により選考する。「3 科目型」は「2 科目型」と「3 科目型」の両方で判定を可能としている。一般入試 B と一般入試 C は、上記の「2 科目型」のみで選考する。

なお、福祉栄養学科のみ「2 科目型」「3 科目型」の選択科目に一部指定科目を設けている。

f) センター試験利用入試

センター試験利用入試は前期・後期で実施し、併願制を採用している。選考方法は大学入試センター試験の成績（2 教科 2 科目選択、各科目 200 点で 100 点満点の科目は 200 点満点に換算）にて選考する。

g) 社会人入試

社会人入試は前期・後期で実施し、専願制を採用している。選考方法は小論文（600字～800字、配点100点）、面接（段階評価）にて選考する。

h) 編入学入試

編入学入試は、社会福祉学科、心理科学科、健康科学科、福祉栄養学科を対象とし、3年次入学のみ実施している。一般選抜、社会人選抜、指定校推薦の3種類を設けており、一般選抜のみ併願、残りは専願制を採用し、前期・中期・後期の3日程で実施している。一般選抜と社会人選抜は、社会福祉学科・心理科学科・健康科学科では「小論文型」と「英語型」の2種類の選抜方法から選択可能で、「小論文型」は小論文（600字～800字）と面接、「英語型」は英語の学力試験及び面接により選考する。福祉栄養学科では「専門科目・英語型」として、生理学、生化学、食品学、基礎栄養学を含む栄養の領域の専門科目と英語の学力試験及び面接により選考する。指定校推薦は、書類審査と面接により選考する。

i) 大学院入試

大学院入試は一般選抜と社会人選抜の2種類を設けており、前期・後期で実施し、併願制を採用している。臨床福祉学専攻（博士前期課程）及び心理臨床学専攻（修士課程）の一般選抜では、英語・専門科目の筆記試験、面接及び出願書類を総合的に審査し選考する。社会人選抜では、上記英語の筆記試験を除き選考する。臨床福祉学専攻（博士後期課程）の一般選抜では、英語・専門科目の筆記試験、面接及び出願書類を、社会人選抜では、面接及び出願書類を総合的に審査し選考する。

各入学試験区分における合否判定については、プレ判定会議（学長、副学長、学部長、学科長、専攻長等関係者（メンバーは入試区分によって異なる））において合否判定の原案を作成し、各学部の教授会において合否を決定している。合否発表については、入試区分ごとに合否結果を本人宛に郵送している。

このように、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施している。

2) 入試問題の作成

入試問題の作成については、本学で行っている。年度当初に出題採点委員会により公募推薦入試、一般入試、社会人入試、編入学入試、大学院入試について、科目ごとの出題・採点委員、検査委員を選定し、学長による委嘱を行っている。出題に対する検査委員による検査を複数回実施することにより、ミスの防止に努めている。また、試験当日の体制として出題委員と直ぐに連絡が取れるような体制を整えている。

3) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証については、IR・FD・アドミッション推進室において、入学者選抜試験と出身高校ランク・卒業率・退学率・卒業時の取得単位数と平均点、入学時の試験結果で分析・検証を行い、入試委員会・執行部会にて結果報告を行っている。また、平成30(2018)年度より、入学試験における多面的・総合的な評価等を行うことのできる職員として「アドミッション・オフィサー」をIR・FD・アドミッション推進室に配置し、入試に関する情報をより集約して把握し、他の情報との有機的な結合を検討できる体制とした。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-1-②-1】 本学ウェブサイト（アドミッション・ポリシー）  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/admission.html>  
 【資料 F-13】 参照
- 【資料 2-1-②-2】 本学ウェブサイト（関西福祉科学大学 大学院の3つのポリシー）  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html>  
 【資料 F-13】 参照
- 【資料 2-1-②-3】 UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79) 【資料 F-2】 参照
- 【資料 2-1-②-4】 大学入試ガイド 2020 (P.1～2) 【資料 F-2】 参照
- 【資料 2-1-②-5】 2020 年度編入学入試（3 年次）学生募集要項 【資料 F-4】 参照
- 【資料 2-1-②-6】 2020 年度編入学入試（3 年次）指定校推薦 学生募集要項  
 【資料 F-4】 参照
- 【資料 2-1-②-7】 大学院入学案内 2020 (P.2) 【資料 F-2】 参照
- 【資料 2-1-②-8】 2020 年度大学院学生募集要項（博士前期課程・修士課程）  
 【資料 F-4】 参照
- 【資料 2-1-②-9】 2020 年度大学院学生募集要項（博士後期課程） 【資料 F-4】 参照
- 【資料 2-1-②-10】 関西福祉科学大学における入試種別等の影響について

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去4年間における入学定員に対する入学定員充足状況は下表2-1-③-1のとおりである。

表 2-1-③-1 入学定員充足状況（過去4年間）

（単位：人、％）

学部等	学科等	項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
社会福祉学部	社会福祉学科	入学定員	140	140	140	140
		入学者数	169	141	152	145
		入学定員充足率	120.7%	100.7%	108.6%	103.6%
心理科学部	心理科学科	入学定員	110	110	110	110
		入学者数	104	85	82	126
		入学定員充足率	94.5%	77.3%	74.5%	114.5%
健康福祉学部	健康科学科	入学定員	80	80	80	80
		入学者数	82	86	69	83
		入学定員充足率	102.5%	107.5%	86.3%	103.8%
	福祉栄養学科	入学定員	80	80	80	80
		入学者数	78	85	72	61
		入学定員充足率	97.5%	106.3%	90.0%	76.3%

関西福祉科学大学

保健医療学部	リハビリテーション学科	入学定員	170	170	170	170
		入学者数	168	178	175	170
		入学定員充足率	98.8%	104.7%	102.9%	100.0%
教育学部	教育学科	入学定員	100	100	100	100
		入学者数	81	80	71	82
		入学定員充足率	81.0%	80.0%	71.0%	82.0%
大学全体		入学定員	680	680	680	680
		入学者数	682	655	621	667
		入学定員充足率	100.3%	96.3%	91.3%	98.1%
社会福祉学 研究科	臨床福祉学専攻 博士前期課程	入学定員	20	20	20	20
		入学者数	5	3	2	5
		入学定員充足率	25.0%	15.0%	10.0%	25.0%
	臨床福祉学専攻 博士後期課程	入学定員	3	3	3	3
		入学者数	2	1	2	1
		入学定員充足率	66.7%	33.3%	66.7%	33.3%
	心理臨床学専攻 修士課程	入学定員	10	10	10	10
		入学者数	5	10	6	7
		入学定員充足率	50.0%	100%	60.0%	70.0%
大学院全体		入学定員	33	33	33	33
		入学者数	12	14	10	13
		入学定員充足率	36.4%	42.4%	30.3%	39.4%

平成 28(2016)年度に心理科学科と教育学科を新設し、初年度は両学科ともに定員確保には至らなかったものの、大学全体では前年度に続いて定員確保を達成できたが、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度は、大学全体でも定員を確保できず、厳しい結果となった。しかし、令和元(2019)年度には、心理科学科が定員充足率 114.5%の入学定員を確保したこともあり、大学全体での定員充足率は 98.1%となり、ここ数年低下傾向を示してきた定員充足率も平成 30(2018)年度を底に反転することとなった。入学定員の確保に向け、本学ウェブサイトを中心とした広報活動の活性化、高校教員対象の大学説明会の充実、高校訪問活動の積極化、オープンキャンパス参加者の満足度向上に向けての改善等の取り組みを行っている。また、本学及び併設の短期大学の教員が高大連携校（高等学校）に出向いて模擬講座（平成 30 年度は 8 校に対し、計 15 回）を行い、本学の魅力をアピールする活動を実施している。

また、研究科については、心理臨床学専攻（修士課程）は相応の入学者数を確保しているが、臨床福祉学専攻（博士前期課程・博士後期課程）では厳しい状況が続いている。入学定員充足状況の改善を図るため、本学ウェブサイトにて教員の専攻分野・研究実績の紹介を進め、修了者の学位論文も公開する等、本学の研究実績等を広く発信している。

<エビデンス集・データ編>

【資料 2-1-③-1】 認証評価共通基礎データ 様式 2 【共通基礎】 参照

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者確保については、今年度少し回復したものの定員確保には至っていないため、本学の特色をより鮮明に打ち出した広報を本学ウェブサイト、ダイレクトメール、SNS、交通広告等を連動させ、効果的に展開する。また、本学主催の大学説明会の充実、オープンキャンパスでの参加者満足度向上に向けての更なる改善を行う。そして、今年度より新たに導入したポテンシャル発見入試を積極的に広報し、周知することで志願者拡大に努める。

研究科においては、心理臨床学専攻は令和 2(2020)年度入学生から、従来の臨床心理士だけではなく、公認心理師にも対応した枠組みに変更となるため、特に臨床福祉学専攻について研究実績等を本学ウェブサイト等で広く公表することで研究科の意義について周知徹底を図り、学内外からの進学者の増加に努める。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の使命、目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるために、カリキュラム・ポリシーに基づき、教員と職員等との連携協働を行いながら、学修支援体制を整えている。

本学における学修支援は、教務委員会、教職課程委員会、実習統括センター会議、学生支援委員会及び学部学科別委員会（各種実習委員会、国試対策委員会等）並びに学部・学科単位で学部長・学科長、各種担当教員が、それぞれの役割に応じて学修支援に関する方針や計画を立案し実施している。特に、教育課程等の教務事項に関しては、教務部長（教員）、教務副部長（教員及び職員）、及び各学科の教務主任、教務委員と教務部の職員で構成される教務委員会にて、教育課程編成、授業計画等、各種事項を企画・立案・審議している。教務委員会を始めとして、各種委員会には関係部署の職員が適宜委員として参加し、教職協働の支援体制が機能している。

履修及び授業に関する支援については、教務部が対応している。各学期の始めにオリエンテーションを開催し、教育課程や履修について説明をしている。履修登録については、学生が各学期の始めに Web 登録を行うため、教務部職員は教員と連携をとりながら学生の支援を行っている。また、教室の管理や授業支援も行っている。

また、平成 28(2017)年度より専任教員が学生一人ひとりに対し、入学から卒業まで、学修・資格・就職等、学生生活全般の相談に応じサポートする「AA 制度」を全学的に導入した。さらに、学修支援をより機能的に行うことを目的に、学修支援に関する情報を一元管理し、関係教職員が閲覧・記録できるシステム「学生カルテ」を、平成 30(2018)年度から導入し、運用を開始している。本学はウェブブラウザを使ったポータルシステムとし

て「UNIVERSAL PASSPORT」（以下「ユニパ」という）を導入しているが、「学生カルテ」は「ユニパ」の機能の一つで、支援情報に関する紙面や種々のデータを「学生カルテ」に集約することで、学生情報を一元管理することができるシステムである。学生の成績等の学籍情報はシステム上で閲覧でき、その上で当該学生の授業の出席状況やAA教員の面談記録等、個別の情報を記録できる。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-2-①-1】 令和元年度 大学・短期大学資料

- ・管理運営組織図 (P.5)
- ・委員会編成 (P.37～42)
- ・委員会業務一覧 (P.43～53)

【資料 2-2-①-2】 2019 年度 学生便覧 (P.25) アカデミックアドバイザー (AA) 制度 【資料 F-5】 参照

2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 障害のある学生への配慮

障害のある学生への配慮については、障がい学生支援委員会を設置しており、施設・設備に関する配慮、授業等の支援、障害のある学生の自立支援等、障害のある学生の修学の支援方法を検討している。また、教務部・学生支援センターに担当職員を置き、日常生活における相談に随時対応している。当該学生から相談があった場合、ヒアリングを行い、障害の状況を確認した上で、授業や試験においては座席位置、資料配付等、必要な配慮を行っている。それらの情報は、必要に応じて所属学科の学科長、教務主任、学生支援センター、教務部で現状認識と今後の対応等について情報共有を図っている。

2) オフィスアワー制度

本学では、教員が研究や学修または必要に応じて大学生活や進路についての相談に応じる時間を設ける制度として、オフィスアワー制度を全学的に実施している。学生は「ユニパ」を通じて教員のオフィスアワーを確認することができる。また非常勤講師への相談は、授業が終了した時間を活用し相談等を行うよう『学生便覧』に記載して、学生に周知している。

3) 教員の教育活動を支援するための TA ( Teaching Assistant)の配置

本学では、各学科等で目指す専門職を養成するために、講義、演習、実験、実習、実技等の授業を展開している。心理科学科の学内実習においては、TA の活用を行い、授業効果向上に寄与している。それ以外の学科等においては、実習関係の授業にて、学科の特性に応じて実習室に配置されている職員（実習助手等）が指導補助を行っている。

また、本学では自習室の範疇にとどまらない新たな学修の場を提供し、学生の自発的な学修への促進に資することを目的として、ラーニング・コモンズを設置している。ラーニング・コモンズにおいては、ピア・サポートとして TA 及び SA(Student Assistant)を活用している。

4) 中途退学、休学及び留年への対応

中途退学、休学及び留年への対応策として、「学生の学修活動支援フロー」に基づき、教

員と職員が連携協働する体制を整えている。AA 教員が当該学生と面談を行い、相談・指導を実施している。個々の学生により状況・背景が異なるため、学生支援センターを始めとする関係教職員が連携し、必要に応じて保護者とも連絡を取りながらサポートの必要な学生への対応を行っている。また、「学生カルテ」を活用して中途退学、休学及び留年に至るまでの対応状況を教職員間で情報共有ができる体制を構築している。

#### 5) サプリメンタル・インストラクション (Supplemental Instruction)

サプリメンタル・インストラクションは、教員が行う補習授業ではなく、学生が行うグループ補習でリメディアル教育効果を目指すものであり、平成 30(2018)年度より導入している。主に新入生を対象に、基礎学力を補完する目的で、上級学生とのグループ学習を行っている。学生主体による学習を行うことで、従来教員が行っていた基礎学力養成講座より補習対象者に寄り添った学習プログラムとなっており、結果として基礎能力向上の一助となっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-2-②-1】2019 年度 学生便覧 (P.25) オフィスアワーの制度

【資料 F-5】参照

【資料 2-2-②-2】平成 31(2019)年度 教職員必携 (P.5~6)

【資料 2-2-②-3】令和元年度 関西福祉科学大学「学長裁量経費」計画調書

(関西福祉科学大学サプリメンタル・インストラクション (K-SI))

#### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 30(2018)年度に「学生カルテ」を導入したが、活用率が想定より低いのが課題である。教員へ周知徹底するために、教員研修会で活用方法の説明を行うとともに、利用状況の検証を行う。また、障害のある学生への支援については、合理的配慮についてのガイドラインの整備を行う。オフィスアワー制度や TA/SA の活用については、教育活動の効果向上に寄与していることから、今後も継続して実施していく。中途退学者、休学者及び留年者の抑止に向けた取り組みについては、継続して教員と職員が連携協働して対応していく。また、サプリメンタル・インストラクションについては、より多くの新入生が参加するよう体制を再構築する。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、全学を挙げて、学生の社会的自立を可能とする進路選択の支援を行っているが、専門性の強い学科で構成されているため、国家資格の取得や教員採用試験の可否が学生の進路に大きく影響する。そのため、国家資格それぞれに対応した国家試験対策委員会や教

員採用試験合格を目指す学生指導のための教員採用試験等対策委員会が存在し、そのメンバーとして関連する学科教員、教務部及び学生支援センターの担当職員が配置されている。また、専門性の高い分野への就職者が多いため、学生支援センターと各学科の委員とで構成された学生支援委員会就職部会を組織するとともに、学科と学生支援センターが緊密に連携するよう学生支援センター職員を各学科に担当配置している。全学科共通の就職に関する課題については、就職部会において対応を協議する体制を整えている。

各種資格試験に関しては、表 2-3-①-1、就職率（就職者数／就職希望者数）は表 2-3-①-2 のような実績を挙げている。

表 2-3-①-1 国家試験等合格状況（新卒者対象）

（単位：人、％）

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
社会福祉士	421	65	15.4%	373	81	21.7%	345	63	18.2%
精神保健福祉士	25	10	40.0%	24	16	66.7%	29	15	51.7%
管理栄養士	54	53	98.1%	47	47	100%	50	49	98.0%
理学療法士	57	56	98.2%	67	66	98.5%	68	67	98.5%
作業療法士	39	37	94.9%	28	27	96.4%	37	31	83.8%
言語聴覚士	—	—	—	—	—	—	20	15	75.0%
養護教諭 （採用試験）	—	7	—	—	15*	—	—	8	—

※うち 1 名は特別支援学校教員

表 2-3-①-2 就職状況

（単位：人、％）

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			
	就職希望者数	就職者数	就職率	就職希望者数	就職者数	就職率	就職希望者数	就職者数	就職率	
社会福祉学科	150	144	96.0%	159	155	97.5%	165	161	97.6%	
臨床心理学科	51	48	94.1%	57	56	98.2%	43	41	95.3%	
健康科学科	79	79	100%	83	82	98.8%	77	76	98.7%	
福祉栄養学科	76	76	100%	60	60	100%	76	76	100%	
リハビリテーション学科	理学療法学専攻	56	56	100%	69	69	100%	66	66	100%
	作業療法学専攻	39	39	100%	25	25	100%	32	32	100%
	言語聴覚学専攻	—	—	—	—	—	—	15	15	100%
全体	451	442	98.0%	453	447	98.7%	474	467	98.5%	

※就職率（％）＝就職者数／就職希望者数

上述の各種資格試験支援及び就職支援として、下記の各種取組みを行っている。対策講座は学科独自で行う場合もあれば、必要に応じて外部機関を採用する場合もある。

#### 1) 資格取得支援

本学で取得可能な資格について、下記のような受験対策支援を行っている。

- ・社会福祉士・・・受験対策講座、ガイダンス、クラス別指導、模擬試験
- ・精神保健福祉士・・・受験対策講座、ガイダンス、クラス別指導、模擬試験
- ・管理栄養士・・・受験対策講座、ガイダンス、模擬試験、成績不良者個別学習指導
- ・理学療法士・・・受験対策講座、模擬試験、三者面談
- ・作業療法士・・・受験対策講座、国家試験対策合宿、定期過去問テスト、模擬試験
- ・言語聴覚士・・・受験対策講座、定期過去問テスト、模擬試験

#### 2) 教員・公務員試験対策講座

教員採用試験や公務員専門採用試験対策講座を実施している。

- ・教員採用試験（養護教諭・小学校教諭等） 対策講座、面接対策講座、模擬試験
- ・福祉行政職試験 対策講座、グループ学習、面接演習
- ・心理行政職試験 対策セミナー

#### 3) キャリア教育

全学科共通の必修科目として基礎分野に「キャリアデザイン」を開講し、オムニバス形式でキャリアに関する各種テーマについて講義を行っている。ただし、リハビリテーション学科の言語聴覚学専攻のみ、「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」の科目において、キャリア教育に該当する内容を実施している。また、社会福祉学科・健康科学科・福祉栄養学科の共通科目として「キャリア開発」を開講し、各学科の特性にあった内容のキャリア教育を実施している。心理科学科では、「心理の現場と症例理解」で心理現場の実際について学ぶ機会を設け、リハビリテーション学科（理学療法学専攻・作業療法学専攻）では、「医療キャリアデザイン」を開講し、医療従事者の心構え等について指導している。教育学科では、オムニバス形式による「教師のキャリア発達」を開講し、教師や保育者がキャリアの発達過程で出会う種々の課題と、それらに応じて求められる資質・能力を理解することにより、キャリア意識の形成を促し、途中でリタイアしない職業人の育成を目指している。

なお、全学的に基礎分野の科目の見直し・スリム化を行い、令和 2(2020)年度より全学共通的な「キャリアデザイン」を廃止し、より学科に特化したキャリア科目にて対応する予定である。また、リハビリテーション学科では、言語聴覚学専攻を含む 3 専攻にて、「医療キャリアデザイン」を開講する予定である。

また、本学では専門にかかわらず社会で求められる汎用的な能力・態度・志向（ジェネリックスキル）をリテラシーとコンピテンシーから測定する PROG テストを、平成 30(2018)年度より導入している。1 年生と 3 年生を対象として全学的に実施し、大卒者として社会で求められる汎用的な能力・態度・志向の育成を図っている。なお、この PROG テストは学修成果の可視化にも活用される。

#### 4) 実習・インターンシップ

本学では、資格（受験資格）取得の要件として実習がカリキュラムに組み込まれおり、学習内容実践と理解深化の機会であると同時に、実際の現場を体験しての進路自問の機会

ともなっている。

また、職業意識を高め、社会経験を積むことにより、自分に適した進路を決定する支援の一環として、社会福祉学科と健康科学科にて専門共通科目にインターンシップの科目を開講している。健康科学科においては、一般的就労体験としての大学コンソーシアムプログラムへの参加指導を行っている。さらに、企業の安全衛生部門における第一種衛生管理者業務の体験、本学附属の EAP 研究所での労働者職場復帰プログラムへの参加等、専門性に沿った就業体験の機会を設けている。インターンシップの意義やキャリア形成について理解を深め、自己分析を進めるとともに、調査や報告発表会を行う等、事前事後指導を徹底して行っている。

#### 5) 就職活動支援

学生の就職活動支援については学生支援センターが中心となって以下のような取組みを実施している。

##### a) 就活サポートプログラム

学生が早期に自分の特性を見出し、適切な就職活動が行えるよう、就職活動の各段階におけるプログラムを無料で提供している。

<就職活動の準備> 就活セミナー、インターンシップセミナー

<全体像の把握> 就職基礎講座、就職活動の模擬体験イベント「モギ就」

<就職先の選択> 自己理解講座、業界研究講座

<エントリー> 合同企業説明会準備講座

<応募書類提出> 履歴書・エントリーシートの書き方講座、自己 PR 講座

<筆記試験対策> SPI 講座、SPI 模試

<面接試験対策> 就職マナー講座、面接対策講座（集団面接編、グループディスカッション編、個人面接編）、時事問題対策講座、就活実践力 UP 講座

<各種説明会> 各学科の専門性に沿った就職ガイダンス

公務員募集説明会（警察、法務教官、自衛官、教諭）

##### b) 学生就職相談体制

学生支援センター職員及び熟達した就職カウンセラー3名を配置することで、学生からの各種就職相談に対応している。年間約700件の相談に対応、学生の就職決定までサポートしている。また、学生支援センター職員と連携のもと、AA教員も学生からの就職相談に対応している。

##### c) 求人情報の提供について

本学に到着する求人情報は、一覧を作成、学生の閲覧に供している。求人検索 NAVI システムを平成29(2017)年4月から整備しており、情報を入力し、求人票を学生がパソコン・スマートフォンからも閲覧できるように利便性を図っている。

##### d) その他

一般行政職を視野に入れた公務員試験の対策講座や、福祉住環境コーディネータ2・3級の対策講座等を実施する等、各種講座を安価で提供している。

#### 6) 進学支援

大学院・他大学編入学等の進学関連資料等は学生支援センターにおいて分類・ファイリングし、一覧を作成、学生の閲覧に供している。学生指導については、AA教員が行って

いる。

#### 7) 大学院生の支援

大学院生の支援としては、臨床福祉学専攻では、実習を履修する学生については、担当教員が学生と面談し、希望する実習先について考えを聴取し、必要な指導を行った上で配置している。実習先との連携、事後指導についても行っている。

心理臨床学専攻では、臨床心理士資格取得の支援、修了後の技術向上を目指し、「臨床心理実習」において、毎週3時間、大学院生自らがケースプレゼンテーションを行い、活発な議論と教員（学外の臨床心理士とのコラボレーションも含め）による各専門分野からのスーパーバイズを行う機会を持ち、高い専門知識と技能の修得がなされている。また、併設短期大学の附属幼稚園（認定こども園）において、保護者の中で希望者を対象に園児の「発達チェック」を行う等、課外授業としての「地域支援活動」も行っており、心理検査の実施法やその解釈方法、結果のフィードバックを実習で行い、より実践的な力がつけられるよう支援している。また、平成30(2018)年度より、心理臨床学専攻にて公認心理師資格取得に対応したカリキュラムを実施しており、引き続き適切な支援を行っていく。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 2-3-①-1】関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程【資料 F-9】  
参照

【資料 2-3-①-2】シラバス「キャリアデザイン」「キャリア開発」「心理の現場と症例理解」「医療キャリアデザイン」「教師のキャリア発達」  
【資料 F-12】参照

【資料 2-3-①-3】就職ハンドブック 2020

【資料 2-3-①-4】本学ウェブサイト（就職支援プログラム）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/career/employment/facetoface.html>

#### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

就職については、良好な成果を得ているが、これに満足することなく、多様化する学生に対応した様々な方向からの改善を図る。

キャリア教育については、全学的に基礎分野の科目の見直しを行い、令和2(2020)年度より全学共通的な「キャリアデザイン」を廃止し、より学科に特化したキャリア科目を残した新しいカリキュラムに変更する。リハビリテーション学科では、言語聴覚学専攻を含む3専攻にて、「医療キャリアデザイン」を開講する。

各学科においては、より専門性を重視し、卒後に役立つ教育の充実を学科の特性に合わせて行っていく。

### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援

学生サービス・厚生補導に係る事項については、学生支援センター長を委員長とした学生支援委員会（委員会内下部組織として「学生部会」「就職部会」）を組織し、定期的に委員会を開催して協議、提案している。また、課外活動支援として大学学友会、クラブ・サークル委員会、大学祭実行委員会といった学生組織の日常活動に関する指導・支援、また予算管理・指導等を行い、各クラブやサークルの活動費補助を実施している（活動費補助は教育後援会より助成）。学生福利厚生サービスとしては、主に遠隔地から入学する学生のための学生寮（女子寮）の管理・運営、学生の事故被害による負担軽減を目的とした「学生教育研究災害傷害保険」の加入等を行っている。その他、最寄駅からのスクールバス（本学園運営・管理の下、近鉄バス株式会社に委託）の運行を行っている。

2) 経済支援

学生支援センターに奨学金担当職員を2名配置し、日本学生支援機構奨学金や各地方自治体、民間団体取扱いの各種奨学金の個別相談、情報収集と提供、申請受付、申請書類の精査等、関係手続について随時対応している。また、総務部では保護者組織である「関西福祉科学大学教育後援会」において、止むを得ない事情により家計が急変した家庭の学生に対し奨学金を支給する「教育後援会奨学金制度」を運用している。学園において同じく経済的理由により就学の継続が困難と判断される者に学資を貸与する「修学資金貸与制度」を設けている。その他、入学時成績優秀者を支援する「関西福祉科学大学入学試験奨学金制度」、遠隔地からの学習意欲の高い優秀な受験生支援を行う「関西福祉科学大学遠隔地学生奨学金制度」、本学園の卒業生・在学生の血縁者を対象とした「玉手山学園ファミリー入学時奨学金制度」を設け運用している。さらに、令和2年4月から始まる高等教育の修学支援新制度に関しては、学内の対応体制を整備した。

3) 健康管理

安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるように保健室（室長1名、協力教員5名、看護師1名）を常設し、年一度の健康診断、怪我や体調不良の応急処置、日々の健康相談・指導等を行っている。また、学生相談室（室長・副室長各1名、担当教員1名、非常勤カウンセラー3名）を設置している。カウンセラーは曜日交代制となっており1名ないし2名が常駐し、学生生活での支援が必要となる学生や学生の心的相談対応を行うほか、主に昼休みの居場所の提供を目的とした「ゆうゆうランチアワー」（週2日）等を実施している。学生支援センター、保健室、学生相談室のスタッフ間で、月1回カンファレンスを通じて、支援が必要となる学生の情報共有を図っている。加えて、学部・学科との情報共有を図るため健康情報委員会を設置し、諸問題を抱える学生について担当教員との迅速な情報共有、問題解決を図れる体制を敷いている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-4-①-1】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程

【資料 F-9】 参照

- 【資料 2-4-①-2】 関西福祉科学大学 学生寮規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 2-4-①-3】 関西福祉科学大学教育後援会奨学金支給規則【資料 F-9】 参照
- 【資料 2-4-①-4】 関西福祉科学大学修学資金貸与規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 2-4-①-5】 関西福祉科学大学入学試験奨学金給付規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 2-4-①-6】 関西福祉科学大学遠隔地学生奨学金給付規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 2-4-①-7】 玉手山学園ファミリー入学時奨学金規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 2-4-①-8】 学生相談室活動報告（第 14 号）（2018 年度）
- 【資料 2-4-①-9】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学健康情報委員会規程【資料 F-9】 参照

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活安定のために行われる学生支援、経済支援、健康管理について、その業務を担う組織は適切に機能している。さらに、健康情報委員会を基軸として教職員間の情報共有、問題解決機能を向上させ、学生支援体制の一層の改善・充実を図る。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

##### 1) 校地・校舎

本学の校地は、大阪府柏原市の閑静な場所にあり、教育にふさわしい環境である。大学院においては夜間講義があり、大阪市内に教室を設け教育研究活動に支障がないよう施設を整備している。

校地、校舎等の面積は、大学設置基準を満たしており、大学が占有する校舎は5棟（大学2号館、大学3号館、大学4号館、大学5号館、大学6号館）あり、他所属と共有する校舎も5棟（学園本館、大学本館、短大1号館、短大4号館、短大5号館）ある。大学が占有する校舎には、自動ドア、エレベーター、多目的トイレ、スロープを設置する等バリアフリーに対応している。体育設備については、学園共用運動場及び適切な面積の学園総合体育館「Do夢」を備え、授業・クラブ活動に有効活用している。厚生補導施設については、大学本館に大学食堂、さらに書籍販売店を併設したコンビニエンスストアを備え、学園本館内の食堂と併せて利用されている。また、図書館については、大学本館3階に大学図書館、学園本館4階に併設の短大図書館を設置しており共用としている。情報処理実習施設については、学生用パソコンは大学本館及び大学2号館等学内に、情報処理実習室3室、学習スペース2室、図書館及び図書館内のラーニング・コモンズ、アクティブ・ラーニング教室

(大学本館6階613講義室)にそれぞれ整備している。大学附属の心理・教育相談センターでは、地域住民に対して相談業務を行うとともに、本学大学院社会福祉学研究科心理臨床学専攻学生の臨床実習施設としても機能している。また、平成25(2013)年9月に、関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所を開設した。内科、整形外科、リハビリテーション科の診療を行うほか、保健医療学部の研究・教育(実習を含む)の場としても活用している。本診療所は令和元(2019)年8月に、整形外科リハビリ診療所と名称変更し、リニューアルオープン予定である。

## 2) 管理・運営

校地・校舎の維持管理は主に法人本部施設部と大学事務局総務部が行っている。施設・設備における維持、運用、管理の効率化を図るために、施設総合管理システムを導入しており、常駐の施設・設備の管理要員(外部委託)を2名配置している。外部委託として契約することにより指示命令システムを1本化し、施設・設備案件への対応のスピードアップを図っている。これにより学生満足度に直結する不具合への初期対応を充実させるとともに、夜間や土曜日の対応が可能な体制となった。このように、学園の施設総合管理部門を窓口として、法令に基づいた設備管理・定期保守・清掃管理・改修更新等を専門的な視点で実施することで、施設・設備の安全性及び適正稼働確保により教育環境の向上を図っている。

施設・設備の安全管理面では、火災・地震対策のために、学園統一の消防計画を定めている。平成30(2018)年度に学園防火・防災管理規程及び消防計画の再整備を行った。その消防計画の中で、防火管理体制、予防管理対策、大規模地震の対策、警戒宣言発令時の対策についての諸規則を整備している。

## 3) 講義室・演習室・学習自習室等

演習室や一部の小講義室にはTVモニターを設置し、その他の小講義室及び中講義室以上の講義室についてはプロジェクターを常設し、視聴覚機器を用いた授業に対応している。これら、AV機器の整備、改修においては年次計画を立てて更新を検討しているが、AV機器のトラブルが生じた場合には、授業への影響が出ないように対応している。また、自習のできる環境として、図書館及び大学4号館7階、8階の学習スペースにパソコンを常設するとともに、大学本館4階404情報処理実習室及び大学2号館102情報処理実習室については授業を行っていない時間のみ開放している。従来、授業で使用していた大学本館402小講義室に個人学習机を配置し、個人やグループ学習のできる自習室を設置している。また、大学2号館401、402、404小講義室の3人掛けの長机をキャスター付きに、大学4号館309小講義室は個人学習机に変更し、演習形式の授業にも対応できる教室とした。

その他、大学6号館に設置していた「ラーニング・コモンズ」を大学本館3階図書館内に設置し、また大学本館613講義室を「アクティブ・ラーニング教室」に改修をしたことで、学生の自発的な学修の促進、協同学修を推進している。さらには、学生満足度調査の中に、「施設・設備・運営サービス等」の項目を設け、学生の意見を教育・学習環境の整備等に反映させている。ラーニング・コモンズでは、ラーニング・コモンズ運営委員会を中心に学生の利用を高めるための工夫を検討している。

さらに、令和2(2020)年度には、併設の短期大学と共用の新校舎を建設予定であり、1階は事務室、2・3階にラーニング・コモンズ、4～6階に講義室を配置し、新しい学びの場としての活用を見込んでいる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-①-1】 本学ウェブサイト（キャンパスマップ）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/campusmap.html>

【資料 F-8】 参照

【資料 2-5-①-2】 学園総合体育館管理使用規程【資料 F-9】 参照

【資料 2-5-①-3】 学園総合体育館運営委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 2-5-①-4】 学園総合体育館管理使用細則（授業及び行事）【資料 F-9】 参照

【資料 2-5-①-5】 学園総合体育館管理使用細則（課外活動）【資料 F-9】 参照

【資料 2-5-①-6】 学校法人玉手山学園防火・防災管理規程【資料 F-9】 参照

【資料 2-5-①-7】 玉手山学園 消防計画【資料 F-9】 参照

【資料 2-5-①-8】 関西福祉科学大学ラーニング・コモンズ規程【資料 F-9】 参照

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設

各学科の教育目的・目標に示す職業人を養成するために、学内外の実習は不可欠であり、実習を円滑に行うために、表 2-5-②-1 に示すとおり、各学科に実習室を設けている。実習室には職員が配置されており、学内実習の準備、学外の実習先との連絡・調整、学生の相談対応、各種資格に関する資料や情報の提供等の支援を行っている。

表 2-5-②-1 各学科実習室一覧

学科名	実習室名	場所
社会福祉学科	福祉実習室	大学本館 8 階
心理科学科	心理科学実習室	大学本館 6 階
健康科学科	養護・看護実習室	大学 3 号館 4 階
福祉栄養学科	福祉栄養実習室	大学 2 号館 6 階（福祉栄養実習室 A） 大学 2 号館 8 階（福祉栄養実習室 B）
リハビリテーション学科	実習センター	大学 4 号館 3 階
教育学科	教育実習室	大学 6 号館 1 階

心理科学科では、心理学実験の授業に使用する「心理科学実験室」や研究演習等にて使用する「心理学実習室」「観察室」を設置し、快適な学修環境を整備し、有効に活用している。また学生が卒論作成等に利用できるよう「心理学系実験室」を設けている。

福祉栄養学科では、平成 30(2018)年 9 月に「臨床栄養学実習室」及び「栄養教育論実習室」並びに「福祉栄養実習室 A」をリニューアルし、視聴覚教育を行う栄養教育論分野に要する ICT 教育設備と、学外臨地実習を行う実習施設に備える臨床栄養学分野の栄養サポートチーム（NST）教育設備を整備し、学修環境を充実させた。

リハビリテーション学科では、平成 30(2018)年度に大学 4 号館 7 階と 8 階の自習室の改装を行い、小自習室を中規模の自習室に変更した。これにより、7 階を理学療法学専攻の

国家試験対策講座に、8階を言語聴覚学専攻の国家試験対策講座に使用できるようになり、各専攻の4年生が常時勉強に利用できる場所を確保した。

教育学科では、学生の自主的なピアノの練習が行えるような環境を整備するため、大学6号館7階のML室の改修を行った。また、子ども教育専攻学生の保育実習のための環境を整えるために、大学6号館1階に「保育実践室」を整備した。さらに発達支援教育専攻学生の授業実践力向上を目途として大学5号館3階に「模擬授業学習室」を整備した。いずれも学生の主体的な自主学習の場としての利用を奨励すると共に、各種の授業においても活用することで教育目的の達成に寄与しつつある。

## 2) 図書館

図書館は、大学図書館と併設の短大図書館を共用する体制を整えている。蔵書は学科に関する図書で構成されており、図書館運営委員会を中心とした選書体制を整えている。蔵書冊数と開館時間については表2-5-②-2のとおりである。図書館閲覧室、書庫共に配架スペースが少なくなったため、利用されなくなった古い図書を廃棄する方法で対処している。配架スペースの関係で所蔵数を増やせないのが実情である。

また、電子図書及び電子ジャーナル等の電子資料を利用することができるよう、環境を整備している。

表2-5-②-2 大学及び短大図書館の蔵書数と開館時間

図書館名	蔵書冊数	開館時間	
		授業開講中の平日	授業開講中の土曜日
関西福祉科学大学図書館	59,008 冊	8:50~20:00	9:00~18:00
関西女子短期大学図書館	75,677 冊	8:50~19:30	休館

## 3) 情報処理実習施設

情報処理実習施設について、学生用パソコンはデスクトップ型を、情報処理実習室3室（計172台）、学習スペース2室（計20台）、図書館（29台）に設置している。ノート型を、ラーニング・コモンズ（20台）、大学本館6階613講義室（60台）、図書館（13台）に整備している。それぞれの場所のパソコン台数、開館時間は表2-5-②-3のとおりである。情報処理実習室3室のパソコンについては、平成30(2018)年9月に最新の機器に更新を行った。また、その他のデスクトップ型のパソコンもソフトウェア更新を行い最新のOSであるWindows10環境に統一している。

表 2-5-②-3 情報処理実習室等の現況

名称	導入年度	学生用パソコン	プリンター	自習開放時間等
404 情報処理実習室 (大学本館 4 階)	H30	デスクトップ 50 台	2 台	授業期間中 平日 9:00~17:00 (授業時間除く)
102 情報処理実習室 (大学 2 号館 1 階)	H30	デスクトップ 72 台	6 台	授業期間中 平日 9:00~20:00 (授業時間除く)
第 1 情報処理実習室 (学園本館 7 階)	H30	デスクトップ 50 台	1 台	原則、自習開放なし(授業のみ 利用可)
図書館 (大学本館 3 階)	H30	デスクトップ 29 台 ノート 13 台	2 台	原則、図書館開館時間に自習開 放
学習スペース (大学 4 号館 7・8 階)	H30	デスクトップ 20 台	0 台	原則、建物が開いている時間に 自習開放
ラーニング・コモンズ (大学本館 3 階図書館内)	H25	ノート 20 台	0 台	原則、図書館開館時間に自習開 放
アクティブ・ラーニング教室 (大学本館 6 階 613 講義室)	H26	タブレット 60 台	0 台	原則、自習開放なし(授業のみ 利用可)

開放中の情報処理実習室等には相談員を巡回させ、学生からの質問に対応できるような体制を整備している。各部屋の利用及び開放中の運用については、主に大学事務局教務部が担当し、パソコン及び周辺機器の整備や技術トラブルに関することは大学事務局情報センターで対応している。ラーニング・コモンズについては、TA/SA による学生へのサポートを含め教務部が管理を行っている。プリンターを設置した部屋では、全学生が毎月一定枚数まで無料で印刷できる環境を整備している。加えて、別料金を支払うことで印刷ができるプリンターを設置している。さらに大学の主要な講義室及び学生ホール等の共用スペースに無線 LAN 環境を整備し、学生が持ち込んだパソコンも利用可能である。授業での積極的な ICT 活用(マナバ)を全学的に推し進めている。このように、情報処理実習施設は、パソコンの性能は高く台数も十分用意されている。さらに無料で使える印刷環境や、無線 LAN 環境も整っており、ハードウェア面は充実している。また、相談員の配置により人的サポートも丁寧に行っているといえる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-②-1】2019 年度 大学学生便覧 (P.131、P.142~163) 【資料 F-5】参照

【資料 2-5-②-2】2019 年度 大学学生便覧 別冊 (P.23~41) 【資料 F-5】参照

【資料 2-5-②-3】本学ウェブサイト (図書館の利用について)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/about.html>

【資料 2-5-②-4】Library Guide

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学が占有する校舎は 5 棟 (大学 2 号館、大学 3 号館、大学 4 号館、大学 5 号館、大学

6号館)あり、他所属と共有する校舎も5棟(学園本館、大学本館、短大1号館、短大4号館、短大5号館)ある。大学が占有する校舎には、自動ドア、エレベーター、多目的トイレ、スロープを設置する等バリアフリーに対応している。また、他所属と共有する校舎については短大1号館、短大4号館が一部バリアフリーに対応していないが、短大1号館については令和2(2020)年度に学園新校舎を建築し完成した後、解体予定である。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

1年次から4年次までの各学年に卒業必修として配当されているゼミ系の授業については、20名規模のクラスサイズで実施している。語学や情報科目の授業については、授業の特性を活かすため、語学では30名、情報科目では40名のクラスサイズで実施している。また、演習や実習に加えて、講義系の授業についてもクラスを分割することにより、全体(ゼミ・語学・情報系科目を除く)の約8割の授業において50名以下、約9割の授業において100名以下で行われている。なお、授業別受講者人数表における100名以上のゼミ・演習・実習系の授業については、履修登録上1クラスとしているが、複数教員が共同で担当している。

入学予定者数、在籍者数及び学生の履修登録状況等に基づき、各授業における適切なクラスサイズについて教務委員会で検討のうえ、教育効果が十分得られるような時間割編成を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料2-5-④-1】授業別受講者人数表

#### (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

施設については、令和2(2020)年度に新校舎を建設予定であるため、校舎の有効利用に向けた計画・検討を行う。

### 2-6. 学生の意見・要望への対応

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

##### (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

##### (2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

##### 1) 授業アンケート

学生への学修支援に対する学生の意見等をくみ上げるシステムの一つとして、「授業アンケート」を実施している。「授業アンケート」は、春学期・秋学期の年2回、「マナバ」を用いて無記名で行い、得られた結果は担当科目において教員から学生にフィードバックす

ることを推奨している。これにより、教員にアンケート結果と向き合い改善方策を考えることを促した。また、専任教員は担当する科目のうち任意の1科目を選択し、「自己点検表」を用いて授業の振り返りと改善を図っている。各教員が作成する「自己点検表」は報告書としてまとめて学内共有し、他の教員の工夫点等を参考にできるようにしている。アンケートの結果については、IR・FD・アドミッション推進室にて授業に対する学生の理解度と満足度に関する分析を行い、他のどの質問項目が学生の理解度や満足度に影響しているのか検討し、集計・報告を行っている。また、自由記述における学生からのコメントのうちリスク要因となり得る可能性が考えられるものは、関係部署に通知している。

## 2) 学生満足度調査

学生サービスの一環として、学生の要望、意見をくみ上げるために、全学生を対象に年1回「マナビ」を利用して「学生満足度調査」を実施している。学修支援に関することでは、教職員の対応についての設問を設けている。調査結果は学生支援委員会にて把握・分析や項目の見直しを行い、学内グループウェアシステム「サイボウズガルーン」(以下「サイボウズ」という。)の掲示板に掲示することで学内共有を図っている。

## 3) 学生と教職員との意見交換会

入試、カリキュラムの内容、学修支援、施設・設備、就職支援等、本学が行っている様々な取り組みが適切であるか、また「授業アンケート」結果に基づく改善提案等について、学生の意見を直接聞き、教育の質向上を図るため、平成30(2018)年度より学生と教職員との意見交換会を実施している。第1回目は学友会の代表者(会長、会計)の2名の学生が参加し、学長、FD副委員長、IR・FD・アドミッション推進室長及び関係職員と活発な意見交換を行った。令和元(2019)年度は、各学科より複数名の学生を選出して実施する予定である。

## 4) オフィスアワー

全学で実施しているオフィスアワー制度は、教員が学生の修学や進路等の相談に応じている。学生は、学務システム「ユニパ」上で教員のオフィスアワー時間を確認することができ、学修支援に対する学生の意見はもちろんのこと、大学生生活全般にわたって気軽に教員に相談できる体制をとっている。

### <エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-①-1】 授業アンケート結果 (平成 30 年度)

【資料 2-6-①-2】 自己点検表 (平成 30 年度)

【資料 2-6-①-3】 学生満足度調査結果 (平成 30 年度)

【資料 2-6-①-4】 大学生と教職員との意見交換会記録 (平成 30 年度)

【資料 2-6-①-5】 2019 年度 大学学生便覧 (P.25) 【資料 F-5】 参照

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

上述のとおり、「学生満足度調査」や「学生と教職員との意見交換会」にて、学生生活に関する学生の意見等をくみ上げるシステムを整備している。また、心身に関する健康相談や経済的支援については、保健室、学生相談室及び学生支援センターの窓口にて対応を行

っている。調査結果は学生支援委員会にて把握・分析や項目の見直しを行い、「サイボウズ」にて学内共有を図っている。学生生活上の問題で自由記述欄に書き込みされた少数の意見についても学生支援委員会にて検証を行い、今後の対策を検討している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-6-②-1】 学生満足度調査結果（平成 30 年度）【資料 2-6-①-3】 参照

【資料 2-6-②-2】 学生と教職員との意見交換会記録（平成 30 年度）

【資料 2-6-①-4】 参照

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

上述の「授業アンケート」「学生満足度調査」「学生と教職員との意見交換会」にて、施設・設備に関する学生の意見をくみ上げるシステムを構築している。教室・設備等の学修環境に関する内容は教務部に、その他施設・設備に関する内容は総務部に連絡し、調整することで環境改善を図っている。

その他、学園新校舎建設委員会、食堂デザイン刷新ワーキングチームに学生もメンバーとして参画し、学生の意見を反映させている。また、公開打合せの場を設ける等、多くの学生の意見を汲み上げる仕組みを設けている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-6-③-1】 学園新校舎建設委員会記録（平成 30 年度）

【資料 2-6-③-2】 食堂デザイン刷新ワーキングチーム記録（平成 30 年度）

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活安定のために行われる学生支援、経済支援、健康管理について、その業務を担う組織は適切に機能している。さらに、健康情報委員会を基軸として教職員間の情報共有、問題解決機能を向上させ、学生支援体制の一層の改善・充実を図る。

### [基準 2 の自己評価]

本学は、建学の精神「感恩」のもとに各学科等の教育目的・目標を明示し、これら目的の実現のために 3 つのポリシーを掲げて、その方針に沿った教育活動を展開している。

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを『入試ガイド』、『UNIVERSITY GUIDE』、本学ウェブサイト等に掲載すると同時に、オープンキャンパスや各種の説明会等で周知を図っている。そして、公募推薦入試においても面接を導入する等、アドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れる工夫を行っている。入学者確保について今年度少し回復したものの定員確保には至っていないため、大学を取り巻く環境を踏まえた上で、本学の特色をより鮮明に打ち出した広報活動を行う等、継続的に検討・改善を行っていく。

学修支援については、「AA 制度」を導入し、「学生カルテ」を活用して関係部局と効率的に情報共有を行い、きめ細かい支援を行えている。中途退学者、休学者及び留年者の抑止に向けた取り組みについては、継続して教員と職員とが連携協働して対応する。

キャリア支援については、資格取得を積極的に支援する本学が他大学以上に力を注いでいるものの一つであり、教育課程上のキャリア教育を始め、様々な支援を行えている。

その他、学生サービス、教育環境の整備、学生の意見・要望への対応についても、各学科等、及び教務部・学生支援センターを始めとする関係部署との連携協働により、一定の成果を認めることができる。

以上のことから、基準2「学生」について、基準を満たしていると判断した。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

上述のとおり、建学の精神を背景に本学の使命に基づき、大学全体あるいは各学科等では各専門における役割・特色を明確にした教育目的・目標を策定している。本学の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）では、それぞれの教育目的・目標を達成するための教育活動の指針を具体的に定めている。

学部のディプロマ・ポリシーでは、教育目的・目標を達成するための学生が身につけるべき資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の3つの観点から定めており、各学科・専攻の教育課程が定める授業科目を履修し、基準となる単位を取得した者に、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学位を授与するとしている。

大学院のディプロマ・ポリシーでは、学部教育で修得した基礎的能力を基盤として、各専攻においてそれぞれの学問領域で必要とされるより高度な諸能力を修得しなければならず、各専攻の教育目的に沿って設けられた科目を履修し、修了に必要な単位を取得し、修士論文あるいは博士論文を作成して最終試験に合格することが学位授与の必須条件になっている。

ディプロマ・ポリシーを含めた3つのポリシーは、学内では『学生便覧』やオリエンテーションにて周知を図っている。また、平成30(2018)年度より、3つのポリシーを「サイボウズ」上に掲示し、本学園の全教職員が常時閲覧できる体制を整えた。また学外には、本学の公式ウェブサイトの「情報公開ページ」内、及び各学科の「学科紹介ページ」内にディプロマ・ポリシーを掲載し、その周知を図っている。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-①-1】2019年度 大学学生便覧 (P.2~7) 【資料 F-5】参照

【資料 3-1-①-2】2019年度 大学院学生便覧 (P.2~4) 【資料 F-5】参照

【資料 3-1-①-3】本学ウェブサイト (3つのポリシー)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/index.html>

【資料 F-13】参照

【資料 3-1-①-4】本学ウェブサイト (大学院の3つのポリシー)

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html>

【資料 F-13】参照

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げた学生が身につけるべき資質・能力を養成し、専門性をもった倫理性の高い職業人を育成することを目的に、カリキュラム（教育課程）を編成しているとして、カリキュラム・ポリシーに明記している。また、単位認定（成績評価）、進級、卒業・修了認定については「大学学則」等に定めている。

#### 1) 単位認定（成績評価）

単位認定（成績評価）については、「大学学則」に加え「関西福祉科学大学履修等に関する内規」及び「健康福祉学部履修等に関する細則」「保健医療学部履修等に関する細則」に定めている。また、他大学等において修得した授業科目の単位認定については「関西福祉科学大学単位認定規程」に定めている。

成績評価基準及び GP（grade point）については、表 3-1-②-1 のとおりである。

表3-1-②-1 成績評価基準

点数区分	評価の表示方法	GP	可否
90 ～ 100 点	秀	4	合格
80 ～ 89 点	優	3	
70 ～ 79 点	良	2	
60 ～ 69 点	可	1	
0 ～ 59 点	不可	0	不合格

GP を用いて、履修科目の GPA（grade point average）を算出し、綜合成績評価を行う。GPA は以下の計算式を用いて 1 単位当たりの平均値を算出する。

$$GPA = \frac{(\text{評価を受けた各授業科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{評価を受けた授業科目の総単位数}}$$

GPA 算出の対象科目は、卒業単位に算入される科目及びこれに準ずる科目とする。準ずる科目は、ディプロマ・ポリシーに基づき設定し、成績と同時に GPA も通知する。後述の履修登録単位数の上限設定のとおり（P. 52、「表 3-2-③-1 履修可能単位数」参照）、2 期連続して GPA が 3.6 以上の学生については、各学期 2 単位まで履修単位数の制限を超えて履修登録することができる。

また、大学院においては「大学院学則」「関西福祉科学大学学位規程」に加え、博士後期課程では「博士後期課程履修および研究指導要領」「学位申請論文事前審査実施要項」「学位論文審査実施要項」にて、単位認定基準、修了認定基準等を適切に定めている。

#### 2) 進級

進級については保健医療学部のみ実施しており、「保健医療学部履修等に関する細則」に

定めている。各学年から上級学年に進級するためには、原則として各学年に配当されたすべての専門基礎分野及び専門分野の必修科目の単位が認定されなければならない。

3) 卒業・修了認定

学部の卒業に必要な最低単位数は 124 単位であり、その内訳は下表 3-1-②-2 及び 3-1-②-3 とおりである。

表 3-1-②-2 卒業に必要な最低単位数

【学部】

学部	学科・専攻	基礎分野	内 卒業必修	専門共通科目 (専門基礎分野 <sup>※1</sup> ) 及び専門科目 (専門分野 <sup>※1</sup> )	内 卒業必修	卒業 単位
	社会福祉学科	24 単位	20 単位	100 単位	20 単位	124 単位
心理科学部						
	心理科学科	24 単位	20 単位	100 単位	38 単位	124 単位
健康福祉学部						
	健康科学科	24 単位	20 単位	100 単位	20 単位	124 単位
	福祉栄養学科	24 単位	20 単位	100 単位	86 単位及び 選択必修 8 単位 <sup>※2</sup>	124 単位
保健医療学部						
	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	24 単位	24 単位	100 単位	96 単位	124 単位
	リハビリテーション学科 作業療法学専攻	24 単位	24 単位	100 単位	98 単位	124 単位
	リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻	24 単位	22 単位	100 単位	89 単位	124 単位
教育学部						
	教育学科 子ども教育専攻	24 単位	20 単位	100 単位	29 単位	124 単位
	教育学科 発達支援教育専攻	24 単位	20 単位	100 単位	18 単位	124 単位

※1 保健医療学部のみ適用

※2 選択必修科目 16 単位の内 8 単位

表 3-1-②-3 修了に必要な最低単位数

【大学院】

専攻・課程	修了単位数
臨床福祉学専攻 博士前期課程	30 単位
博士後期課程	20 単位
心理臨床学専攻 修士課程	30 単位

※上記に加えて、修士課程・博士前期課程の修了には修士論文、博士後期課程の修了には

博士論文を提出し、審査に合格しなければならない。

なお、上述の卒業・修了認定、単位認定（成績評価）、進級については、『学生便覧』に掲載し、周知を図っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-1-②-1】 関西福祉科学大学学則【資料 F-3】 参照

【資料 3-1-②-2】 関西福祉科学大学院学則【資料 F-3】 参照

【資料 3-1-②-3】 関西福祉科学大学履修等に関する内規【資料 F-9】 参照

【資料 3-1-②-4】 健康福祉学部履修等に関する細則【資料 F-9】 参照

【資料 3-1-②-5】 保健医療学部履修等に関する細則【資料 F-9】 参照

【資料 3-1-②-6】 関西福祉科学大学単位認定規程【資料 F-9】 参照

【資料 3-1-②-7】 関西福祉科学大学学位規程【資料 F-9】 参照

【資料 3-1-②-8】 2019 年度 大学学生便覧 (P.27～111、165～231)

【資料 F-5】 参照

【資料 3-1-②-9】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.13～17、55～71、89～95)

【資料 F-5】 参照

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上述のとおり、単位認定（成績評価）、進級、卒業・修了認定の基準を適切に定め、以下のとおり厳正に適用している。

#### 1) 単位認定（成績評価）

成績評価を行うに当たっては、筆記試験、口答試験、実技、レポート、論文等、多様な方法を用いている。各科目の評価基準については、担当者がシラバスに記載し各学科の教務主任が確認した上で、学生に学務システム「ユニパ」上で公開している。また、実習等試験がない一部の科目では、複数の担当教員が公平に評価を行えるように評価基準を設け、それに基づき上述の基準のとおり厳正に成績評価を行っている。

試験において不正行為が認められた場合には、原則として当該期試験のすべての科目を無効とし、さらに「大学学則」に基づき処分することがある。試験における不正行為については「試験における不正行為に関する細則」に定めている。

#### 2) 進級

保健医療学部では年次ごとに進級判定を行っている。進級に関する要件の適用に関しては、学部長、学科長、専攻長及び教務主任、教員（教授）による一次審査を行い、その結果を教授会において厳正に審議を行い決定している。

#### 3) 卒業・修了認定

卒業・修了に必要な最低単位数を定めており、学部生の卒業認定については各学部の教授会で、大学院生の修了認定については研究科委員会でそれぞれ厳正に審議を行い決定している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-③-1】試験における不正行為に関する細則【資料 F-9】参照

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

成績評価をより適正、厳正に行えるよう、引き続き教務委員会を中心に積極的に取り組んでいく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では使命・教育理念及び教育目的・目標を基に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは、社会に貢献できる人材育成を目指した全学に共通する方針と、各学科等にかかわる職業に必要な専門知識と技能の修得を目指した、各学科等個別の方針から構成されている。このディプロマ・ポリシーに掲げている学生が身につけるべき資質・能力を養成し、専門性をもった倫理性の高い職業人を養成するため、カリキュラム・ポリシーを全学共通及び各学科等で明確に定め、教育課程の編成を行っている。

学部のカリキュラム・ポリシーは、全学及び各学科共通で「1. 教育の内容」「2. 教育の方法」「3. 成績の評価」「4. カリキュラムマップ」の4つの構成になっている。全学の「1. 教育の内容」では、教育課程における「基礎分野」「専門科目（共通、専門）」「研究演習」「実習科目及びその他資格取得のための科目」「卒業研究」について記載しており、各学科の「1. 教育の内容」では、1年次から4年次までの各年次の教育の概要を示している。「2. 教育の方法」では、授業形式、ゼミナール、アクティブ・ラーニング、AA制度について示している。「3. 成績の評価」では、シラバスと成績評価について示している。「4. カリキュラムマップ」では、ディプロマ・ポリシーに掲げた学生が身につけるべき資質・能力と各授業科目の関連性をカリキュラムマップに示している。

大学院のカリキュラム・ポリシーでは、建学の精神に基づく教育理念に沿い、ディプロマ・ポリシーに掲げる福祉科学についての高度な専門知識、技術を有する高度専門職業人を育成するための教育課程編成の方針を、臨床福祉学専攻（博士前期課程、博士後期課程）と心理臨床学専攻（修士課程）の課程別に定めている。必修科目、選択科目及び修士論文または博士論文の提出を求める旨明記している。

カリキュラム・ポリシーは、学内では『学生便覧』やオリエンテーションにて学生に周知を図っている。平成 30(2018)年度より、3 つのポリシーを「サイボウズ」上に掲示し、全教職員が常時閲覧できる体制を整えている。学外に対しては、本学の公式ウェブサイト「情報公開ページ」内、及び各学科の「学科紹介ページ」内に掲載し、周知を図っている。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-2-①-1】 関西福祉科学大学 3 つのポリシー 【資料 F-13】 参照
- 【資料 3-2-①-2】 関西福祉科学大学大学院 3 つのポリシー 【資料 F-13】 参照
- 【資料 3-2-①-3】 2019 年度 大学学生便覧 (P.3～12) 【資料 F-5】 参照
- 【資料 3-2-①-4】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.4) 【資料 F-5】 参照
- 【資料 3-2-①-5】 本学ウェブサイト (情報公開：大学／大学院 3 つのポリシー)  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>  
 【資料 F-13】 参照

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

平成 29 年 4 月 1 日施行の学校教育法施行規則の改正により、3 つのポリシーを一貫性のあるものとして策定し、公表することが全ての大学に義務付けられた。併せて文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会が発表した「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という)に基づく策定及び見直しが必要となった。本学では、この対応として学科横断型の「3 つのポリシー検討プロジェクトチーム」を組成して、「ガイドライン」に沿ったポリシーとなるよう大幅な見直しを行った。同時に、教学運営の PDCA において重要なアセスメント・ポリシーの検討も行った。見直しの中で、学科ごとのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係を示したカリキュラムマップを新たに導入しており、整合性・一貫性を担保している。

なお、大学院については文部科学省の「ガイドライン」に沿った大幅な見直しはできていないため、令和元(2019)年度に「大学院教育検討ワーキンググループ」を組成し、令和 2(2020)年度に本格的に見直しを行う予定である。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-2-②-1】 関西福祉科学大学 3 つのポリシー 【資料 F-13】 参照
- 【資料 3-2-②-2】 関西福祉科学大学大学院 3 つのポリシー 【資料 F-13】 参照
- 【資料 3-2-②-3】 2019 年度 大学学生便覧 (P.3～12) 【資料 F-5】 参照
- 【資料 3-2-②-4】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.4) 【資料 F-5】 参照
- 【資料 3-2-②-5】 本学ウェブサイト (情報公開：大学／大学院 3 つのポリシー)  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>  
 【資料 F-13】 参照

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

〈学部〉

ディプロマ・ポリシーに掲げる学生が身につけるべき資質・能力を養成するため、本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「基礎分野」「専門共通科目／専門基礎分野」「専門科目／専門分野」「教育職員免許に関する科目」で構成している。

(基礎分野)

基礎分野は、現代社会に必要な幅広い知識と教養、基本的なものの見方を身に付けるため、「基礎教養」「総合教養」「言語」「情報と伝達」「健康とスポーツ」「自然と科学」「人間と社会」「キャリア教育」の8区分にわたり科目を配置している。

(専門共通科目／専門基礎分野)

専門共通科目／専門基礎分野は、それぞれの専門分野で大切な知識を段階的に積みあげ理解し、活用できる上での基礎となる科目を配置している。

(専門科目／専門分野)

専門科目／専門分野は、専門的な方法論や知識を体系的に学べるように科目を配置している。また、専門的資格が取得できるよう資格関連科目はもとより、専門性を養うための知識・技術を活かすべく充実した実習科目を配置している。

(教育職員免許に関する科目)

教育職員免許に関する科目は、社会福祉学科、健康科学科、福祉栄養学科にて設定しており、教育職員免許状取得に必要な授業科目が設定され4年間で無理なく履修できるように科目を配置している。

各学科等における教育課程の編成状況は以下のとおりである。

#### 1) 社会福祉学部

##### a) 社会福祉学科

社会福祉学科ではディプロマ・ポリシーに、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等、それぞれの有資格者としての実践力を具体的に明示している。その実践力において必要な知識や技能を修得するために、教育課程を編成している。カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎分野科目と専門共通科目、専門科目を開設している。

詳述すると、専門科目では、1年次で春・秋学期を通じて卒業必修科目「社会福祉援助技術総論Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉入門Ⅰ・Ⅱ」を配置し、資格取得の有無に関係なく、すべての学生が社会福祉の基盤やその広がり学ぶ科目を配置している。そして、2年次からは目指すべき資格や方向性に向けて、知識を蓄積する講義科目から「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「精神保健福祉援助演習(専門)Ⅰ・Ⅱ」「介護総合演習Ⅰ・Ⅱ」等、技術を修得する演習科目、そして3年次～4年次にかけて「社会福祉援助技術現場実習」

「精神保健福祉援助実習」「介護実習」等、知識や技術を発揮し、実践力を体得する実習科目を経て、社会福祉の実践に必要な価値観、専門的知識や技能の修得、将来のキャリア形成を実現することができる。また、これからのキャリア形成に向けて、2年次から福祉専門職として活躍する社会福祉コースと、精神保健福祉専門職として活躍する精神保健福祉コースと、社会福祉にとどまらない幅広い分野で活躍し、介護福祉士の資格取得もできる福祉実践コースに分かれ、資格取得とは別に、各コースの推奨科目を配置している。このように、社会福祉学科では、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教

育課程を編成し、実施している。

2) 心理科学部

a) 心理科学科

心理科学科ではカリキュラム・ポリシーに基づき、心理学を学ぶ上で必要な理論科目・基礎科目を1年次から配当し、2年次以降には臨床的、あるいは実践的、応用的な理論科目・実習科目を設けている。

詳述すると、1年次で「心理学概論」「臨床心理学概論」「心理学」「心理学統計法Ⅰ」「心理学研究法Ⅰ」等の心理学を学ぶための基礎理論と心理学研究技法を学び、これを活かして、2年次では「心理学実験Ⅰ・Ⅱ」「心理学統計法Ⅱ」「心理学研究法Ⅱ」「健康・医療心理学」等の心理学の基礎理論と研究技法を発展的に学び、3年次では「心理学的アセスメントⅠ・Ⅱ」「心理演習Ⅱ」「ポジティブ心理学」「心理療法論Ⅰ」等の心理アセスメントを学び、4年次ではそれまでに学んだところの問題に関して各自がテーマを絞り、調査や実践に基づいて卒業研究に取り組む。

平成30(2018)年度より、公認心理師養成機関に課される「公認心理師の職責」「心理演習」「心理実習」等、25の資格必修科目を開設している。

以上のように、研究方法、理論や研究内容の理解、実験実習や臨床実習等を学修した上で、卒業研究を行うというカリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実施している。

3) 健康福祉学部

a) 健康科学科

健康科学科では、学校や職場において養護教諭や第一種衛生管理者として健康・安全・環境にかかわる「トータルヘルス」の考えを実践・発信できる専門性を身につけるため、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を編成している。

詳述すると、1年次には基礎分野科目、専門共通科目に加えて、専門科目への足がかりとして、保健・養護コースでは「養護概説」「看護学概論」を、健康科学コースでは「産業保健概論」を配置している。2年次には「衛生学」「公衆衛生学」「栄養学」等の基礎的な専門科目、及び「看護技術Ⅰ・Ⅱ」「救急処置Ⅰ」「環境衛生実習」等の技術を学ぶ専門科目を多く設定している。3年次以降には「学校保健」「労働衛生学Ⅰ・Ⅱ」等、学校や職場での健康管理を学ぶ専門科目を設定している。また、3年次で研究方法を学び、4年次で卒業研究を行うように研究演習を開講している。そして4年間の学修の総まとめとして、全学年を対象とした卒業研究発表会で成果を発表させている。「こころのケアが担当できる養護教諭」「ストレス・メンタルヘルス対策ができる専門家（第一種衛生管理者）」を育成するという教育目的・目標に基づき、心理学系の科目を1年次から導入し、「カウンセリング論」「ストレスマネジメント」等の5つの科目を必修にしている。このように、健康科学科では、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実施している。

なお、現状の学生募集動向を踏まえ、柔軟に学科運営を図るため、令和3(2021)年度よりコース制を廃止する予定である。

b) 福祉栄養学科

福祉栄養学科では、健康保持に関する学識を修得し、福祉に対する理解と高い倫理性

を兼ね備えた栄養士、管理栄養士等の食や栄養の専門家を育成するため、また栄養学や食品学の学識を高めることにとどまらず、生活習慣の改善を困難にしている社会的・心理的諸問題の解決まで支援できる能力の養成に重きをおいた教育課程を編成している。

詳述すると、教育課程における専門科目は100単位に及ぶが、それらは「栄養士法施行規則」に定める「専門基礎分野」の科目（「社会と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」）、「専門分野」の科目（「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」）の二つに大別される。1、2年次では、栄養士及び管理栄養士の資格取得に必要な専門的知識を理解するための基礎学力や栄養指導・教育や栄養管理を行うための基盤となる専門基礎知識を学ぶ。また、福祉の理念と社会的弱者に対応した栄養学を修得することを目的として、『食』介護・支援論や「福祉栄養論Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として配当している。3、4年次では、栄養管理や栄養指導に関する応用的な内容を扱う科目を主に学修する。特に「臨地実習」では、管理栄養士の業務の現場で行われる実践教育を通して、それまで学修してきた専門科目の内容や職業倫理をより深く身に付けることができる。このように、福祉栄養学科では、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実施している。

なお、現在「臨床栄養管理コース」と「食品開発・食育コース」の2コース制を採用しているが、学生の卒後進路の多様化に伴い、栄養教諭及び保育園（認定こども園）を希望する学生が一定の割合を占めてきていることから、令和3(2021)年度より食育関連を含む栄養教諭を新たにコース立てし、「臨床栄養コース」「食品開発コース」「栄養教諭食育コース」の3コース制に変更する予定である。

#### 4) 保健医療学部

##### a) リハビリテーション学科

リハビリテーション学科では、障害を有する方の治療や、日常生活・社会生活に困難がある方の支援を行う医療専門職に必要な人格・知識・技能を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成のため、知識、医療人教育も含めた理学療法専門領域、作業療法専門領域及び言語聴覚専門領域の学修を促進する教育課程を編成している。

詳述すると、1年次には、「基礎分野」、「専門基礎分野」に加えて、専門科目への足がかりとして、理学療法学専攻では「理学療法概論」等を、作業療法学専攻では「作業療法概論」「作業療法評価学Ⅰ総論」を、言語聴覚学専攻では「言語聴覚障害概論Ⅰ・Ⅱ」「発声発語・嚥下障害学Ⅰ」等を配置している。2年次には理学療法学専攻、作業療法学専攻においては「運動学」「運動・応用生理学」等の基礎的な専門科目、及び「理学療法評価学Ⅰ・Ⅱ」「作業療法評価学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」等の技術を学ぶ専門科目を多く設定している。言語聴覚学専攻においては「耳鼻咽喉科学」「臨床歯科医学」等の基礎的な専門科目及び、「発声発語・嚥下障害学演習Ⅰ」「聴覚障害学演習Ⅱ・Ⅲ」等の技術を学ぶ専門科目を設定している。4年次に配置している「卒業研究」に向けて、理学療法学専攻は「基礎理学療法」「運動器障害理学療法」「神経・発達障害理学療法」「内部障害理学療法」「地域理学療法」の5領域、作業療法学専攻は「基礎作業療法」「身体機能作業療法」「精神機能作業療法」「発達過程作業療法」「地域・高齢者作業療法」の5領域、言語聴覚学専攻は「失語・高次脳機能障害学」「発声発語・嚥下障害学」「言語発達障害学」「聴覚障

害学」の4領域から、その領域の学びをより深め、卒業後の方向性や進路を検討し、明確化できるように編成している。このように、リハビリテーション学科では、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実施している。

## 5) 教育学部

### a) 教育学科

教育学科では、幼稚園教諭一種の免許状及び保育士資格取得を目指す子ども教育専攻と、小学校教諭一種及び特別支援学校教諭一種の免許取得を目指す発達支援教育専攻の2専攻において、幅広い教養と、教育や保育に関する知識や技能に基づき、実践の場で専門性を発揮できる高い資質・能力を有する教育人を育成するために、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を編成している。

詳述すると、1年次には子ども教育専攻では「教育原理」「保育者論」「保育教育課程論」及び保育・領域内容の科目等、発達支援教育専攻では「教職概論」「教育心理学」「教育原論」「教育課程論」及び教科内容の科目等、教職の意義、教育の基礎理論、教科や領域の内容等を学び、2年次には子ども教育専攻では「保育方法論」「保育内容演習」等、発達支援教育専攻では「初等教科教育法」「特別活動の指導法」等、各教科の指導法、領域の支援法を具体的な教材を通して学修する。3年次には子ども教育専攻では「教育制度論」「幼児理解の理論と方法」「教育実習（幼稚園）」等、発達支援教育専攻では「学校経営論」「児童特別支援教育論」「教育相談の理論と方法」「教育実習（小学校）」等、教材研究・指導案の作成、模擬保育・模擬授業、実習等によって実践力の基本の修得、及び教育人としての使命感、教育的愛情、指導力等を学修する。また両専攻とも「研究演習Ⅰ・Ⅱ」を設け、これまでに学んできた教育や保育に関する理論知や実践知を主体的に掘下げ探求する機会を設けている。そして4年次には「研究演習Ⅲ・Ⅳ」において卒業研究を行い、それまでに学んだ理論、知識、実践等の経験を総合的に活用できる能力を育成している。このように、教育学科では、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実施している。

### 《大学院》

本学の研究科・専攻の教育課程は、高度専門職業人となるための基幹的能力を育成するための「研究基礎科目」、特定の分野の調査研究に関する高度な理論と知識、研究能力を育成するための「研究演習科目」、臨床福祉の高度な理論や技術について調査研究する「特殊講義科目（博士後期課程のみ）」で構成している。

## 1) 社会福祉学研究科

### a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程のディプロマ・ポリシーは、「臨床福祉を実践できる高度専門職業人」「グローバルな視点で福祉社会の構築に貢献しうる人」を育成することとしている。これに基づき、高度専門職業人として臨床福祉を実践していくために必要となる基幹的能力及び各領域での高度な専門的能力を育成することをカリキュラム・ポリシーとして明確に定め、時代が求める高度専門職業人、即ち「臨床福祉」の専門家を育成するための教育課程を編成している。

臨床福祉学専攻博士前期課程では、このカリキュラム・ポリシーに対応するように臨床福祉の高度な実践に必要な社会福祉やソーシャルワークの人間観や支援技術、研究方

法・児童・高齢者等の分野別科目から教育課程を編成している。

b)臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシーは、「教育、研究機関において専門職に携わる研究者」を育成することとしている。これに基づき、臨床福祉学の研究者や専門教育指導者として必要となる臨床福祉の高度な理論と知識、研究能力及び臨床福祉学における特定の分野の調査研究に関する高度な理論と知識、研究能力の育成をカリキュラム・ポリシーとして明確に定め、福祉科学の新たな道を切り拓く、研究者と専門教育指導者を養成する教育課程を編成している。

c)心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻のディプロマ・ポリシーは、「こころの仕組みや働きの問題に通じ、現代人がもつ様々な問題の心理支援を実践できる高度専門職業人」を育成することとしている。すなわち、心理支援を行える高度専門職業人となるための能力及び心理支援を行っていく上で必要となる各領域での高度な専門的能力の育成をカリキュラム・ポリシーとして明確に定めている。これに基づき、心理アセスメントや心理支援に関する理論や実践的技術の修得を目指した講義、演習、及び学内外での実習を設定し、修士論文の提出を課している。また、選択科目には研究方法や、心理臨床の各領域における高度な実践理論が学べる科目を幅広く配置している。心理学の専門的国家資格である公認心理師、及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格試験の受験資格は、指定科目の単位を修得することで得られる。

心理臨床学専攻修士課程では、このカリキュラム・ポリシーに対応するように、エビデンスに基づいた心理臨床家の育成を目指すために、臨床的な技法とその理論の教授にとどまらず、研究領域系の講義や演習を充実させ、様々な臨床領域を網羅して、その理論のための選択講義科目を設けている。さらに、修士論文指導によって実証的な研究指導に力を入れている。研究法も基礎の心理学研究法特論と臨床心理学研究法特論の2つを設けて、臨床家となっても効果実証等の研究が続けられるように配慮している。

なお、シラバスについては教務委員会で作成要領を制定している。作成要領では準備学習（予習・復習）の内容・時間のほか、課題に対してのフィードバック方法を明記するとともに、当該授業の目的においてはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を関連付けることを明記するほか、達成目標、成績評価方法・基準においても明記している。また、ICTを活用した双方向授業実施等の留意事項、事前・事後学習の内容をより具体的に記入するように変更した。このように、シラバスを適切に整備している。

また、単位制度の実質化を図り授業時間外の学修時間を確保する観点から、履修登録単位数の上限を適切に設定している。各年次に履修できる単位数は表3-2-③-1のとおりとしている。通年科目の単位は春学期と秋学期に2等分して計算する。また、卒業単位数に算入されない授業科目は除き、編入学生については、履修単位数の制限を行わない。さらに、2期連続してGPAが3.6以上の学生については、各学期2単位まで履修単位数の制限を超えて履修登録することができる。

表3-2-③-1 履修可能単位数

学 科	履修可能単位数
社会福祉学部 心理科学部 健康福祉学部 教育学部	各学期 24 単位以内
保健医療学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	各学期 22 単位以内
保健医療学部 リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻	各学期 26 単位以内

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-2-③-1】 2019 年度 大学学生便覧 (P.39～71) 【資料 F-5】 参照

【資料 3-2-③-2】 2019 年度 大学院学生便覧 (P.101～105) 【資料 F-5】 参照

【資料 3-2-③-3】 履修等に関する内規 【資料 F-9】 参照

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 1) 教育課程内の教養教育

P.2「1) 基礎教育の重視」で述べているとおり、本学では専門的な教育を受ける前に、社会人・職業人として自立するための基礎を築く教養教育にあたる授業科目群を「基礎分野」として学部横断的に設定しており、1 年次から実施している。「基礎分野」の区分は、「基礎教養」「総合教養」「言語」「情報と伝達」「健康とスポーツ」「自然と科学」「人間と社会」「キャリア教育」の 8 つに細分し、それぞれの区分に科目を設置している。ただし、リハビリテーション学科言語聴覚学専攻のみ「人文科学」「社会科学」「自然科学」「外国語」「保健体育」の 5 つに細分している。

特に重点を置き、必修科目として位置づけているものに「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」がある。「基礎ゼミナール」は 1・2 年次を通じた必修科目とし、学生をグループ分け (1 グループ 15 名程度、各学科より 2～3 名ずつ配置) して学士力向上のための基礎教育を演習形式で実施する。1 年次に開講する「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」については、学士課程教育の導入と位置づけ、各学科の専門教育への前段階としての基礎を身につけること、全ての科目に共通するレポートの書き方やテーマを設けてのコミュニケーション能力の醸成、マナー教育を主眼に置いている。2 年次に開講する「基礎ゼミナールⅢ・Ⅳ」は、「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」で学修した知識やスキルを基礎としながら、所属する学科の専門分野に係る内容についてレポート作成や参考文献の検索・理解、グループワークや発表等を通して、専門分野へのアプローチを学修する。

また、「総合教養」という名称の科目を全学共通科目として開講している。「河内学」「こ

ころについて学ぶ」「健康の世界」「栄養」の4つの主題（テーマ）があり、主題ごとにそれぞれ学部・学科の枠を超え、教員それぞれが専門知識を持ち寄って協力し、総力を結集して新たな学際的な授業の構築を行っている。

なお、「基礎分野」では学生に身に付けさせる教養として指定する必修科目に加え、免許・資格取得に必要な科目を優先させて履修させる。しかしながら、教養科目は学生が自らの興味と意志によって教養力を涵養するために選択して履修するものであり、幅広い科目を選択させ深い教養と総合的な判断力、さらには科学的な視点を持つ力を養い、自らの問題点を解決する能力を育成するためにも、可能な範囲での積極的な履修を奨励している。

## 2) 入学前教育の実施

入学予定者（編入学者等除く）に対して、高校での学びから大学への学びへスムーズに移行できるように、また入学までの期間で更なる大学への目的意識の高揚と、大学生として本来備えるべき基礎学力の向上のために入学前教育を実施している。合格発表から入学までの間に準備することにより、不安や疑問を解消し、大学入学後の学生生活がスムーズに始められるようサポートしている。

平成 30(2018)年度は、12 月と 2 月の 2 回に分けてスクーリングを実施した。各回、各学科による講義やレクリエーションの後、「マナバ」を利用した 1 回 15 分程度の国語の問題を約 30 日間、さらに以下表 3-2-④-1 のとおり、学科ごとのレポート作成課題の提出を求めた。これまで入学前教育は、入学予定者のうち早期合格者を対象としていたが、平成 30(2018)年度よりレポート作成は対象を拡大し、全入学予定者に実施した。

表3-2-④-1 入学前教育レポート作成課題（平成30年度）

学科	レポート課題
社会福祉学科	①学生同士、②大学教員、③障害や疾病等を抱えて支援が必要なひと、のそれぞれとのコミュニケーションにおいて重要なポイントと目指す良質なコミュニケーションについて述べる（1,200 字以内）
心理科学科	心理学の研究が紹介されているサイトから興味のある記事を 2 つ選び、それぞれ要約して疑問・感想、研究の問題点や改善案を記述する（要約、疑問・感想等：各 200 字）
健康科学科	養護教諭にインタビュー（養護教諭の職務、やりがい等）し、目指す養護教諭について考えをまとめる（A4 で 2 枚）
福祉栄養学科	化学と計算問題のプリント
リハビリテーション学科	リハビリテーションの定義・意義・分類について、インターネットで調べて Microsoft の Word を用いてまとめる（800～1,200 字）
教育学科	新聞記事の中から保育または学校教育に関する記事を 2 つ取り上げて、感じたこと、考えたことをレポートにまとめる（表紙、新聞記事のコピー各 1 枚、レポート各 1 枚の計 5 枚）

## 3) 教養教育実施のための体制

教養教育は共通教育センターが所管している。この共通教育センターは、平成 27(2015)年 10 月に発足し、平成 28(2016)年 4 月から実質的な運営を開始した。学部教育における基礎教育(教養教育)、並びに補習教育の全学的な充実を図るために設置され、「基礎分野」、

特に「基礎ゼミナール」「英語コミュニケーション」「情報処理学」「総合教養」及び「キャリアデザイン」のあり方及び運営等に関する事、入学前教育及び修学力向上について協議・検討を行っている。その構成はセンター長1名、副センター長2名、センター教員24名（各学科より3～6名選出）である。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-④-1】 関西福祉科学大学共通教育センター規程【資料 F-9】 参照

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、学生が順序立てて履修できるような工夫として、科目レベルでの科目ナンバリングの設定及び年次配当を行っており、さらに4年間でバランスよく単位修得を行えるよう「履修モデル」を作成し、本学ウェブサイトにて公開している。また、教授方法の工夫・開発と効果的な実施について、FD活動として組織的・継続的に取り組んでいる。本学では、パソコンやスマートフォンで利用可能なクラウド型授業支援・学修支援システム「マナバ」を導入しており、クリッカー、小テスト、レポート課題、アンケート、掲示板等の機能を活用した教育効果の高い双方向授業を実施する環境を整備している。毎年実施する新任教員向けの教員研修会にて「マナバ」の説明を行い、積極的な活用を促している。また、全教員対象の毎年2回開催している教員研修会にて、平成30(2018)年度は第2回目に外部講師を招聘し、「学生の主体的な学びを促す授業デザイン～設計から評価まで」をテーマに、アクティブ・ラーニングを活用した授業内容・学修評価の方法等、新しい授業の設計や授業改善についての研修を行った。各学科等においてもFD活動に取り組んでおり、年度初めにそれぞれFD活動計画を立案し、年度末に報告書としてまとめて全学の教員間で共有を行っている。

施設・設備の面では、「ラーニング・コモンズ」を、以前の大学6号館から大学本館3階の図書館内に移設したことで環境が改善し、学生同士のグループ学習やプレゼンテーションの練習の場として活用されている。また、大学本館613講義室をアクティブ・ラーニングができる教室に改修したことで、グループディスカッションに最適な設備を整備した。このように、アクティブ・ラーニング等、学生の自発的な学修の促進、協同学修を推進できるような施設や設備を整備している。

教授方法の改善を進めるための組織体制としては、平成28(2016)年4月より教育力の向上、学生の意欲・学修力改善のための分析と、全学的なFD活動の具体的な取り組みの開発を目指してIR・FD推進室を設置した。同年8月には、入試選抜方法の妥当性の検証等アドミッションに係る機能を付加し、IR・FD・アドミッション推進室と名称変更を行った。また、平成21(2009)年度から各学科等の教育研究活動の活性化、教育の質の向上、自己啓発を図ることを目的として、FD委員会（大学部会）を設置している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-⑤-1】 本学ウェブサイト（情報公開：履修モデル）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html>

【資料 3-2-⑤-2】 教員研修会・新任教員研修会資料（平成30年度）

【資料 3-2-⑤-3】FD 活動計画書・報告書（平成 30 年度）

【資料 3-2-⑤-4】関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程【資料 F-9】参照

【資料 3-2-⑤-5】関西福祉科学大学 FD 委員会規程【資料 F-9】参照

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、大学院において文部科学省の「ガイドライン」に沿った 3 つのポリシーの見直しを図るため、令和元(2019)年度に「大学院教育検討ワーキンググループ」を組成し、令和 2(2020)年度に本格的に見直しを行う予定である。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、今後も多様な学生が増えることが予想されるため、「マナバ」の活用やアクティブ・ラーニング等の能動的・双方向学修を継続して取り組む。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学生が身につけるべき資質・能力を学修成果として明示している。3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法として、平成 30(2018)年度よりアセスメント・ポリシーを策定し運用を行っている。アセスメント・ポリシーは、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、3 つのポリシーに則した独自の評価指標に基づき、学生の学修成果を測定・評価するよう定めている。測定・評価は学生の入学時から卒業時までを視野に入れ、機関（大学）レベル・教育課程（学科・専攻）レベル・科目（個々の授業）レベルの 3 つのレベルにおいて、多面的に行うこととし、各時点・各レベルに各指標を配置している。

### 関西福祉科学大学 アセスメント・ポリシー

関西福祉科学大学は、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、3 つのポリシーに則した独自の評価指標に基づき、学生の学修成果を測定・評価するよう定めています。測定・評価は学生の入学時から卒業時までを視野に入れ、機関(大学)レベル・教育課程(学科・専攻)レベル・科目(個々の授業)レベルの 3 つのレベルにおいて、多面的に行うこととし、各時点・各レベルに以下のような指標を配置します。

レベル	入学前・入学直後	在学中	卒業時
機関レベル (大学)	・各種入学試験 ・PROG テスト(1 年次)	・退学状況(除籍含む) (中退学率) ・休学状況 ・PROG テスト(3 年次)	・卒業率 ・学位授与数 ・就職率 ・進学状況
	・PROG テスト(1 年次)	・PROG テスト(3 年次) ・学生満足度調査 ・学修習慣実態調査	
教育課程レベル (学科・専攻)	・各種入学試験	・GPA ・カリキュラムマップに基づく能力別評価 ・進級率、留年率	・GPA ・資格・免許取得状況 ・単位修得状況 ・国家試験合格率、合格者数
科目レベル (個々の授業)	・入学時学力確認テスト	・成績評価	
		・授業アンケート	

【データの収集と分析・改善】

原則、IR・FD・アドミッション推進室が担当部署で収集された上記データについて調査検討を行います。調査結果は分析の上、自己点検・評価委員会に報告し、各学科・部署にて改善計画を策定します。

担当部署で収集された上記データについて IR・FD・アドミッション推進室が収集し、調査・検討を行う。調査結果は分析の上、自己点検・評価委員会に報告し、各学科・部署にて改善計画を策定する。

上記指標のうち、特に「カリキュラムマップに基づく能力別評価」は、各科目の成績をカリキュラムマップの学修成果（ディプロマ・ポリシーに掲げる学生が身につけるべき資質・能力）と紐づいており、教育課程レベルで体系的に確認することで、各学科において教育改善に活用している。さらに、専門にかかわらず社会で求められる汎用的能力・態度・志向をリテラシーとコンピテンシーから測定し、他大学の学生とも比較ができる PROG テストを、平成 30(2018)年度よりを導入し、学修成果の点検・評価に活用している。

また、本学の提供している教育がその目的に即しているのか、教育の効果が得られているのかを検証するために、卒業生の就職先からの評価を検証することが望ましいが、まだ実施には至っていない。法人や病院訪問等で採用担当者とのコミュニケーションから本学からの入職者の評価等を確認する程度にとどまっている。

なお、本学の教育が目的に即しているのか、あるいは教育の効果の検証及び改善のため、令和元(2019)年度の卒業生を対象に、卒業時及び卒業後アンケートを実施予定である。

大学院においては、学士課程教育と比べ専門性が高度であり、一律にアセスメント・ポリシーとして指標を定め、学修成果の点検・評価を行っていないが、学生の退学状況、留年者数、資格取得状況、卒業後の進路（就職率等）を毎年の年次報告書にまとめ、学修

成果の点検・評価の参考としている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-3-①-1】 本学ウェブサイト（アセスメント・ポリシー）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html>

【資料 3-3-①-2】 アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述のとおり、本学ではアセスメント・ポリシーとして学修成果を点検・評価する尺度・指標を定めており、これらの指標に基づいて収集されたデータを多角的に検証し、学部長や学科長で構成される自己点検・評価委員会に提示して、教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。また、それらのデータは「サイボウズ」の掲示板にて公開することで、全教職員にフィードバックしている。

授業アンケートや学生調査については、自由記述も含めて学科長に提供することで、詳細な内容が把握できるようにしている。また、学修習慣実態調査については、更なる学修と望ましい学修習慣の獲得につながるよう、教員と学生の双方にフィードバックを行っている。PROG テストの結果についても学生にフィードバックを行い、各自で振り返ることができるようにしている。このように、各種調査の結果を学科や学生個人にフィードバックすることで、教育内容・方法及び学修指導の改善に繋げている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-3-②-1】 本学ウェブサイト（アセスメント・ポリシー）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html>

【資料 3-3-①-1】 参照

【資料 3-3-②-2】 アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ

【資料 3-3-①-2】 参照

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の提供している教育がその目的に即しているのか、教育の効果が得られているのかを検証するために、就職先等の進路先への意見聴取や卒業時・卒業後アンケートの実施に向けて、検討を行う。また、大学院において学修成果の評価尺度・指標を定めるよう検討する。

#### 【基準 3 の自己評価】

ディプロマ・ポリシーにかかわる「単位認定、卒業・修了認定」では、単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準を規程等で明確化し、『学生便覧』等で学生に明示している。成績評価の一層の厳正化に向けて、引き続き取り組む。

また、「教育課程及び教授方法」に関しては、各学部・学科・研究科ともに、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成を行い、「履修モデル」を作成し、ナンバリ

ングやキャップ制（履修登録単位数の上限値の設定）を実施している。

加えて、「学修成果の点検・評価」に関しては、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法を確立し、運用しており、教育内容・方法及び学修成果指導の改善に向けて適切にフィードバックを行っている。

以上のことから、基準3「教育課程」について、基準を満たしていると判断した。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」（以下「寄附行為施行細則」という）第 7 条に則り、理事会において選任され、「学校法人玉手山学園寄付行為」（以下「寄附行為」という）第 6 条に則り、理事となるため、本学の教学運営だけでなく学園運営においてその職務を遂行し、責任者としてリーダーシップを発揮している。学長の職務を「大学学則」第 9 条第 2 項において「学校教育法の定めるところに従い、校務を掌り、所属職員を統督する」と規定しており、大学における意思決定権、責務、裁量権限は学長にある。

副学長の職務については「大学学則」第 9 条第 3 項において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定しており、副学長の権限を強化し、学長を補佐する体制を整備している。本学では、「大学学則」及び「大学院学則」に則り運営組織として学部ごとに教授会、大学院においては研究科委員会、大学運営における最高審議機関として大学評議会を設置している。学長が議長を務める大学評議会では、「大学学則」及び「大学評議会規程」に則り、大学と併設する短期大学を含む両大学の教育研究にかかわる重要事項を審議し、学長が決定している。

また、学長の業務執行を円滑に推進するために、学長を補佐する「学長室」を設置している。学長室は専任教員より指名された 6 名の学長補佐（学生支援担当、実習・地域連携担当、教学担当、IR・FD・アドミッション担当、大学院担当）で構成されており、本学の教育運営上の重要事項に関する学長の諮問に対応している。また、学長の事務面における支援体制として、大学事務局に運営企画室を置き、業務遂行の支援を行っている。

その他、学長のリーダーシップが適切に発揮できるよう、大学の方針や学長の運営方針について全教職員に周知する機会として、年度当初に学長の「所信表明」を開催している。また、「サイボウズ」を活用する等して、学長の意向を伝える機会を都度設けている。

以上のとおり、学長は大学評議会や学長室等を通じて、意思決定と業務遂行における適切なリーダーシップを発揮していると判断する。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-①-1】学校法人玉手山学園寄附行為施行細則【資料 F-9】参照

【資料 4-1-①-2】学校法人玉手山学園寄付行為【資料 F-1】参照

【資料 4-1-①-3】関西福祉科学大学学則【資料 F-3】参照

【資料 4-1-①-4】 関西福祉科学大学院学則 【資料 F-3】 参照

【資料 4-1-①-5】 大学教授会規程 【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-①-6】 研究科委員会規程 【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-①-7】 大学評議会規程 【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-①-8】 関西福祉科学大学学長室規程 【資料 F-9】 参照

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のため、本学では P.17 の「図 1-2-⑤-1 関西福祉科学大学 組織図」に示すとおり、教学マネジメントとして教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質の向上を図るよう、組織的に取り組んでいる。教学に関する大学内の最高審議機関として大学評議会、学部の教育研究に関する重要事項の審議機関として各学部教授会、研究科の教育研究に関する重要事項の審議機関として研究科委員会を設置している。全学的な協議機関としては執行部会がある。各学科においては学科会議にて学科の様々な教学事項を検討している。保健医療学部においては、学科会議に加えて、学部長、学科長、専攻長で行う保健医療学部執行部会、専攻毎に専攻会議を行っている。教育学部においても、学部長、学科長、両専攻長、教務主任等から成る学部運営会議を設け、学科会議の前に学部や学科にかかわる重要事項を検討する機会を持っている。研究科の専攻運営に関する協議の場として専攻毎に専攻会議を設けている。

また、学部における基礎教育（教養教育）、補習教育の全学的な充実を図るための部署として共通教育センター、全学的な FD 活動の企画と実施に関する部署として IR・FD・アドミッション推進室を設置している。

さらに、教務にかかわる事項の審議機関として教務委員会、教員個人あるいは学科として取り組む FD 活動の推進支援機関として FD 委員会(大学部会)、その他大学における様々な事項を取り扱う委員会を設置している。

これらの機関は、自己点検・評価委員会における評価結果に基づき、それぞれの役割に応じて検討・改善を行い、体系的で組織的な大学教育を展開している。このように、使命・目的達成のため、教学マネジメントを構築している。

教授会等の組織上の位置付け及び役割については、「大学学則」及び「大学院学則」に則り運営組織として学部ごとに教授会、大学院においては研究科委員会、大学運営における最高審議機関として大学評議会を設置しており、学則や関係規程にて明確化している。教授会及び研究科委員会ともに、学部及び研究科における教育研究にかかわる重要事項の審議機関であり、決定権を有する学長に対し意見を述べる役割を担っており、機能している。教授会は、学部長が主宰し毎月定期的開催している。教授会の構成は「大学教授会規程」の定めにより教授、准教授及び専任講師であり、研究科委員会は「研究科委員会規程」の定めにより研究科長、研究指導教員及び研究指導補助教員をもって構成する。大学評議会は「大学評議会規程」の定めにより大学学長、短大学長、大学副学長、短大副学長、研究科長、学部長、大学学科長、事務局長、事務局次長、大学及び短大学長が指名する事務局の各部署長若干名、大学及び短大学長が指名する教職員若干名をもって構成し、その運営は適正に行われている。

教授会は原則毎月 1 回開催され、「大学学則」及び「教授会規程」に則り、学部の教育研究にかかわる以下の重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

- ①学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項
- ②教授・准教授・講師及び助教の人事に関する学長の諮問事項
- ③教育課程及び授業科目に関する事項
- ④学生の転学部・転学科、除籍に関する事項
- ⑤学則及び諸規程等の制定、改廃に関する事項
- ⑥学生の賞罰に関する事項
- ⑦その他学長の諮問事項

研究科委員会は原則毎月 1 回開催され、「大学院学則」及び「研究科委員会規程」に則り、研究科の教育研究にかかわる以下の重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

- ①学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- ②教授・准教授・講師及び助教の人事に関する学長の諮問事項
- ③教育課程及び授業科目に関する事項
- ④学生の除籍に関する事項
- ⑤学則及び諸規程等の制定、改廃に関する事項
- ⑥学生の賞罰に関する事項
- ⑦その他学長の諮問事項

学長が議長を務める大学評議会は原則毎月 1 回開催され、「大学学則」及び「大学評議会規程」に則り、大学と併設する短期大学を含む以下の大学・短大の教育研究にかかわる重要事項を審議し、学長が決定している。

- ①将来計画に関する事項
- ②学則の改正及び大学諸規程等の制定改廃に関する事項
- ③教員の人事に関する学長の諮問事項
- ④人事の基準等、人事施策に関する事項
- ⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥学生の厚生及び補導に関する方針に係る事項
- ⑦学生の入学、卒業または課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧自己点検・評価に関する事項
- ⑨名誉教授の承認に関する事項
- ⑩その他大学における重要な事項

上述のとおり、大学の意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って構築されており、教授会、研究科委員会、大学評議会を定期的に開催している。

加えて、学科運営に関する協議の場として学科毎に学科会議、専攻会議等を、研究科の専攻運営に関する協議の場として専攻毎に専攻会議が設けられている。その他、各学科・部署等の諮問機関として、教務委員会、入学試験委員会、学生支援委員会、自己点検・評価委員会等の各種委員会が設けられている。

また、全学的な協議機関としては執行部会がある。執行部会は、学長以下の教職員のうち主要管理職とオブザーバーとして理事長を始め各部署の責任者が出席し、大学運営の諸案件に関して意見交換を行っている。原則毎週1回招集し、大学運営の諸案件に関して意見交換が行われている。

経営部門と教学部門の意見交換の場として、経営教学協議会がある。経営教学協議会は原則毎月2回開催され、理事長・学園長、常務理事・副学園長、副学園長、法人本部長、学長、短期大学学長、事務局長で構成されており、大学・短期大学運営において経営部門と教学部門の調整を必要とする案件や教職員人事等についての方針を協議する機関として円滑に機能している。重要案件については、経営教学協議会で協議の後、教学部門では執行部会や大学評議会、経営部門では運営理事会や理事会において審議を行っており、意思決定を円滑に行うための体制が整備できている。

学長の下に大学評議会、教授会、研究科委員会、そして各種委員会が整備されており、大学の意思決定及び教学マネジメントは適切に運営されている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-②-1】 令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.5）

【資料 2-2-①-1】 参照

【資料 4-1-②-2】 大学評議会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-3】 大学教授会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-4】 研究科委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-5】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程

【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-6】 関西福祉科学大学共通教育センター規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-7】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-8】 関西福祉科学大学教務委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-9】 関西福祉科学大学 FD 委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-10】 関西福祉科学大学学則【資料 F-3】 参照

【資料 4-1-②-11】 関西福祉科学大学入学試験委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-12】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程

【資料 F-9】 参照

【資料 4-1-②-13】 関西福祉科学大学自己点検・評価規程【資料 F-9】 参照

**4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

「学校法人玉手山学園運営規程」第3条第1項第二号に、事務を取り扱うために大学事務局を設置することと、大学事務局には事務局長の下に、事務職員等必要な職員と部署を設け、それぞれの任務を行うと定めている。本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教職員の適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務を行っている。大学事務局には、運営企画室、総務部、入試広報部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センターを設置し、業務を分掌している。また、教学マネジメント

を機能的に遂行させるために、教職員が連携協働する必要があり、各種委員会及び教授会等の会議の構成員あるいはオブザーバーとして適切に職員を配置しており、所属する部署の特性に応じて役割を明確化している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意味決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップは、補佐体制も確立しており、十分に発揮されている。また、経営教学協議会、大学評議会、教授会、研究科委員会、執行部会、学科会議、専攻会議等各種会議は適切に開催され且つ有効に機能し、管理運営体制の重要な役割を担っており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築出来ている。さらに、職員を適切に配置し、役割を明確化して、教学マネジメントが機能している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイ及び別表第二に規定される必要教員数及び本学の在籍教員数は表 4-2-①-1 に示すとおりであり、各学科及び本学全体のいずれにおいても基準数を充足している。

表 4-2-①-1 大学設置基準上必要教員数及び在籍教員数の対比

(令和元(2019)年 5 月 1 日現在、単位：人)

学科名	学部の種類	収容定員	別表第一に係る必要専任教員数	本学在籍教員数					助手	
				内教授数	教授	准教授	講師	助教		合計
社会福祉学科	社会学・社会福祉学関係	600	14	7	11	10	2	2	25	0
心理科学科	文学関係	460	10	5	10	4	1	0	15	0
健康科学科	保健衛生学関係 (看護学関係除く)	340	14	7	11	4	2	0	17	0
福祉栄養学科	家政関係	330	10	5	8	5	3	0	16	*6
リハビリテーション学科	保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	680	17	9	13	10	7	7	37	0
教育学科	教育学・保育学関係	400	10	5	12	6	4	0	22	0
別表第二に係る必要専任教員数		2,810	28	14						

合計	2,810	103	52	65	39	19	9	132	6
----	-------	-----	----	----	----	----	---	-----	---

※専任職員の実習助手

また、文部省告示第175号「大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」に規定される教員の数及び本学の在籍教員数は、表4-2-①-2に示すとおりであり、すべての専攻において基準数を充足している。なお、大学院の担当専任教員は全員が学部と兼務している。

表4-2-①-2 大学院設置基準上必要教員数及び在籍教員数の対比

(令和元(2019)年5月1日現在、単位：人)

専攻名	課程名	専門分野	別表第一に係る必要教員数		本学在籍教員数		合計
			研究指導教員数と研究指導補助教員数の合計	内 研究指導教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	
臨床福祉学専攻	博士前期課程	社会学・社会福祉学関係	5	3	6	0	6
	博士後期課程	社会学・社会福祉学関係	5	3	3	3	6
心理臨床学専攻	修士課程	社会学・社会福祉学関係	5	3	12	1	13

大学全体の年齢構成は、表4-2-①-3に示すとおり、50～59歳の割合が最も高く、次いで40～49歳、60～69歳の順で分布している。学科ごとに見ると、分布配列は学科により多少の差異はあるものの、概ねいずれの学科においても40～49歳、50～59歳を中心に構成されている。教育学科は60歳以上が比較的厚くなっているが、全体的に60歳以上の学科教員数に占める割合は20～30%程度に留まっている。

表4-2-①-3 学部専任教員 年齢構成表

(令和元(2019)年5月1日現在、単位：人)

	29歳以下		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
社会福祉学科	0		4		6		11		4		0		25	
	0	0	3	1	1	5	3	8	3	1	0	0	10	15
心理科学科	0		1		2		7		4		1		15	
	0	0	1	0	1	1	3	4	4	0	1	0	10	5
健康科学科	0		1		7		4		4		1		17	
	0	0	1	0	4	3	2	2	2	2	1	0	10	7
福祉栄養学科	0		1		6		6		3		0		16	
	0	0	1	0	2	4	5	1	1	2	0	0	9	7
リハビリテーション学科	0		7		14		12		4		0		37	
	0	0	6	1	11	3	6	6	1	3	0	0	24	13

教育学科	0		2		2		6		10		2		22	
	0	0	1	1	1	1	3	3	7	3	2	0	14	8
合 計	0		16		37		46		29		4		132	
	0	0	13	3	20	17	22	24	18	11	4	0	77	55

各学科等の教員組織の整備状況は次のとおりである。

《大学》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

社会福祉学科は教員 25 人を配置しており、その内訳は教授 11 人、准教授 10 人、講師 2 人、助教 2 人となっている。社会福祉学科では社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の養成に力を注いでいる。そのため、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格を持った教員が各資格の専門科目を担当している。専門職養成に不可欠な演習、実習教育に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士相談援助演習、実習担当教員を多数配置し、きめ細やかな指導を行っている。特に、教員のうち助教 2 人は社会福祉士養成・精神保健福祉士養成の「相談援助実習指導」「相談援助演習」担当に特化した教員を配置している。また、その他多様な実習先に対応可能なように、各分野の専門の教員を配置している。

2) 心理科学科

a) 心理科学科

心理科学科は、教員 15 人を配置しており、その内訳は教授 10 人、准教授 4 人、講師 1 人となっている。専門科目を主に担当する教員構成としては、保健・医療分野（精神科医含む）、教育分野、福祉分野の教員を配置している。また、福祉・行政・産業分野には関連カリキュラムや個別指導にそれぞれの支援対象や臨床技法に強い教員を配置している。精神保健福祉士の資格を有する教員も配置し、定員 10 人として精神保健福祉士養成を担っている。

本学科では、心理臨床経験が比較的豊富な教員と、基礎心理領域で比較的豊富な研究実績のある教員がそれぞれ在籍しており、カウンセリング・マインドに基づく臨床実践技法、及び基礎理論や心理学研究に長けた指導教員がバランスよく配置されている。また、本学科は「現代心理コース」と「臨床心理コース」に分かれており、現代心理コースには基礎心理学に造詣の深い教員を配置し、臨床心理コースには発達支援や子育て支援等の臨床心理学領域に強い教員を配置している。

3) 健康福祉学部

a) 健康科学科

健康科学科は、教員 17 人を配置しており、その内訳は教授 11 人、准教授 4 人、講師 2 人となっている。健康科学科では、第一種衛生管理者免許及び養護教諭一種免許状を取得可能としている。そのため、第一種衛生管理者免許の取得を目的に「労働安全衛生規則」に定められる内容に即した学科カリキュラムを構成し、その科目を担当するのに適任の教員を配置している。職場の健康・環境マネジメントを行う第一種衛生管理者免

許を持つ教員 2 人と、衛生管理者と連携が必要な医師免許を持つ教員 2 人も専任教員として配置している。

また、養護教諭一種免許状の取得を目的に、「教育職員免許法施行規則」に定められる内容に即した学科カリキュラムを構成し、「学校保健学」「教育学」「心理学」「看護学」「医学」「衛生学」「法学」を専門とする教員を配置している。さらに、養護教諭一種免許状と同時に中学校教諭一種免許状（保健）あるいは高等学校教諭一種免許状（保健）の取得を目指す学生のため、教育職員免許のための教育課程を編成している。この場合においても、適切な教員確保と配置を行っている。なお、養護教諭一種免許を持つ教員 2 人を専任教員として配置している。

令和元(2019)年度より公認心理師国家試験受験資格に対応した科目も開講しており、公認心理師の資格を持つ教員 3 人を配置している。

#### b)福祉栄養学科

福祉栄養学科は、教員 16 人を配置しており、その内訳は教授 8 人、准教授 5 人、講師 3 人となっている。福祉栄養学科は、厚生労働省の指定に従い 100 単位に及ぶ専門共通科目と専門科目を配置している。専任教員 16 人のうち、管理栄養士の資格を有する教員は 11 人で医師免許を有する教員は 1 人である。

福祉栄養学科は、専門科目の大部分を専任教員が担っており、適切な指導体制が確保されている。また、「栄養士法施行規則」に定められたとおり、医師免許または管理栄養士免許を保有した専任教員が担わなければならない専門科目が充実している。

今後も、管理栄養士養成の教育効果を高めるため、厚生労働省の指導する 40 人クラス編成のもと、専任教員の努力により円滑に教育を行っていく。また、年齢バランスに留意しながらより適切な教員の確保と配置に努める。

#### 4) 保健医療学部

##### a)リハビリテーション学科

理学療法学専攻は、教員 15 人を配置しており、その内訳は教授 6 人、准教授 5 人、講師 2 人、助教 2 人となっている。理学療法学専攻は「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に基づいて教員組織を編成しており、臨床実習、国家試験対策、就職支援等業務活動に対応している。特に、実習に関しては、理学療法士の免許を有する教員 14 人が中心となり専門的な指導・支援を行っている。なお、医師免許を持つ教員も 1 人配置している。

作業療法学専攻では教員 12 人を配置しており、その内訳は教授 3 人、准教授 4 人、講師 2 人、助教 3 人となっている。本専攻においても「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に基づいて教員組織を編成しており、各教員の専門領域にも配慮して適切に編成している。本専攻では、作業療法士免許を持つ教員が 11 人と医師免許を持つ教員が 1 人いるため、専門教育に関して手厚い指導が展開できる教員配置となっている。

言語聴覚学専攻では教員 10 人を配置しており、その内訳は教授 4 人、准教授 1 人、講師 3 人、助教 2 人となっている。言語聴覚学専攻の教員組織は「言語聴覚士学校養成所指定規則」に基づいており、各教員の専門領域にも配慮して適切に編成されている。本専攻では、言語聴覚士の免許を持つ教員が 8 人と医師免許を持つ教員が 1 人いるため、専門教育に関して手厚い指導が展開できる教員配置となっている。

5) 教育学部

a) 教育学科

子ども教育専攻では教員 9 人を配置しており、その内訳は教授 5 人、准教授 3 人、講師 1 人となっている。本専攻では、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格取得を可能とするため、「教職課程認定基準」や「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に定められている専門領域の教員数を確保し、適切に配置している。

発達支援教育専攻は、教員 13 人を配置しており、その内訳は教授 7 人、准教授 3 人、講師 3 人となっている。本専攻では、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状取得を可能とするため、「教職課程認定基準」に定められている専門領域の教員数を確保し、適切に配置している。

《大学院》

1) 社会福祉学研究科

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻博士前期課程では教員 16 人を配置しており、その内訳は教授 11 人(心理臨床学専攻と兼務 1 人含む)、准教授 5 人となっている。指導区分では、研究指導教員が 6 人(教授 6 人)、科目担当教員が 10 人(教授 5 人(心理臨床学専攻と兼務 1 人含む)・准教授 5 人)となっている。

本課程においては、臨床福祉やソーシャルワークの人間観や支援のあり方を学ぶ必修科目を設定し、修士論文の提出を求めている。研究方法は研究方法系、社会福祉系、保健福祉系、心理療法系の各領域における臨床福祉の高度な実践理論を選択科目として設定している。これらを教授するために、専門分野等配慮した適切な教員配置を行っている。

また、学校心理士資格と大学院入学以前に教員免許「福祉」を取得している院生に対して「専修免許(福祉)」資格を取得できる科目を開講しているため、「教職課程認定基準」に定められた教員を配置している。

b) 臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻博士後期課程では、教員 6 人(教授 6 人)を配置しており、指導区分では、研究指導教員が 3 人(教授 3 人)、研究指導補助教員が 3 人(教授 3 人)となっている。

本課程においては、研究者や指導者として必要となる臨床福祉の高度な理論と知識、研究能力を育成するために、「臨床福祉学研究演習」を必修科目に設定し、博士論文の提出を求めている。臨床福祉の様々な分野の高度な理論や技術について調査研究する選択科目を設定している。これらを教授するために、教員配置もそれぞれの多様な専門分野に応じた十分なものとなっている。

c) 心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻修士課程では教員 18 人を配置しており、その内訳は教授 13 人(臨床福祉学専攻と兼務 4 人含む)、准教授 5 人となっている。指導区分では、研究指導教員が 12 人(教授 12 人)、研究指導補助教員が 1 人(准教授 1 人)、科目担当教員が 5 人(教授 1 人、准教授 4 人)となっている。

本課程においては、修士論文の提出を求めている。研究方法は発達心理系、学校教育

心理系、基礎心理系の各領域における心理臨床の高度な実践理論を選択科目として設定している。また、医師資格を有する教員が1人おり、臨床心理学と密接な関係性になる精神医学の見地からの指導も行っている。これらを教授するために、専門分野等配慮した適切な教員配置を行っている。なお、本学大学院は国家資格である公認心理師養成校の認可、及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定資格である臨床心理士養成校としての認定（第1種）を受けており、公認心理師資格を有する教員が5人、また臨床心理士資格を有する教員が11人在籍している。

また、大学構内に心理・教育相談センターを設置し、主として地域住民の方々を対象として、一般者向けの心理支援を行っている。当センターにおいては、広く一般の方を対象とした相談業務を実施するのと同時に、心理臨床学専攻に在籍する学生の心理支援の実習の場ともなっている。実習への直接的な指導は上述の教員で行っている。

### 1) 教員の採用・昇任等

本学は福祉科学という総合的な学問領域を標榜していることから、各学科等には様々な専門領域と経験を持つ教員が必要となる。そこで、採用・昇任（以下「任用等」という）に当たっては、教育実践、学術研究、学務、社会的貢献等を総合的に評価している。

教員の採用については、公募を原則としている。公募は、独立行政法人科学技術振興機構が運営する「研究者人材データベース(JREC-IN)」及び本学ウェブサイトを通じて、広く全国を対象に行っている。教員募集は、募集人物像に沿った教員が確保できている。

任用等の手続きと基準は、「大学教授会規程」「大学教員任用・昇任規程」及び大学設置基準に準拠した「大学教員任用・昇任選考基準」等に規定されており、これに基づき行っている。まず、学長、副学長、学部長、事務局長で構成された人事委員会にて意見聴取を行う。次に「大学教授会規程」第11条第2項に基づき、教授のみで構成される人事教授会で審議する。その際、「大学教員任用・昇任規程」に則り選考を開始し、教授3人で構成する審査委員会を設置する。審査委員会では、「教員個人調書（履歴書）及び「教育研究業績書」」「最終学歴及び学位を証する書類」「資格要件の確認資料（免許証等）」等を基に、教育研究上の業績、社会的業績、人柄等について、「大学教員任用・昇任選考基準」に照らし合わせて審査する。次に人事教授会にて、審査委員会の報告に基づき教員の資質や能力等の適性並びに職位の妥当性を厳正に審査している。

なお、大学院の任用等の手続きと基準は、「研究科委員会規程」に規定し、さらに学部の「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」を準用している。また、選考を客観的・厳密・公平に行うため、補助資料として「関西福祉科学大学 昇任及び大学院担当資格基準」を設け、「大学教員任用・昇任選考基準」を運用する際に活用している。

上述のとおり、人事教授会、人事研究科委員会で承認後、教学に関する最高の審議機関である大学評議会にて審議の上、承認後に任用等の具申を行っている。

### 2) 教員評価制度

個々の教員活動を大学の使命・教育理念に照らして評価し、それを通して教員が自らの活動を認識し、改善すべき方向を見定め、自己の能力向上・教育力の向上に繋げることを目的に、「関西福祉科学大学 教員人事評価規程」を制定し、平成19(2007)年度から教員評価制度を導入している。平成27(2015)年度には、評価基準に照らして絶対評価を目指し、

新たに教員評価制度を改訂し運用している。

教員評価制度は、多岐にわたる教員活動を総合的に評価するため「教育実践」「学術研究」「学務」「社会的貢献」の4つの領域別にその活動実績の評価を行っており、大学の求める教員像を実現するため、評価項目及び評価基準、評価点数は大学があらかじめ設定している。

評価の方法は、被評価者本人が領域における活動実績について、「教員評価基準」及び「基準となる活動実績」の二つの観点に照らし合わせ、評価素点を算出している。

被評価者本人による記入後、学部長、学科長（専攻長）による一次評価、そして学長・副学長・学部長で構成する評価委員会の最終評価を経て理事長承認後に確定する。確定した評価結果は「総合評価通知書」により教員全員にフィードバックすることとしている。

また、評価結果に異議がある場合は、学長に異議申立を行い、評価委員会で再審査を受けることを可能としている。評価結果は、教員個人の自己改善の資料として活用するとともに、昇給・賞与への反映及び昇進の参考資料としている。

現在の教員評価制度は平成27(2015)年度の運用から4年以上が経過し、大学が求める望ましい教員像構築に向けた評価制度として実施し、求められる教員の責務を示し、教員個人の資質・能力・意欲向上への努力を促すことにより一定の効果を発揮している。また、より適切な評価基準になるように、評価委員会にて項目・配点の継続的な見直しを行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-2-①-1】 令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.18～36）

【資料 2-2-①-1】 参照

【資料 4-2-①-2】 大学教授会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-2-①-3】 大学教員任用・昇任規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-2-①-4】 大学教員任用・昇任選考基準【資料 F-9】 参照

【資料 4-2-①-5】 関西福祉科学大学人事委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-2-①-6】 研究科委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-2-①-7】 関西福祉科学大学 昇任及び大学院担当資格基準

【資料 4-2-①-8】 関西福祉科学大学 教員人事評価規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-2-①-9】 教員評価制度運用マニュアルー大学ー

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

建学の精神と教育理念に基づき、教育研究活動の活性化、教育の質の向上、自己啓発を図るため、本学はFD活動を推進している。本学のFD活動は、「全学FD活動」「学科FD活動」「個人FD活動」の3つのレベルで展開しており、全学的なFD活動は「IR・FD・アドミッション推進室」、各学科等及び個人のFD活動はFD委員会（大学部会）が中心となり支援を行っている。

全学FD活動では、全教員を対象とした「授業アンケート」の実施、年2回の「教員研修会」及び年1回の「新任教員研修会」を開催している。各年度の「第1回教員研修会」

は、その年の教育活動方針等を全教員で共有することを目的とし、例年4月初旬に実施している。「第2回教員研修会」では、教育の流れや動向を把握する上で重要なテーマに即した内容を学内で調整し、IR・FD・アドミッション推進室が具体的に検討して開催している。平成30(2018)年度は、第1回の教員研修会では本学の教学に係る様々な内容について説明を行い、第2回では「学生の主体的な学びを促す授業デザイン~設計から評価まで~」として外部講師を招聘し、講演会を行った。また、新任教員研修会においては、授業運営に必要な教務事項と「マナバ」と「ユニバ」の活用について説明を行った。これらの活動を通じて、本学の教育活動方針等FDに関する内容が全教員間で共有されており、同時に高等教育の流れと動向についても理解を深めることができている。

学科FD活動では、各学科のFD委員を中心に、学科ごとに年間のFD計画を策定し活動に取り組んでいる。活動内容については、年度末に報告書を作成し、「サイボウズ」を通して全教員に公開している。各学科のFD活動は毎年計画どおりに取り組まれており、その活動内容は、FD委員会の場で進捗状況の報告がなされ、学科間で共有されている。また、大学院も同様にFD活動に取り組んでおり、全学的にFD活動を推進している。

個人FD活動では、「マナバ」を用いて学生による授業アンケートを学期毎に行い、その結果を教員自らが学生にフィードバックしている。専任教員においては、アンケート結果を基にした「自己点検表」を用いて、授業改善に役立てている。「自己点検表」を作成することで、教員自身による振り返りを行う機会を設けている。また、専任教員に対して学外のFD研修会の開催情報を配信し、参加費を補助する等、自己啓発を奨励している。非常勤教員においても、授業アンケート結果を基に優れた授業を行う教員を教育活動顕彰候補者としてFD委員会で推薦し、「関西福祉科学大学教育活動顕彰制度規程」に準じて毎年表彰を行っている。

#### <エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-2-②-1】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 4-2-②-2】 関西福祉科学大学 FD 委員会規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 4-2-②-3】 授業アンケート結果（平成 30 年度）
- 【資料 4-2-②-4】 教員研修会・新任教員研修会資料（平成 30 年度）  
【資料 3-2-⑤-2】 参照
- 【資料 4-2-②-5】 FD 活動計画書・報告書（平成 30 年度）【資料 3-2-⑤-3】 参照
- 【資料 4-2-②-6】 自己点検表（平成 30 年度）【資料 2-6-①-2】 参照
- 【資料 4-2-②-7】 関西福祉科学大学教育活動顕彰制度規程【資料 F-9】 参照

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

新たに教員を採用する際には、専門領域だけではなく、教員の授業及び学生指導負担、年齢のバランスに留意して、中長期的視野に立った学科全体の年齢構成を踏まえた人事に努める。

教員評価制度については、より適切な評価基準になるよう、評価委員会にて項目・配点等の見直しを継続的に行う。

FDにおいては、引き続き自律的且つ持続的に組織だった全学、学科、個人FD活動の推進を図る。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

建学の精神と教育理念に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図り、大学職員としての能力開発及び資質向上を図ることを目的として、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 SD 委員会規程」を制定している。SD 委員会では、SD の企画・立案及び実施に関する事項、職場内外の研修に関する事項等を審議している。また、平成 29(2017)年 4 月 1 日「大学設置基準等の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、規程を改正して、事務職員に加え教員も SD 活動に参加している。SD 委員会では、年度毎に SD 活動実施方針及び実施計画を定めており、平成 30(2018)年度は、大学教職員を対象に財務勉強会、厚生補導勉強会、各種団体への業務領域別研修を、また事務職員を対象に大学改革についてのワークショップを開催した。

厳しい経営環境の中にあっても、経営を改革していける中核人材や、その実行を支える人材を育成し、職員それぞれの役割や成果、貢献に応じたより適切な処遇の実現を目的に「学校法人玉手山学園事務職員人事評価規程」を制定し、その規程に基づき人事評価を実施している。また、定期的にその見直しを行っている。職員の人事評価は、「等級制度（能力開発・適切な役割の明示と付与）」「評価育成制度（成果や行動の評価とフィードバック）」「給与制度（年齢と等級（役割）と成果（貢献）に基づく決定）」で構成されている。管理職にある職員は第 1 次評価、第 2 次評価の 2 段階において部下個人の達成目標等、人事評価表に記載された目標達成度合いと職務行動の自己評価を確認し、適切な指導及び助言を行った上で、最終の承認を行う。人事評価の結果は 1 次評価者によるフィードバック面接を実施し、1 年間の評価結果を伝えるとともに最終評価を通知し、個々人の成長につなげている。

また、職員の自己啓発促進については、本学が加盟する協会や団体主催の研修会やセミナー、シンポジウム等に関連の事務職員を階層別・職種別に積極的に参加させ、職務を遂行するための知識やスキルを修得させている。また、職員の経済的負担の軽減を目的に、参加費等の経費補助を行っている。研修及び講習等を受講した職員に対しては、「研修出張報告書」の提出を義務付け各部署で報告する等、研修成果を学内に還元している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-3-①-1】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 SD 委員会規程 【資料 F-9】

参照

【資料 4-3-①-2】SD 委員会主催 研修会資料（平成 30 年度）

【資料 4-3-①-3】学校法人玉手山学園事務職員人事評価規程【資料 F-9】参照

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 活動に関しては、引き続き学内研修会を定期的で開催して活性化を図る。また、職員の人事制度は有効に機能しているが、被評価者の自己評価や直属上司の一次評価において、一部ではあるが過大評価等、評価格差が見受けられるために、適正な評価の実施に向け、評価者訓練を行う。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

大学の使命、目的に基づいて研究支援にも力を注いでいる。大学本館 6～8 階には社会福祉学部及び心理科学部、大学 2 号館 7 階～8 階は健康福祉学部、大学 4 号館 7～8 階は保健医療学部、大学 6 号館 3～5 階は教育学部の全専任教員に研究室を設置しており、准教授以上には個室を整備している。

図書館の蔵書に関しては、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学図書館資料収集・管理内規」に基づき、各学科等の教育研究に有用性を十分考慮して選定した資料を収集して保管している。また、研究に必要な文献や情報を探すため、図書館のウェブサイトにデータベースとして、Cinii Articles、医学中央雑誌 Web、メディカルオンラインライブラリー等、電子ジャーナルや電子図書を整備しており、幅広い研究に活用できる情報環境を整えている。

実験施設としては、大学本館に心理科学実験室、学園本館に動物実験室及び理化学実験室等を設置し、研究環境の維持・充実を図っている。

なお、大学の研究の施設・設備等に対する学生の意見は「学生満足度調査」にて把握し、整備が必要であれば適宜改修等行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-4-①-1】2019 年度 学生便覧 別冊 (P.23～41) 【資料 F-5】参照

【資料 4-4-①-2】関西福祉科学大学図書館ウェブサイト（データベース（文献・情報を探す）学内専用 <http://opac.fuksi-kagk-u.ac.jp/database>

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理について、以前は「関西福祉科学大学研究倫理委員会規程」、「関西福祉科学大学研究倫理委員会規程に関する申し合わせ」、「関西福祉科学大学研究倫理委員会審査部会規程」に基づき、研究者（教員、大学院生）から研究倫理審査申請書の提出があった場合は研究倫理審査部会で審査し、結果を申請者に通知していたが、上述の規程を廃止し平成30(2018)年度より新たに「関西福祉科学大学研究倫理規程」、「関西福祉科学大学研究倫理審査委員会規程」を制定して、運用している。なお、平成30(2018)年4月より研究倫理の関連規程及び審査手続き等を本学ウェブサイトにて公表している。また、平成30(2018)年度審査結果を平成31(2019)年4月に本学ウェブサイトにて公表している。

平成30(2018)年度は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」についての研修会を研究倫理委員向けに開催し、研究者及び研究支援者の研究倫理意識の高揚を図った。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-4-②-1】 関西福祉科学大学研究倫理規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-4-②-2】 関西福祉科学大学研究倫理審査委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 4-4-②-3】 本学ウェブサイト（研究倫理に関する規程等）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/ethic.html>

【資料 4-4-②-4】 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」 研修会資料  
（平成30年度）

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では専任教員に個人研究費及び個人研究旅費を配分しており、「個人研究費・個人研究旅費の手引き」を整備し、適正に管理・執行している。個人研究費と個人研究旅費は限度額までは相互に流用可としており、便宜を図っている。また、大学経費での共同研究課題を募集し、共同研究費を配分している。さらに、学会開催費の補助や学術出版の助成も行っている。

なお、研究設備は各学科からの予算申請に基づき整備している。また、RA（Research Assistant）等の人的支援を必要とする大きな研究プロジェクトを実施していないため、RA等の人的支援は行っていない。

教育研究をより一層充実させるため、外部資金の積極的な獲得に努めている。特に文部科学省科学研究費補助金（以下「科研費」という）の採択件数を増やす取り組みを実施している。具体的には研究計画書の添削指導をする「科研費採択支援アドバイザー制度」や、惜しくも不採択となった課題に学内研究費で支援する「研究創成支援制度」がある。その結果、科研費への応募件数・採択件数は毎年一定程度の水準を保っている。平成29(2017)年度は、科研費の採択件数（継続含む）が35件、日本医療研究開発機構受託研究の採択件数が1件あり、平成30(2018)年度は、科研費の採択件数（継続含む）が37件であった。科研費が採択された教員及び所属学科に対し、間接経費の一部を配分している。このように、外部資金を積極的に獲得することで、教育研究の活性化を図っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-4-③-1】 2018 年度 個人研究費・個人研究旅費の手引き

【資料 4-4-③-2】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学研究助成委員会規程

【資料 F-9】 参照

【資料 4-4-③-3】 関西福祉科学大学共同研究規程 【資料 F-9】 参照

【資料 4-4-③-4】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学会開催費補助等に関する規程 【資料 F-9】 参照

【資料 4-4-③-5】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学学術出版助成規程

【資料 F-9】 参照

【資料 4-4-③-6】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学研究創成支援規程

【資料 F-9】 参照

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備と適切な運営・管理、研究倫理の確立と厳正な運用及び研究活動への資源の配分は適切に実施できている。今後も継続的に取り組んでいく。

#### 〔基準 4 の自己評価〕

学長のリーダーシップの確立・発揮、権限を適切に分散させた責任の明確化、さらに職員の適切な配置と役割の明確化を行っており、本学の教学マネジメントは構築できており、適切に機能している。

教育目的及び教育課程に即した教員の配置と FD をはじめとする組織的な教育内容・方法等の改善の工夫・開発、SD の推進について適切に実施しており、今後も自律的且つ持続的に取り組んでいく。

研究環境の整備と適切な運営・管理、研究倫理の確立と厳正な運用及び研究活動への資源の配分は適切に実施できている。

以上のことから、基準 4「教員・職員」について、基準を満たしていると判断した。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は「寄附行為」第 3 条において、本学園の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神『感恩』を礎に、学校教育を実践し、有為な人を育成する」と定めている。また、「大学学則」第 1 条において、本学の目的を「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神『感恩』に基づき、専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力と豊かな人間性を培い、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成することを目的とする」と定めている。これら規程の趣旨に則り、本学園は、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って適切な運営を行っている。

組織倫理については、「就業規則」内で服務規律として明確化し、教職員に明示しており、新規に入職する教職員に対しては、入職時に「学園新任研修会」を開催し説明を行っている。その他組織倫理に関する規程として「学校法人玉手山学園人権擁護規程」「学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人玉手山学園個人情報保護に関する規程」「学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程」を定めている。各規程は『学校法人玉手山学園規程集』として、各部署に備え付け、常時閲覧できる状況としている。また、『教職員必携 玉手山学園 AtoZ』に教育人、組織人、私学人としてのあり方等明示し、全専任教職員に配付して周知を図っている。

また、一般企業との共同研究については都度契約を締結しており、産学連携活動における利益相反の方針を「利益相反マネジメント規程」に定め、年に 1 度、全教員に産学連携活動における利益相反の自己申告が必要かどうかを調査し、申告書の提出があった教員については利益相反マネジメント委員会において問題ないか確認している。このように、産学連携活動における利益相反は、規程に基づき適正に管理できており、産学連携活動において適切な関係が構築されている。

このように、本学園は、組織倫理に関する規程に基づき、規律と誠実性を維持し適切な経営及び管理運営を行っている。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-①-1】学校法人玉手山学園寄附行為【資料 F-1】参照

【資料 5-1-①-2】学校法人玉手山学園 経営理念【資料 1-2-③-1】参照

【資料 5-1-①-3】学校法人玉手山学園人権擁護規程【資料 F-9】参照

【資料 5-1-①-4】学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程【資料 F-9】

参照

- 【資料 5-1-①-5】 学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-①-6】 学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-①-7】 教職員必携 玉手山学園 A to Z (平成 30 年度版)
- 【資料 5-1-①-8】 利益相反マネジメント規程【資料 F-9】 参照

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園では、全ての教学活動の基盤となる「経営理念」を定めている。「経営理念」は、学園のあるべき姿、目指すべき将来の姿を示すものであり、「建学の精神『感恩』」、「使命」、「綱領」、「ビジョン」から構成されている。学園の継続発展に向け、各校園では「経営理念」に掲げる「ビジョン」5項目に基づき中長期計画を策定し教育活動を実践している(P.15 「図 1-2-③-1 経営理念 概念図」参照)。中長期計画では、本学園の設置校である大学、短期大学、高等学校、認定こども園、及び法人本部が、その使命・教育理念を達成するために何を為すべきかを 5 年間の計画としてまとめている。平成 30(2018)年度より「第 3 期 (2018～2022) 学園中長期計画」を適用し、運用している。中長期計画は、毎年度各所属にて見直し・再確認を行い、計画達成に向け、継続的に努力をしている。

中長期計画を着実に実行するため、中長期計画に基づく単年度毎の「行動計画」を策定している。「行動計画」では、設定した各目標の担当(学科・部署等)を明確にすることにより、全教職員にて計画達成に向けた努力を行っている。「行動計画」は、年度途中にその達成状況をチェックし、最終総括で達成状況の評価を行っており、「進捗フォロー表」を用いて、PDCA サイクルが円滑に機能するよう工夫している。

#### <エビデンス集・資料編>

- 【資料 5-1-②-1】 第 3 期 (2018～2022) 学園中長期計画【資料 1-2-③-2】 参照
- 【資料 5-1-②-2】 行動計画 (平成 31 年度)

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 1) 環境保全への配慮

環境保全への配慮については、法人本部施設部及び施設総合管理部門が中心となり、建物附属設備の年次的な修繕・更新対応をはじめとするキャンパス環境の整備が実施されている。

本学では省エネルギー対策として、学園内に省エネ対策委員会を設置するとともに、業務委託している学園の施設総合管理部門により、月々の電気・ガス・水道の使用量の詳細な把握を行っている。平成 26(2014)年度からは、デマンド管理システムを導入し、省エネ方策として活用を図っている。具体的な省エネに対する取組みとして、例年 5 月～10 月を「クールビズ」、12 月～3 月を「ウォームビズ」の期間として設定し、ポスター掲示等により学生及び教職員の省エネルギー意識の啓発を行っている。また、照明の LED 化や高効率機器を順次取り入れることで、省エネルギー対策を実施している。その他、長期休暇中は 2 基以上あるエレベーターや自動ドアを 1 基のみの運転とし、日常的には階段利用啓発ポスターの掲示、廊下の消灯、空調設定温度の管理、運転時間の短縮管理を行う等、前

年比1%削減を目標として管理・運営を行っている。

省資源対策については、廃棄対象予定の物品を学園全体で再利用する学園リサイクル広場での有効活用を図っている。その他、地球環境保全への取り組みとして、断熱材の設置、文書廃棄時の手段として紙類の溶解処理を経た原材料の再利用を行っている。

## 2) 人権への配慮

人権への配慮に関しては、「人権擁護」「個人情報保護」「ハラスメントの防止と対策」の視点から各種委員会設置及び各種規程整備を行っている。

人権擁護については、「玉手山学園人権擁護規程」に基づき、人権に関する教育・啓発と人権擁護のために必要な施策を推進するため、本学に人権擁護委員会を設置して毎年人権に関する講演会を企画・実施している。平成30(2018)年度は「さまざまな人権課題と私たち」をテーマに、外部講師を招聘して講演会を開催した。

個人情報保護については、「学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程」及び関連規程を定め、適切に運用している。各規程は学園規程に関しては規程集として各学部及び関係部署に備え付け、常時閲覧できる状況としている。大学規程に関しては、「サイボウズ」にて教職員の閲覧に供している。個人情報保護は個人情報保護委員会が主体となり、年に1回教職員向けの講演会を開催しているほか、セキュリティ診断調査を実施し、一人ひとりの意識改革を図ることを目指した取り組みを行っている。

ハラスメント防止と対策については、「学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程」及び「関西福祉科学大学・関西女子短期大学ハラスメント防止等に関する規程」を定め、「サイボウズ」にて関係教職員が閲覧できるようにしている。また、「キャンパス・ハラスメントの防止について」として、本学におけるキャンパス・ハラスメント防止に向けた方針を学内の公示板に明示し、教職員に周知を図っている。さらに、ハラスメント防止委員会が中心となり、教職員向けの講演会や学生のオリエンテーションにて説明を行っている。さらに『キャンパス・ハラスメント防止のためのリーフレット』、「相談案内カード」を学生、教職員に配付するとともに、「ハラスメント防止のためのガイドライン」を本学ウェブサイト公開し、防止に努めている。今後も、ハラスメントについて、より適切な対応が行えるよう、規程、ガイドラインの改善点や課題がないか、ハラスメント防止委員会にて継続して検討していく。

## 3) 安全への配慮

本学園では、「職場の安全衛生」「防火・防災対策」「危機管理」「気象警報対応」の観点から、安全・安心への配慮を行っている。

職場の安全衛生については、学園における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するため基本的事項を明確にし、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境づくりを促進することを目的とし、「学校法人玉手山学園安全衛生管理規程」を制定しており、同規程に基づき安全衛生体制を確立している。具体的には、安全衛生活動計画の作成・実施、健康診断の実施、労働時間等の状況を考慮して指導の対象となる職員への面接、ストレスチェックの実施、精神的健康の保持増進対策等に取り組む、快適な職場環境づくりを推進している。これら安全衛生管理活動の円滑な推進のために安全衛生委員会を設置しており、毎月1回定期的に委員会を開催している。安全衛生委員会では、休職者の状況、長時間労働の状況、健康診断・ストレスチェックの実施状況等の報告と職場巡視をし

ており、安全・安心・快適な職場環境づくりに努めている。また、教職員向けに毎年メンタルヘルス研修会や安全運転講習会を開催しており、健康の維持増進に努めている。

防火・防災対策として、「学校法人玉手山学園防火・防災管理規程」及び「学校法人玉手山学園消防計画」を整備しており、災害による人的・物的被害を最小限に抑えるよう体制を整えている。平成 30(2018)年度には「学校法人玉手山学園防火・防災管理規程」及び「学校法人玉手山学園消防計画」を改正したため、併設短期大学、高等学校、認定こども園を含む関係者への説明会を実施した。火災対策としては、消防設備点検を年 2 回実施している。消防設備及び非常放送設備、各種機器については、関連法令及び作業計画に基づき定期的に点検を行っている。

学内には防火・防災対策委員会を組織し、防火・防災対策及び危機管理の対策に向けての運用を行っている。災害時の行動については、『大地震対応マニュアル』『もしもの時に備える防災ポケットマニュアル』を製作し、学生・教職員に配付し周知を図っている。平成 30(2018)年以降毎年、学生・教職員を対象とした防災訓練（避難訓練）を実施しており、今後も継続的に行う予定にしている。また、大規模な災害に備え、迅速に学生・教職員の安否を確認するため、パソコンやスマートフォンで利用可能な「マナバ」を利用した安否確認体制を構築している。平成 30(2018)年度は地震、台風及び豪雨のため、学生に対し安否確認を 2 回行った。今後は学生・教職員の防災訓練及び安否確認訓練を定期的実施していくとともに、防災教育の実施について検討を行う。

また、災害時の地域との連携について、本学園と所在地である柏原市は、避難所の運営や避難者支援のモデル構築等のワーキングプログラムにて企画・検討・実施を行う「本学園を拠点とした地域の災害福祉支援システムを構築するプロジェクト（以下「HEART プロジェクト」という）」を立ち上げており、本学教職員や学生も参画している。平成 30(2018)年度は HEART プロジェクトの一環として、「災害福祉入門講座」を全 2 回で開催し、柏原市役所及び地域の社会福祉協議会の職員や本学園の職員等が参加して、大規模自然災害に関する法・制度を始め、避難所運営や避難所における福祉支援等の理解を深めた。

昨今、南海トラフ地震発生の可能性が指摘されているが、地震に限らず洪水、土砂災害等、危機はまさに目前に迫っており、災害時には避難行動要支援者のみならず、多くの市民に適切な支援が必要であり、特に避難所における福祉支援の充実、災害関連死を防止する一つの方策である。「災害福祉入門講座」では、社会福祉の観点から災害支援、特に避難所における福祉活動について学んだ。その中で、避難所支援ゲーム（HUG）の学園総合体育館（Do 夢）を想定したゲームを完成させた。

また、本学園は災害発生時の避難所として指定されており、社会福祉の視点から災害支援、特に避難所における福祉活動について学ぶために、平成 30(2018)年度は東日本大震災が発生した 3 月 11 日に合わせ、甚大な被害が出た南三陸町の元職員を招いて「柏原市から 3.11 を考える ～“あの日を忘れない”・“あの日から学ぶ”～」をテーマに講演会を開催し、地域の行政職員等、約 280 人が参加した。

なお、令和元(2019)年度に避難所運営演習として、災害時避難所となる学園総合体育館にて地域の避難所運営に係る訓練を学園全体で実施する予定である。

危機管理については、「学校法人玉手山学園危機管理規程」に、危機管理体制と対処について規定している。

気象警報対応については、「暴風警報等発令及び交通機関ストライキ等による休校等の措置に関する取扱い」に基づき休校等の判断を行い、本学ウェブサイトや「ユニパ」を利用して全学生に休講情報等を案内できるよう工夫している。また、近年の自然災害発生状況を鑑みて危機管理体制を見直し、「関西福祉科学大学暴風警報等発令及び交通機関運行停止等による休講等の措置に関する取扱い」に規程改正を行い、令和元(2019)年度より適用している。近年の多発する自然災害に対応して、休講措置を行った場合でも適切な授業回数を確保できるよう、平成30(2018)年度より授業予備日、試験予備日を学年暦にて事前に設定した。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 5-1-③-1】 玉手山学園人権擁護規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-2】 関西福祉科学大学人権擁護委員会規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-3】 人権に関する講演会資料（平成 30 年度）
- 【資料 5-1-③-4】 学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-5】 学校法人玉手山学園プライバシーポリシー【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-6】 学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する運用要綱【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-7】 学校法人玉手山学園個人情報漏えい防止安全対策実施要領【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-8】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-9】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する規程施行細則【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-10】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する運用基準【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-11】 個人情報保護研修会アンケート集計結果（平成 30 年度）
- 【資料 5-1-③-12】 学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-13】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学ハラスメント防止等に関する規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-14】 キャンパス・ハラスメントの防止について
- 【資料 5-1-③-15】 ハラスメント防止のための講演会（実施報告）（平成 30 年度）
- 【資料 5-1-③-16】 キャンパス・ハラスメント防止のためのリーフレット
- 【資料 5-1-③-17】 相談案内カード
- 【資料 5-1-③-18】 本学ウェブサイト（キャンパス・ハラスメントに対する取り組み）  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/harassment.html>
- 【資料 5-1-③-19】 学校法人玉手山学園安全衛生管理規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-20】 メンタルヘルス研修会資料（平成 30 年度）
- 【資料 5-1-③-21】 安全運転講習会資料（平成 30 年度）
- 【資料 5-1-③-22】 学校法人玉手山学園防火・防災管理規程【資料 F-9】 参照

- 【資料 5-1-③-23】 学校法人玉手山学園消防計画【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-24】 大地震対応マニュアル
- 【資料 5-1-③-25】 もしもの時に備える防災ポケットマニュアル
- 【資料 5-1-③-26】 災害福祉入門講座 案内
- 【資料 5-1-③-27】 「柏原市から 3.11 を考える～“あの日を忘れない”・“あの日から学ぶ”～」 案内
- 【資料 5-1-③-28】 学校法人玉手山学園危機管理規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-1-③-29】 関西福祉科学大学暴風警報等発令及び交通機関運行停止等による休講等の措置に関する取扱い【資料 F-9】 参照

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

「経営理念」の具現化に向け、「学園中長期計画」及び「行動計画」を策定し、全教職員にて共有することにより本学園及び設置校の基本理念の実現に向け、全教職員で継続的に努力していく。

環境保全については、教職員向けの各種研修会等を継続して行うことで一人ひとりの意識の定着を図る。省エネルギーについては、現在の取り組みを引き続き行う。

地域における防災対策として、災害時の避難所となる学園総合体育館において、令和元(2019)年度には避難所運営に係る訓練を学園全体で実施する。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は私立学校法第 36 条に基づき、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する機関として理事会を設置している。理事会は、本学園の最高意思決定機関であり、「寄附行為」、「寄附行為施行細則」及び「学校法人玉手山学園理事会会議規則」に則って運営し、学園の経営・運営に係る重要事項について審議している。理事会は原則 2 ヶ月に 1 回開催し、監事も出席することにより、理事と監事の情報共有を図っている。

理事会を補完する機関として運営理事会を置いている。運営理事会は、「学校法人玉手山学園運営理事会規則」（以下「運営理事会規則」という）に基づき運営し、理事会より委任された日常の業務執行にかかわる事項を審議・決定している。運営理事会で決定した事項は、「運営理事会規則」第 7 条に基づき、理事会に報告している。運営理事会は原則月 1 回開催であり、議事録を理事、監事及び各部門の所属長に送付することにより、審議決定事項の情報共有を図っている。

学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である評議員会を置き、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に則って原則年 3 回開催している。評議員会への諮問事項については、「寄附行為」第 22 条に定めている。平成 30(2018)年度の評議員のうち 9 人は

理事との兼務者であり、評議員会には監事も出席しており、諮問事項については十分に情報共有が図られている。

また、本学園は同一校地内に大学、短期大学、高等学校、認定こども園を有しており、各学校園間の調整を要する事項も多いため、各学校園の校務のうち、学園として全体調整を必要とする事項について協議する所属長会を置いている。所属長会は「学校法人玉手山学園運営規程」第 10 条に基づき、各部門の所属長と学園長の指名に基づく者をもって構成し、原則月 1 回開催している。

以上のとおり、本学園は理事会、運営理事会、評議員会、所属長会を中心とした管理運営体制を整備しており、それぞれが円滑・適切に機能している。また、それぞれに諸規程を整備しており、規程に則り適正な運営を行っている。

理事は、「私立学校法」第 38 条及び「寄附行為」第 6 条に基づき適正に選任されている。「寄附行為」第 5 条では、理事の定数を 8 人以上 10 人以内としており、平成 30(2018)年度は 9 人の理事で構成している。内訳は、「寄附行為」第 6 条に規定する選任区分毎に、学園長、大学学長、短期大学学長、高等学校校長、評議員互選の理事 2 人、理事の過半数を以って選任された者 3 人である。平成 30(2018)年度の理事会は、定例 6 回開催した。理事会は「寄附行為」第 15 条に規定するとおり、会議の 7 日前までに案内している。当年度の理事の理事会への出席率は 98.1%であった。なお、理事会を欠席する理事は、理事会案内送付時に同封している「委任状」または「意思表示」を提出しており、「寄附行為」第 15 条第 10 項に基づき「意思表示」を提出した者については、出席者とみなしている。また、理事会を欠席した理事には、後日会議資料及び議事録を送付し、情報提供に努めている。

本学園は、5 年間の取組み及び達成目標を定めた中長期計画を策定している。現在は、「第 3 期（2018～2022）学園中長期計画」を推進中であり、中長期計画を踏まえて、各年度に各所属が重点的に取り組む事項を事業計画として、毎年 3 月に開催される評議員会にて意見を聞き、その後の理事会にて審議している。また、事業計画の執行状況等は事業報告として、毎年 5 月に開催される理事会にて審議し、評議員会に報告されている。以上のとおり、事業計画及び計画の執行状況は、理事会にて適切に審議している。なお、「事業計画書」と「事業報告書」は学園ウェブサイトにて公開している。

#### <エビデンス集・資料編>

- 【資料 5-2-①-1】 学校法人玉手山学園寄附行為【資料 F-1】 参照
- 【資料 5-2-①-2】 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-2-①-3】 学校法人玉手山学園理事会会議規則【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-2-①-4】 学校法人玉手山学園運営理事会規則【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-2-①-5】 学校法人玉手山学園運営規程【資料 F-9】 参照
- 【資料 5-2-①-6】 2019 年度（平成 31 年度）事業計画書【資料 F-6】 参照
- 【資料 5-2-①-7】 2018 年度（平成 30 年度）事業報告書【資料 F-7】 参照

#### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の達成に向けて理事会等の意思決定機関を整備しており、適切に機能して

いる。また、理事の選任及び事業計画の確実な実行等、理事会の運営は適切に行っている。理事の出席状況及び欠席時の委任状も適切であり、今後も引き続き取り組んでいく。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

上述のとおり、法人及び大学の意思疎通と連携を図るため、各種管理運営機関を設置し適切に運用している。

#### 1) 法人の管理運営機関

##### a) 理事会・運営理事会

学園の意思決定機関である理事会は、「寄附行為」第 15 条に基づき理事をもって組織されており、また理事会の包括的授権に基づき審議、決定を行う機関である運営理事会は、「運営理事会規則」第 2 条に基づき理事により構成されている。理事は、「寄附行為」第 5 条、第 6 条に基づき選任されており、その選任区分は、学園長、大学学長、併設の短期大学学長、高等学校校長、評議員互選の理事及び理事の過半数により選任された者となっている。大学学長を理事の選任要件の一つとして規定しているため、大学と学園がそれぞれ連携のとれる仕組みが確保されており、教学部門の意向が反映できる体制が整っている。また理事会及び運営理事会において報告・協議・審議された案件は、所属長会及び事務連絡会において、情報共有を行っている。

##### b) 所属長会

本学園が設置している併設の学校園の校務のうち、全体として統合調整する必要がある事項を協議する場として、「所属長会」を置いている。所属長会は、「学校法人玉手山学園運営規程」第 10 条に規定されており、学園長の主宰で各所属の責任者で構成されている。各所属の校務のうち全体として総合調整する必要がある事項を協議する場となっている。

##### c) 経営教学協議会

「学校法人玉手山学園運営規程」第 11 条に基づき、理事長・学園長、常務理事・副学園長、副学園長、法人本部長、大学学長、短期大学学長、大学事務局長が出席する経営教学協議会を原則月 2 回開催し、経営・管理部門と教学部門の意見交換の場となっている。なお、重要案件については、理事会及び運営理事会において報告・協議・審議されている。

##### d) 事務連絡会

「学校法人玉手山学園運営規程」第 19 条に基づき、法人本部、大学事務局、高等学

校、認定こども園の事務部門が行う所轄事務について相互に連絡、調整を図るため事務連絡会を置いている。事務連絡会は法人本部長の主宰で各所属の事務責任者で構成されている。

## 2) 大学の管理運営機関

理事長・学園長、常務理事・副学園長は大学教学に関する大学内における最高審議機関の大学評議会、大学全体の協議機関である執行部会、及び大学・短期大学の将来構想について検討を行う将来計画委員会にオブザーバーとして出席しており、大学における審議・協議状況の把握、管理・経営部門からの意向を伝える場としている。その他にも理事長は、年初めの1月及び年度初めの4月に、本学を含めた学園の各所属の教職員向けに「所信表明」を開催している。学園を取り巻く環境や運営方針について理事長より直接説明し、教職員の意識の定着化を図っている。

本学園では、上述のそれぞれの管理運営機関を活性化することで学園全体として迅速に業務が執行できる体制を築いている。また、本学園が同一校地内に全学校園が存立していることもあり、会合を持つ機会が多く、各部門間の円滑なコミュニケーションに寄与している。このように、管理部門と教学部門とは各種会議体を通して随時連携を取れる体制があり、且つ各所属及び各部門においても随時情報共有できる仕組みがある。これらの会議体運営に関する規程についても整備できている。

また、理事長は「寄附行為」第8条において「法人を代表しその業務を総理する」と定められており、上述のとおり理事会等の各種管理運営機関に出席する、あるいは全教職員向けに「所信表明」にて意思を明確に示すことで、本学園及び大学の管理運営において、リーダーシップが発揮できる環境が整備されている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みとして、本学園では、学園の運営方針や意思決定に全教職員が参画する体制を構築している。具体的には、教学及び経営の根幹をなす「経営理念」「教育目的・目標」及び「学園中長期計画」は毎年度見直されており、全教職員から広く意見を求め、併設の各学校園にてまとめた意見を集約して、理事会で審議・決定している。「経営理念」及び「学園中長期計画」は理事長の「所信表明」内で全教職員に示すことで、周知徹底に努めている。また、これらは、理事長書簡とともに「サイボウズ」にて全教職員に向けて発信している。「サイボウズ」には学園全体の教職員を対象とした「掲示板」や各所属からの公開情報をまとめる「ファイル管理」があり、それらを利用して各種意見を共有することができるため、学園全体でコミュニケーションの取れた仕組みが形成されている。

### <エビデンス集・資料編>

【資料 5-3-①-1】 学校法人玉手山学園寄附行為【資料 F-1】 参照

【資料 5-3-①-2】 学校法人玉手山学園運営理事会規則【資料 F-9】 参照

【資料 5-3-①-3】 学校法人玉手山学園運営規程【資料 F-9】 参照

【資料 5-3-①-4】 令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.5/P.54）

【資料 2-2-①-1】 参照

【資料 5-3-①-5】 大学評議会規程【資料 F-9】 参照

【資料 5-3-①-6】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程

【資料 F-9】 参照

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制については、上述の経営教学協議会に理事長・学園長、常務理事・副学園長、副学園長、法人本部長、大学学長、短期大学学長、大学事務局長が出席しており、本学の管理運営や人事計画等の重要な事項に関して協議を行うことで担保している。経営教学協議会は経営部門と教学部門との連携及び意見交換を行う場として設定されており、相互チェックできる体制が整備され、適切に機能している。

また、監事は「私立学校法」第 38 条及び「寄附行為」第 10 条に規定されているとおり、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在は、定員 2 人～3 人のところ、3 人（学外有識者）が就任している（令和元(2019)年 5 月 1 日現在）。

監事は、定例で年 6 回開催される理事会及び年 3 回開催される評議員会へ出席し、学園の業務状況を把握すると共に、それぞれの専門的な立場で学園運営に関する案件について確認し、意見を述べている。各会議への出席率は、平成 30(2018)年度においては監事 2 人体制であったが、ともに 100%となっている。また、「学校法人玉手山学園監事監査規程」に基づき、本法人の業務全般の適法性と妥当性を確保することを目的として、「監事監査計画書」に基づく年度中 2 回（中間・決算）の監事監査及び 1 回の連携会議を実施しており、学校法人の業務及び財産の状況を適正に監査している。それに加えて、法人本部財務部による内部監査も実施しており、その結果を監事監査（中間・決算）との連携会議において監事及び公認会計士に報告し、情報共有している。さらに、監事に対し、学園の主要会議体である運営理事会、所属長会の議事録及び配付資料を定期的に送付している。また、学園内の学校行事への参加、学内の大学評議会や教授会等の各種会議の議事録の確認も行っている。学園広報誌等も送付しており、適宜学園内の情報提供を行っている。監事は文部科学省主催の「監事研修会」に毎年出席し、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に努めている。

評議員は「寄附行為」第 19 条に規定されているとおり、理事会において選任している。評議員会は定数 21 人～25 人のところ、令和元(2019)年度は 24 人で構成されている。理事の定数が 8 人～10 人であるため、「私立学校法」第 41 条第 2 項に規定されるとおり、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。その内訳は、理事長・学園長、理事の互選により選任された者 5 人、本法人職員のうちから 5 人、法人の設置する学校を卒業した者 7 人、学識経験者 6 人である。

諮問機関である評議員会では、理事会で協議されている事項または審議された事項を報告し、評議員からの意見を聴取している。「寄附行為」第 22 条に規定されている諮問事項については、あらかじめ評議員会で意見を聞き、引き続き開催される理事会において審議しており、また理事会において決定した案件や、上述の諮問事項以外の案件も適宜報告を行っており、評議員会は適正に運営されている。毎回「最近の学内事情」という議案で、各所属の最新情報を提供している。また、学園広報誌の配付や学園内で開催された行事の

説明・報告をしており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上でそれぞれの立場から意見を述べている。評議員会は「私立学校法」第41条ないし第43条及び「寄付行為」第18条ないし第22条に基づき適正に開催されており、定例会議として年3回開催し、平成30(2018)年度の出席率は90.3%である。

以上のとおり、監事及び評議員に関する規程を学園として整備しており、規程に基づき監事及び評議員を選任している。監事及び評議員は規程に定められた範囲内で執務を行い、随時学園情報も把握している。なお、会議体を欠席した監事及び評議員には会議資料の送付等、フォローする仕組みを整備している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 5-3-②-1】 学校法人玉手山学園寄附行為【資料 F-1】 参照

【資料 5-3-②-2】 学校法人玉手山学園監事監査規程【資料 F-9】 参照

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

経営部門と教学部門における連携は必要不可欠であり、今後は現在の会議体の機能の一層の強化に努め、迅速な意思決定ができる組織の継続と質向上に努める。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

##### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学校法人玉手山学園 経営理念」の具体化に向け、「第3期(2018～2022)学園中長期計画」を策定し、それに基づき中期の財務計画も策定している。予算については、「学園予算基本方針」に基づき、理事長が予算責任者から提出された予算積算資料を検討のうえ、理事長の指示により法人本部財務部が予算案を作成し、評議員会の意見を聞き、理事会の決議を経て年度開始前までに決定している。なお、やむを得ない事由により予算の追加、その他の変更を必要とするときには、予算の補正を行う。

平成30(2018)年度決算において、法人は借入金無く、学園の新校舎建設（令和2(2020)年度完成予定）に必要な資金は全て自己資金により賄っている。第2号基本金も組み入れており、且つ見合いの特定資産を設定している。

以上のように、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 5-4-①-1】 学校法人玉手山学園 経営理念【資料 1-2-③-1】 参照

【資料 5-4-①-2】 第3期(2018～2022)学園中長期計画【資料 1-2-③-2】 参照

【資料 5-4-①-3】 学園予算基本方針

【資料 5-4-①-4】 2019 年度（平成 31 年度）事業計画書【資料 F-6】 参照

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の確立に向け、収入面では学生生徒等納付金の安定的な確保に努めるほか、外部資金の積極的な獲得により増収を図っている。一方、支出面では人員配置の適正化により、人件費の制御に努めている。

純資産構成比率は過去 5 年間に於いて 90%以上で推移し、全国私立大学平均（医歯系除く）を上回る良好な数値を示している。

また、本学園は借入金無く、全て自己資金で運営している。平成 30(2018)年度における総負債比率も全国私立大学平均（医歯系除く）を上回る良好な数値となっており、安定した財務基盤を確立している。

経常収支差額比率は、法人全体で平成 26(2014)年度 1.1%、平成 27(2015)年度 1.1%、平成 28(2016)年度 4.6%、平成 29(2017)年度△0.9%、平成 30(2018)年度 0.1%、大学で平成 26(2014)年度 6.3%、平成 27(2015)年度 10.2%、平成 28(2016)年度 8.1%、平成 29(2017)年度 8.0%、平成 30(2018)年度 5.3%となっている。

このように平成 26 年度以降の経常収支差額比率は法人全体及び大学で概ねプラスを維持しており、収入と支出のバランスが保たれている。

資産運用については、「学校法人玉手山学園資金運用規程」でその運用方法等について明確に定めている。法人本部財務部長がこの規程に基づき、運用責任者である財務担当理事の指示を受けて、法人本部長の管理の下で運用している。運用責任者は、理事長に対し 3 ヶ月ごと、及び決算理事会において運用報告を行っている。

P.73 に記すとおり、外部資金については、教育研究をより一層充実させるため、「科研費採択支援アドバイザー制度」や「研究創成支援制度」等により積極的な獲得に努めている。科研費に加え、文部科学省の各種補助事業についても獲得の努力を行っている。私立大学等経常費補助金特別補助については安定して獲得しており、私立大学等改革総合支援事業については、「タイプ 1（教育の質的転換）」において 6 年連続（平成 25(2013)年度～平成 30(2018)年度）で選定されている。このように外部資金を獲得し、教育研究の活性化を図っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-②-1】 部門別財務比率表（年度別対比）（平成 26 年度～平成 30 年度）

【資料 5-4-②-2】 財務比率表（年度別対比）（平成 26 年度～平成 30 年度）

【資料 5-4-②-3】 決算書（平成 26 年度～平成 30 年度）【資料 F-11】 参照

【資料 5-4-②-4】 財産目録（平成 30 年度）

【資料 5-4-②-5】 予算書（令和元年度）

【資料 5-4-②-6】 学校法人玉手山学園資金運用規程【資料 F-9】 参照

#### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入増加のため、定員数の確保に努める。また、経費削減については、費用対効果を最大限に考慮した予算編成を行い、厳格な執行管理を実施していく。外部資金については、

更なる獲得に向けた取組みを組織的に行う。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人会計基準」及び「学校法人玉手山学園経理規程」等に基づき、適正に行っている。日本私立学校振興・共済事業団等が主催する研修会には随時担当者が参加して会計知識の向上に努めており、日常での会計処理上の疑問や判断が困難な事象については日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士・税理士等に随時相談し、指導・助言を受けている。

予算の執行については、「稟議取扱い規程」に基づき、「物品購入稟議書（稟議書）」を起案して常務理事または理事長の決裁を経る。ただし、10万円未満の消耗品あるいは消耗品以外でも一部の内容に該当する経費に限り、「支出承認書」を起案して所属長の決裁を経る。その後、法人本部財務部において証憑等の精査を行った上で会計伝票を起票し、支払い手続きを行っている。予算執行にあたっては、原則予算内で収めるよう運用しているが、予算外の支出については、その必要性を十分に吟味し、執行の可否の判定を行っている。

平成 30(2018)年度は、教職員対象の SD 研修の一環で「財務勉強会」を開催し、予算の執行管理や稟議書起案のポイントを説明して会計処理の適正な実施に向けて学内で周知を図った。

予算の執行状況については、各部署にて管理するとともに、毎月開催される「事務連絡会」において法人本部財務部が執行状況の一覧表を毎月配付することにより、各部門に周知している。

このように、本学園では学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理がなされている。

なお、当初予算時に想定していなかった事業の追加、中止、増減額等があった場合は、補正予算を編成してスムーズな予算執行を実施している。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-①-1】 学校法人玉手山学園経理規程【資料 F-9】 参照

【資料 5-5-①-2】 学校法人玉手山学園経理規程施行細則【資料 F-9】 参照

【資料 5-5-①-3】 稟議取扱い規程【資料 F-9】 参照

【資料 5-5-①-4】 固定資産及び物品管理規程【資料 F-9】 参照

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査体制については、「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項に基づき、公認会計士による会計監査及び「私立学校法」第 37 条第 3 項に基づき、監事による監査を毎年滞り

なく実施している。公認会計士による監査は、平成 30(2018)年度において 19 日間実施され、独立監査人の監査報告書により適正意見を受けている。令和元(2019)年度、監事は社会保険労務士 1 人、司法書士 1 人及び弁護士の合計 3 人で構成されており、理事会・評議員会において運営状況が適切であるとの監事監査結果を報告している。

内部監査は、理事長の指示により法人本部財務部が実施し、その結果を理事長及び関連部門に報告している。

以上のことから、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-②-1】 学校法人玉手山学園監事監査規程【資料 F-9】 参照

【資料 5-5-②-2】 監事監査計画書（令和元年度）

【資料 5-5-②-3】 監事の監査報告書（「決算書」内）【資料 F-11】 参照

【資料 5-5-②-4】 独立監査人の監査報告書（「決算書」内）【資料 F-11】 参照

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

現在の適正な会計処理体制及び監査体制を維持するとともに、事務職員の会計知識の向上や運用ルールの変更の理解を図り、文部科学省からの通知及び日本会計士協会の指針等に留意し、公認会計士とも連携して遺漏のないよう適切に対応する。

【基準 5 の自己評価】

本学園は、教育基本法及び学校教育法に準拠した「寄附行為」「寄附行為施行細則」を定め、学校法人として適切な管理運営体制や関係諸規程を整備している。また、「経営理念」の具現化に向けて「第 3 期(2018～2022)学園中長期計画」及び「行動計画」を策定し、本学の将来像を明確に定めている。これらを教職員が共有・推進することで、本学園の基本理念の実現に向けて継続的に努力している。

環境保全、人権、安全の面においても、火災や地震、情報セキュリティ、省エネルギー、個人情報保護等それぞれに対応した対策委員会を、法人本部と適宜連携を図りながら設置し、具体的な対策を講じている。

法人においては、理事長が建学の精神や本学園の使命の再確認やその周知、将来構想の策定等の指導的役割を担い、本学園の全般に亘るリーダーシップを発揮している。最高意思決定機関である理事会は法令及び学園規程に基づき、本学を含む学園全般に亘る重要事項を審議し、また理事会を補完する機関としての運営理事会、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である評議員会、学園全体の事項についての協議機関である所屬長会等により本学園の管理運営体制は整備されおり、適切に機能している。

大学においては、学長のリーダーシップの下、教授会や各種委員会等の組織編成や諸規程の整備等、本学を円滑に運営していくための体制が整備され、適切に運営されている。学長は、教学運営は勿論のこと、大学・学園運営の両面においてその職務を遂行しており、法人と教学部門は各種会議体等を通じて円滑な連携の下に適切かつ機能的に運営している。

財務面では、大学は平成 26(2014)年度以降、経常収支差額比率がプラスに転換しており、収支状況は安定している。また、法人全体では借入金がなく、安定した財務体質の下、適

切な財務運営を行っている。今後は、一層の財務基盤の確立に向けて、収入面における学生生徒等納付金の安定的な確保に努めるほか、外部資金の積極的な獲得による増収を図っていく。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」について、基準を満たしていると判断した。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う旨、「大学学則」第 2 条に規定している。また、「関西福祉科学大学自己点検・評価規程」第 1 条第 2 項において、「自己点検・評価の結果をもって改善・改革に繋げ、本学の教育研究等の質を保証し向上させ、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明する」と、内部質保証について規定している。それに基づき、内部質保証のための恒常的な組織として、自己点検・評価委員会を設置しており、自らの教育、研究及び管理運営等の状況について 3 年ごとに全学的な点検及び評価を行っている。また、毎年「自己点検・評価シート」を活用した自己点検・評価を行っている。

なお、「関西福祉科学大学自己点検・評価規程」第 3 条において、委員長を学長とする旨を明記しており、内部質保証のための責任体制は明確である。令和元(2019)年度の委員会は、規程に基づき学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長を固定委員とし、その他委員長の指名により運営企画室長、総務部副部長により構成されている。また、委員長には学長が、副委員長には LO 及び副 LO が就任しており、教学面と管理・運営面における総合的な自己点検・評価が展開できる体制を整備している。「関西福祉科学大学自己点検・評価規程」第 6 条では、自己点検・評価を実施するにあたり、委員会の下に下部組織を置くことができ、その構成・任務等については委員会が決定すると規定している。これに基づき、令和元(2019)年度の自己点検・評価については、自己点検・評価実行委員会を組成し、自己点検・評価委員に加え、学部長・学科長の指名教員、部署指名職員と共に取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価は委員会が中心となり大学全体で実施されており、自己点検・評価実施体制は適切であり、責任体制も明確であるといえる。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 6-1-①-1】 関西福祉科学大学自己点検・評価規程 【資料 F-9】 参照

【資料 6-1-①-2】 令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）(P.37)

【資料 2-2-①-1】 参照

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学則や規程に内部質保証に関する内容を定め、また内部質保証のための組織として学長を委員長とした自己点検・評価委員会を設置しており、恒常的に点検・評価を行う体制を整備している。今後は内部質保証に関する全学的な方針を定めて、社会に公表することを検討する。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「大学自己点検・評価規程」第7条において「委員会は原則として、3年ごとに本学の教育研究等の状況について、全学的な自己点検・評価を実施する。」と規定しており、3年ごとに自己点検評価書を作成している。学校教育法による大学機関別認証評価の周期が7年以内毎と定められていることを踏まえると、本学が定める3年に1度という周期は認証評価受審後から次の受審までの中間時期に位置しており、その周期は適切であるといえる。ただし、平成27(2015)年度に「公益財団法人 日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価を受審し、規定上は3年後の平成30(2018)年度が全学的な自己点検・評価の年度であったが、学内事情により1年延期して令和元(2019)年度に実施することとなった。

毎年度の大学全体の取り組みとして、平成28(2016)年度までは『年次報告書』を活用した点検・評価を実施していたが、平成29(2017)年度より、より実質的・効率的な点検・評価を行うため、『年次報告書』の代わりに、新たに「自己点検・評価シート」を導入し、自己点検・評価委員会より評価結果（総評）を作成し、各種会議での報告及び「サイボウズ」に掲示し、情報の共有化を図った。これは、各学科・研究科・部署・委員会等ごとに、日本高等教育評価機構の評価基準に基づき、当該年度の業務報告と併せて活動に係る自己評価や改善・向上のための取り組みについて点検・評価を行うものである。点検・評価結果は委員会にて、内容の確認・審査を行い、最終的に総評としてまとめ、全教職員へフィードバックすることで改善・向上を促し、PDCAサイクルの展開を図ることとしている。

また、単年度計画として策定する「行動計画」においても、自己点検・評価結果に基づく改善計画を盛り込み、年度途中と年度末にその進捗を確認・評価し、その評価に基づき次年度の計画に反映させることとしており、点検・評価の一環として機能している。

更に、平成29(2017)年度より、関西福祉科学大学外部評価委員会を設置し、本学の教育・研究活動について学外からの意見を取り入れる体制も整備している。

以上のとおり、規程の定めによる3年に1度の全学的自己点検・評価に加えて、毎年度「自己点検・評価シート」を活用した自己点検・評価を実施しており、「外部評価委員会」にて学外の意見も取り入れつつ、「行動計画」にも反映することでPDCAサイクルを展開し、自主的・自律的な点検・評価を実施している。

自己点検・評価実施にあたっては、日本高等教育評価機構の評価基準を準用していることから、日本高等教育評価機構の示すエビデンスとなる資料編及びデータ編を関係各部署等で作成、収集している。また、「自己点検・評価シート」は記述の根拠となるエビデンスを提示するような様式となっているため、常にエビデンスを意識した記述をするよう意識

付けしている。

平成 29(2017)年度の自己点検・評価実施の際には、法人を含む点検・評価にかかわる教職員を対象に大学全体説明会を開催し、評価基準に係る説明に加えてエビデンスに基づく点検・評価の重要性について周知を行い、委員会にて記載内容の確認、審査を行った。2年目となる平成 30(2018)年度は、同様に説明会を実施するとともに、この自己点検・評価活動の精度を上げ、着実に PDCA を展開することで、改善を図るよう引き続き運用を行っている。

以上のように「自己点検・評価シート」による各年度の自己点検・評価と、3年に1度の全学的な自己点検・評価、7年に1度の認証評価のサイクルで自己点検・評価活動を展開しており、評価結果については、教授会を含む各種会議にフィードバックをしており、評価を改善に繋げる主体的な評価体制の醸成を図っている。

なお、自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表については、上述のとおり平成 28(2016)年度までは年度ごとにまとめ、『年次報告書』として冊子化し、学内に配付して共有化を図った。平成 29(2017)年度からは「自己点検・評価シート」に基づく自己点検・評価結果について、自己点検・評価委員会による評価（総評）と共に、「サイボウズ」にて学内にて情報共有を図っている。また、平成 27(2015)年度に受審した「公益財団法人 日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価の受審結果については、学内教職員と共有するとともに大学公式ウェブサイトに掲載し、社会へ公表している。

#### ＜エビデンス集・資料編＞

【資料 6-2-①-1】 関西福祉科学大学自己点検・評価規程【資料 F-9】 参照

【資料 6-2-①-2】 年次報告書（平成 30 年度）

【資料 6-2-①-3】 自己点検・評価シート（平成 30 年度）

【資料 6-2-①-4】 「平成 30 年度 関西福祉科学大学自己点検・評価」の結果及び総評

【資料 6-2-①-5】 関西福祉科学大学外部評価委員会規程【資料 F-9】 参照

【資料 6-2-①-6】 本学ウェブサイト（大学評価）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/evaluation.html>

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学には、IR・FD・アドミッション推進室が設置されている。「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程」に基づき、大学（学部、研究科）の教育力の向上、学生の意欲・学修力向上のための分析、入学者選抜実施体制の充実・強化を行って、教育の質的向上を図っている。また、本学における教育・研究活動との連携の下に学内外の研究者の協力を得て、高等教育に関する調査・実践・分析・研究を行っている。

IR・FD・アドミッション推進室には、本学から室長、副室長（いずれも教員）を1人ずつ、及び室員として本学と併設の短期大学の教員7人で合計9人の教員を配置している。また、アドミッション・オフィサーを大学・短大各1人（職員）、専従の専任職員1人及び派遣職員1人を配置しており、教職協働で多面的かつ横断的な調査・分析を行える体制を整えている。

P.55～56 に記述しているアセスメント・ポリシーに掲げる各指標のデータは、入学試験の情報は入試広報部、教育関係の情報は教務部、学生・就職関係の情報は学生支援センターと各部署に分散して管理されているため、IR・FD・アドミッション推進室では各部署のデータを集約し管理を行っている。学生の修学状況に関する調査については、本学独自のアンケートを行っているが、その一部を平成 30(2018)年度にジェネリックスキルに関する能力評価を目的とした PROG テストの活用に見直して実施することにより、他大学の学生との比較を可能とした。これらのデータは精査・分析の上、分析結果を自己点検・評価委員会に提示し、点検・評価を行って PDCA サイクルを機能させている。アセスメント・ポリシーの指標データは、「サイボウズ」に掲示しており、学内にて共有を図っている。

また、IR・FD・アドミッション推進室では入学者の追跡調査等による入試種別の修学状況への影響について検証も行っており、入学者データを入試種別ごとに退学率、卒業率、成績（単位修得）、入学時学力確認テスト結果等を算出し、入試種別ごとの学生の傾向を学科別に分析して、毎年入試委員会及び執行部会に報告している。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 6-2-②-1】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程【資料 F-9】 参照

【資料 6-2-②-2】 令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P.30）  
【資料 2-2-①-1】 参照

【資料 6-2-②-3】 本学ウェブサイト（アセスメント・ポリシー）  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html>  
【資料 3-3-①-1】 参照

【資料 6-2-②-4】 アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ  
【資料 3-3-①-2】 参照

【資料 6-2-②-5】 アセスメント・ポリシーの評価指標データ「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」（平成 30 年度報告）

【資料 6-2-②-6】 PROG テスト結果（令和元年度）

【資料 6-2-②-7】 関西福祉科学大学における入試種別等の影響について

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果として得られた課題を改善・向上につなげ、全学的な PDCA サイクルを展開していくよう継続して取り組む。また、大学機関別認証評価の受審結果だけでなく、今後は学内で行う全学的な自己点検・評価結果についても、公式ウェブサイトを通じて社会へ公表する。さらに、IR 情報を活用して教育課程の適切性についての検証・改善を全学で行えるような体制を構築する。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

平成 29(2017)年度の学校教育法施行規則の改正により、3つのポリシーを一貫性のあるものとして策定し、公表することが全ての大学に義務付けられ、併せて文部科学省の「ガイドライン」に基づく策定及び見直しが必要となった。本学では、平成 29(2017)年度に3つのポリシーの見直し検討プロジェクトチームを組成し、学部の3つのポリシーの大幅な見直しを行った。また、同プロジェクトチーム内で、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、3つのポリシーに則した独自の評価指標として、上述のアセスメント・ポリシーを検討して、平成 30(2018)年度より運用を開始しており、自己点検・評価委員会にて機関レベル、教育課程レベル、科目レベルごとに指標に基づいて収集されたデータを提示して各学科に報告を行い、各学科等にて教育の改善・向上を図っている。また、指標データを「サイボウズ」に掲示することで、学科・部署にフィードバックを行っている。

大学院においては、『年次報告書』を活用して点検・評価を行っている。大学院の3つのポリシーを策定しているものの、文部科学省の「ガイドライン」に則った見直しを行っておらず、また学修成果を点検・評価するための尺度・指標（資格取得状況・就職状況等）を策定していないため、令和 2(2020)年度から検討を行う予定である。

また、平成 29(2017)年度より、関西福祉科学大学外部評価委員会を設置し、本学の教育・研究活動について学外からの意見を取り入れる体制も整備している。

さらに教育の質保証のためにシラバス、授業アンケート、非常勤教員との連携強化、並びに「自己点検表」を活用した教員個人の授業改善のための PDCA サイクルを実践している。

自己点検・評価結果は年度毎に実施している「行動計画」にも反映しており、内部質保証の仕組みを機能させる体制を整備している。前回の認証評価や設置計画履行状況等調査の結果については、自己点検・評価シートの記載項目に反映することで、大学運営の改善に反映する仕組みを構築している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-3-①-1】 関西福祉科学大学 3つのポリシー（令和元年度）【資料 F-13】 参照

【資料 6-3-①-2】 行動計画（平成 31 年度）【資料 5-1-②-2】 参照

【資料 6-3-①-3】 外部評価委員会議事録（平成 30 年度）

【資料 6-3-①-4】 自己点検表（平成 30 年度）【資料 2-6-①-2】 参照

【資料 6-3-①-5】 関西福祉科学大学自己点検・評価シート（平成 30 年度）

【資料 6-2-①-3】 参照

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価で得られた課題、改善・向上方策の取り組み状況については、委員会

で毎年度確認を行い、実践につなげられる体制を構築し、全学的な PDCA サイクルを展開するよう取り組みを継続していく。

アセスメント・ポリシーに基づく各種指標を自己点検・評価委員会に提示し、各学科等にて教育の改善・向上を図っているものの、全学的・体系的な運用とはなっていないため、実施体制を含めて検討を行う。

大学院の 3 つのポリシーについては、文部科学省の「ガイドライン」に則った見直しと学修成果を点検・評価するための尺度・指標（資格取得状況・就職状況等）の策定を令和 2(2020)年度から検討する。

### 【基準 6 の自己評価】

本学では、委員会が中心となり規程に基づき、3 年に一度の周期で自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成している。また毎年「自己点検・評価シート」を活用して自己点検・評価を行っている。評価基準は日本高等教育評価機構の基準を採用している。実施体制においては、学長、学部長、研究科長、事務局長等が委員となっている自己点検・評価委員会を中心に、法人・大学全体で行っている。したがって、本学では適切な体制・周期で自律的な自己点検・評価が行えている。

現状把握のための資料となる調査・データ収集は、IR・FD・アドミッション推進室により継続的に収集・分析・検討を行っており、有効なエビデンスとして機能している。

また、3 つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、結果を教育の改善・向上に反映している。今後は、実施体制を検討して全学的・体系的な運用を目指す。

以上のことから、基準 6「内部質保証」について基準を満たしていると判断した。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会連携

##### A-1. 地域貢献

A-1-① 社会及び地域との連携・協力に関する方針を定めた支援体制の整備

A-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築

A-1-③ 教職員及び学生のボランティア活動等を通じた地域貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会及び地域との連携・協力に関する方針を定めた支援体制の整備

本学園では、全ての教学活動の基盤となる「経営理念」の「ビジョン」の中で、「地域共生 社会に愛され 成長する学園」を掲げ、地域貢献を重要な施策として位置付けている。

また、中長期的な将来計画を定めた「第3期（2018～2022）学園中長期計画」では、「① 関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所の再建」及び「②地域における知的発信拠点としての機能向上」を掲げ、積極的に地域貢献に取り組んでいくことを表明している。これらを達成するために、以下のとおり本学園内に地域連携に係る組織を編成し、さまざまな取組みを行っている。

##### 1) 地域連携組織

##### a) 玉手山学園地域連携協議会

平成 25(2013)年 4 月、学園全体として地域社会との連携を深め、より有機的に地域連携事業に取り組むため、学園内の設置校園である、大学・短期大学・高等学校・認定こども園、及び法人本部により構成される玉手山学園地域連携委員会を設置した。その後、平成 27(2015)年度に実働組織である地域連携センターの設置に伴い、玉手山学園地域連携委員会を玉手山学園地域連携協議会と改めた。玉手山学園地域連携協議会は、地域社会との連携事業実施に関する審議機関であり、設置校園の地域連携事業の取組みを支援していく。

##### b) 地域連携センター

平成 27(2015)年 4 月、地域社会との連携を深め、より有機的に地域連携事業に取り組むため、本学に地域連携センターを設置した。平成 28(2016)年に地域連携を大学だけではなく学園全体で取り組めるよう、地域連携センターを法人本部に移管した。センター長は大学教員が就任することとしており、法人と大学が連携・協力して地域連携事業を組織的に取り組めるような体制を整備している。また、専従の専任職員も配置している。

学園内の設置校園である大学・短期大学・高等学校・認定こども園及び法人本部より選出された代表者による地域連携センター会議を開催し、地域連携について協議、企画し、各所属長で構成された玉手山学園地域連携協議会にて審議できるよう企画・提案を行うこととしている。

地域連携センターは、新たに取り組む地域社会との連携事業に関する窓口となり、地

域の課題・要望と学園内の資源との調整を図る等、設置校園の地域連携事業の取り組みを支援していく。

地域連携センターの活動は、学園公式ウェブサイト上にて公開しており、また柏原市のウェブサイトともリンクし、地域連携活動の広報に役立てている。

#### c)地域交流委員会

本学及び併設の短期大学と共に地域交流を推進するための合同組織として、地域交流委員会を設置している。同委員会は、大学・短期大学の専任教員 20 人（委員長 1 人、副委員長 3 人、委員 16 人）と職員 4 人（委員 3 人、庶務 1 人）により構成され、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学地域交流委員会規程」に基づき、本学が地域の一人として、その保有する知的・人的・物的資源を活かして地域社会との交流・連携活動を推進することにより、地域貢献に資することを目的としている。

#### d) 関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所

本学では、平成 25(2013)年 9 月に地域住民のニーズに応える医療の提供を通じた地域貢献、及び本学の教育・研究の質向上、さらには優れた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の育成を目指した本学の臨床実習施設としての機能を果たすことを目的に関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所を開設している。この附属総合リハビリテーション診療所では、保健医療学部の教員が中心となって、地域住民の健康生活を支えていくために様々なりハビリテーションに関するテーマで「健康フォーラム」を定期的に開催している。この「健康フォーラム」では、近年注目されているリハビリテーション関連の傷病をテーマに設定していることもあり、高齢者を中心に高い関心が寄せられている。なお、この「健康フォーラム」は、令和元(2019)年度に「健康づくり教室」に名称変更して、より地域のニーズに合った内容を提供している。本診療所は、これまで以上に地域に役立ち、愛され、必要とされる診療所を目指して、令和元(2019)年 8 月に「関西福祉科学大学附属整形外科リハビリ診療所」に名称変更してリニューアルオープンする予定である。

#### d)心理・教育相談センター

心理・教育相談センターは、地域住民のニーズに応えるために、乳幼児期から老年期までを幅広く対象とした相談活動等の心理臨床サービスの提供を行いながら、心理臨床学の教育並びに研究の充実と発展を図り、心理臨床にかかわる高度専門職業人を育成することを目的としている。

この目的を達成するための支援体制として、センター長 1 人（教員）、副センター長 1 人（教員）、専任スタッフ 2 人（職員）、教員スタッフ 8 人、事務員 1 人を配置している。公認心理師及び臨床心理士等の資格をもつ相談員が、地域住民の様々な悩みや問題に対して、カウンセリング、プレイセラピー、心理検査等を実施している。社会及び地域との連携・協力に関する方針は、「地域住民のニーズに応える心理臨床サービスの提供を通じて心理臨床学の教育並びに研究の充実と発展を図り」と定めており、「心理・教育相談センター規程」第 2 条に規定している。この方針を実践するために、案内パンフレットを地域の関連機関（医療機関・教育機関・福祉機関等）に送付し、乳幼児から高齢者までを対象とした活発な相談活動を実施している。個別相談事例では、地域の関連機関と密に連携・協力を図っている。

2) 地域との連携及び協力に関する方針

a) 包括連携協定

本学は平成 17(2005)年、所在地の柏原市と「関西福祉科学大学と柏原市との連携協力に関する協定書」を締結し、様々な分野で柏原市との連携協力事業に取り組んできた。さらに、玉手山学園全体として、柏原市と相互に協力し活力に満ちた個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、平成 26(2014)年に「柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書」を締結している。

協力内容は、以下のとおりとしている。

- (1) 福祉、医療、保健に関すること
- (2) 教育、文化、芸術、スポーツに関すること
- (3) 産業、環境、自然に関すること
- (4) まちづくり、防災に関すること
- (5) 人材育成に関すること
- (6) その他協定書の目的を達成するため、両者が協議して必要と認める分野

また、協定に基づいて、柏原市と本学園による柏玉地域連携協議会を設置し、定期的に協議会を開催し、各種事業に関する進捗状況の報告、今後の取り組み等に関する意見交換等、地域課題の解決に向けた協議を行い、より密接な協力関係の構築を図っていくこととしている。

b) 災害時における避難所等施設利用に関する協定

平成 26(2014)年に本学園と柏原市との間で、「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」を締結している。本学園では、以前から柏原市の災害時指定避難所として、学園総合体育館の一部を提供することとしていたが、協定締結により、新たに福祉避難所のスペースや被災者用の浴室、地域支援拠点となるグラウンド等、本学園が所有する諸施設を災害発生時に地域住民の避難所として提供する。

平成 30(2018)年 3 月には、関西福祉科学大学開学 20 周年及び柏原市市制施行 60 周年の節目の年にあたり、「大災害時の避難所」をキーワードに防災啓発イベントを開催した。大災害が発生し、大規模な避難所運営が必要となった場合の備えや、学園の果たすべき役割、行政や市民、学生や教職員の役割、避難の際の注意事項や心構え等を共有し、有事の際の円滑な避難所運営に役立てることを目的として実施し、多くの参加者が集まった。

また、令和元(2019)年度には地域の避難所運営演習として、災害時避難所となる学園総合体育館にて避難所運営に係る訓練を学園全体で実施する予定である。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-①-1】玉手山学園地域連携センター規程【資料 F-9】参照

【資料 A-1-①-2】本学園ウェブサイト（地域連携事業）

<https://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/>

【資料 A-1-①-3】関西福祉科学大学・関西女子短期大学地域交流委員会規程【資料 F-9】参照

【資料 A-1-①-4】 本学ウェブサイト（関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所）<http://www.fuksi-kagk-clinic.jp/>

【資料 A-1-①-5】 関西福祉科学大学心理・教育相談センター規程【資料 F-9】 参照

【資料 A-1-①-6】 本学ウェブサイト（心理・教育相談センター）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/pecc.html>

【資料 A-1-①-7】 心理・教育相談センターのご案内（令和元年度）

【資料 A-1-①-8】 柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書

【資料 A-1-①-9】 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

【資料 A-1-①-10】 本学園ウェブサイト（地域連携事業）

<https://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/>

【資料 A-1-①-2】 参照

### A-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築

上述のとおり、本学園には地域連携センター、本学には地域交流委員会が設置され、地域社会との円滑な協力関係が構築されるように体制を整えている。学園内の地域連携事業を総括し、教員・学生が一体となり実施する「地域連携公認プログラム」を学園内各校園における地域連携事業として認定し推進している。対象となる地域は、包括連携協定を締結している柏原市に加え、大阪府や奈良県の本学周辺地域の公共機関や教育委員会等である。以下に本学の主な地域連携活動を示す。

#### ① 地域連携公認プログラム

本学園では、地域社会との連携協力のもとで実施される交流に学生を積極的に参加させることにより、本学の教育効果を高めるとともに、健やかに生きることのできる福祉社会をめざす地域社会を支援することを目的として「地域連携公認プログラム」制度を設けており、学科・部署より申請されたプログラム案を選定して採用している。「地域連携公認プログラム」に採用されれば、本学園が公式に認定する地域連携事業として、予算、人員等の支援を全面的に受けることができる。地域交流委員会では、大学の各部署と連携をとりながら集約作業を行い、一定の基準に従って精査を行っており、表 A-1-②-1 のとおり本学では今年度は 19 件のプログラムが認定されている。本学における地域連携活動の情報は、本学ウェブサイトの「地域連携」にアップされ、学外への発信に努めている。

表 A-1-②-1 関西福祉科学大学 地域連携公認プログラム（平成 30 年度）

No.	主管部署	プログラム名称	連携先	実施責任者
1	大学全体	玉手山学園“災害時”行動構想と備え（HEART プロジェクト）	柏原市 総務部 危機管理課、柏原市 社会福祉協議会	遠藤洋二
2	社会福祉学科	柏原市福祉・防災マップづくりプロジェクト	柏原市 健康福祉部 高齢介護課、総務部 危機管理課、柏原市 社会福	立花直樹

関西福祉科学大学

			祉協議会、柏原ライオンズクラブ	
3	社会福祉学科	地域の社会資源と連携したバリデーション・プロジェクトによる認知症高齢者支援の取り組み	柏原市、柏原市 社会福祉協議会 等	都村尚子
4	社会福祉学科	柏原市子どもの学習支援事業「まなび家ほのぼの」	柏原市 健康福祉部 生活福祉課	玉田典代
5	心理科学科	柏原市スタディ・アフター・スクール事業	柏原市 教育委員会 指導課	宇恵弘
6	健康科学科	日本赤十字社救急法救急員養成講習	日本赤十字社大阪府支部、柏原市	大川尚子
7	健康科学科	学校園の健康診断ボランティア	各府県市教育委員会（柏原市、奈良県、枚方市等）	大川尚子
8	福祉栄養学科	地域社会で普及可能な健康食の開発と栄養サポートプログラムの構築	柏原市 健康福祉部	有泉みずほ
9	福祉栄養学科	高齢者施設等における食を中心としたボランティア	柏原市・八尾市等の高齢者施設	澤田崇子
10	福祉栄養学科	柏原市健康フェスティバルにおける地域住民への食育活動	市立柏原病院	西村節子
11	リハビリテーション学科 (理学療法学専攻)	学生を中心とした地域住民に対する体力測定会	柏原市 健康福祉部	武田要
12	リハビリテーション学科 (作業療法学専攻)	柏原市青少年講座	柏原市 教育委員会 社会教育課	酒井ひとみ
13	リハビリテーション学科 (作業療法学専攻)	柏原市健康フェスティバルにおける健康増進活動	市立柏原病院	酒井ひとみ
14	リハビリテーション学科 (言語聴覚学専攻)	耳の聞こえの検査	柏原市 健康福祉部	中谷謙
15	教育学科	学生スクールボランティア	柏原市、松原市、藤井寺市、八尾市 等	西川潔

16	教育学科	柏原市子育て支援プログラム	柏原市 こども未来部 こども政策課 つどいの広場ほっとステーション	西川潔 堀田千絵
17	大学図書館 心理科学科	夏休み宿題教室	柏原市 教育委員会	田原里香子 山田富美雄
18	地域交流委員会	地域の課題に応じた生涯学習事業 (公開講座、出前講座等)	柏原市 教育委員会 柏原市内の各種団体	重森健太
19	学生支援センター	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る機運醸成を目指したボランティア活動の展開について	大阪府立 障がい者交流促進センター	今村俊治

## ② 公開講座

本学では、毎年各学科が持ち回りで公開講座を企画しており、平成 30(2018)年度は、心理科学科を担当として「これからの学校、子育て、子ども支援 ー新しい国家資格『公認心理師』と教育現場との連携ー」をテーマに、本学の教員及び外部講師を招聘して実施した。

## ③ 出前講座

大学の教育研究成果を地域社会へ還元するため、公共機関等に本学及び併設の短期大学の教員が出向いて講座を開く「出前講座」を実施している。平成 30(2018)年度は、3つの公共機関対し講座を3回(うち、本学教員によるものは2回)行った。

## ④ 心理・教育相談センターの活動

心理・教育相談センターの地域連携・協力に関しては、地域の医療機関や教育機関と患者・クライアントを相互に紹介し合う等の積極的連携や、地域の住民向けイベントとして「子育て上手の心理学」(講習会)、「発達チェック」(発達検査と助言)、「家族支援を学ぼう」(講習会)等を開催している。

## ⑤ 「柏原市民総合フェスティバル」への協力・参加

産学官連携の推進と人と人とのふれあいづくり及び地域の活性化を図ることを目的とした柏原市の地域連携行事である「柏原市民総合フェスティバル」は、平成 21(2009)年より毎年開催されており、本学園も開催当初から実行委員として運営等に携わっている。この催しは、柏原市、柏原市教育委員会、柏原市商工会ほか、市内の諸団体・企業等による実行委員会が主催となり運営されており、学生・教職員が参加してサポートを行っている。

## ⑥ 「K's コンサート」の開催

本学園の設置する大学・短期大学・高等学校の学生・生徒により構成される「玉手山学園吹奏楽団」による演奏会「K's コンサート」を、毎年年末に開催している。平成 30(2018)年度で 11 回目の開催となり、コンサートには毎年約 800 名の来場者を迎え、

柏原市の年末の恒例行事として定着している。コンサートでは、柏原市内の中学校もゲスト出演し演奏を行う等、音楽を通して地域の方々や学校との交流を深める機会となっている。

#### ⑦各種イベントの開催

その他、平成 30(2018)年度は、各種イベントの開催・参加を行い地域連携・貢献を行った。

本学園を拠点とした地域の災害福祉支援システムを構築するプロジェクト（HEARTプロジェクト）として、「災害福祉入門講座」を全 2 回で開催し、柏原市役所及び地域の社会福祉協議会の職員や本学園の職員等が参加して、大規模自然災害に関する法・制度を始め、避難所運営や避難所における福祉支援等の理解を深めた。

東日本大震災の発生から 8 年目となる平成 31(2019)年 3 月 11 日に「柏原市から 3.11 を考える ～“あの人を忘れない”・“あの日から学ぶ”～」をテーマに社会福祉協議会の協力の下、甚大な被害が出た南三陸町の元職員を招いて、柏原市と大学の共催で講演会を開催した。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-②-1】本学ウェブサイト（2019 年度 地域連携公認プログラムのお知らせ）

[https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/regional\\_program.html](https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/regional_program.html)

【資料 A-1-②-2】本学ウェブサイト（2019 年度 公開講座のお知らせ）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/lecture.html>

【資料 A-1-②-3】本学ウェブサイト（2018 年 玉手山学園出前講座のお知らせ）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/demae.html>

### A-1-③ 教職員及び学生のボランティア活動等を通じた地域貢献

上述のとおり「地域連携公認プログラム」を始め、本学の教職員、学生は多様な地域貢献活動を行っている。

学生支援センターでは、地域の社会福祉協議会や福祉施設、学校園等からの学生ボランティアの募集を受付け、学生に向けて掲示している。また、ボランティア保険加入案内の窓口も担当している他、地域連携・交流担当部署である地域連携センターと連携し、外部との連絡調整にあたっている。

例えば、学友会が中心となり、学生及び教職員が参加して大学近隣のクリーンキャンペーンを毎年実施している。学内公認ボランティアクラブ・サークルは 5 グループあり、各クラブ等が独自に地域とつながりを持って活動を展開している。

教員や学生が取り組む地域貢献活動は、「地域連携公認プログラム」が主であるが、それ以外にも個人やゼミ、サークル等の小単位で行う活動までを含むと相当数に上り、地域貢献に寄与ができています。特に、学生支援センターは、学生やサークル、授業等での個々の活動を支援・指導する体制、即ち外部機関との連絡調整、ボランティアの受付や募集、保険加入手配等の仕組みを整備しており、学生が安全かつ積極的にボランティア活動に従事できるよう支援している。

その他、本学の専任教員が個別にその専門性を活かし、次に示す 4 領域に亘って、社会

及び地域への支援・貢献活動を精力的に実践している。

①審議会、委員会及びその他さまざまな機関から委嘱されている役職

行政機関の各種審議会、委員会等における委員・助言指導者、NPO 法人や社会福祉法人の理事・監事・顧問・評議員等。

②単発的に開催される講演会、研修会、研究会等における講師、助言者、コーディネータ等としての活動

③研究・臨床等の実践活動

高齢者見守りシステム研究、運動プログラム指導、子ども居場所事業、地域子ども教室等、教員の実践研究・プログラム開発等と関連した活動、あるいはスクールカウンセラー等の臨床活動等。

④カリキュラムとは別に行われる学生を伴った地域ボランティア活動、学生ボランティアの派遣

- ・福祉施設、学校・園、支援機関等への学生ボランティアの長期の継続派遣
- ・福祉施設等のキャンプや祭り等、単発行事への学生ボランティア派遣
- ・教員が学生を補助やボランティアとして引率・指導

こうした本学あるいは本学園の取り組みが柏原市に評価され、平成 30(2018)年 11 月に開催された市制施行 60 周年記念式典にて、地域の振興発展に尽力し柏原市の進展に大きく貢献したとして市長表彰を受けた。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-③-1】本学ウェブサイト（文化系クラブ・サークル）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/campuslife/cl-club.html>

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携センターの責務として、地域における本学への期待に対して、本学の特色が十分に発揮される地域貢献を模索し推進していく。

柏原市とは開学以来、福祉、教育、健康、栄養等の各分野で連携を強めてきたが、柏玉地域連携協議会が開設されたことで、より地域のニーズに適うように本学のニーズとのマッチングを行い、充実した地域貢献を展開していく。今後も、防災・災害時支援、高齢者の健康づくり、発達障害等も視野に入れた子育て全般の支援、食育や健康診断等、多角的な学校支援等を行う。

心理・教育相談センターの活動は、現代社会のニーズにあった社会貢献活動であり、本学の教育・研究の成果を忌憚なく発揮する機関でもある。今後も、心理相談一般から発達障害児の療育まで、心理臨床の地域の拠点として機能できるように質の向上に努める。

## A-2. 大学間連携及び産学官連携

### A-2-① 企業及び他大学との連携に関する方針

### A-2-② 教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築

#### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 企業及び他大学との連携に関する方針

1) 企業との連携に関する方針

本学における産学連携の取り組みとして EAP 研究所が挙げられる。EAP 研究所は、労働者のメンタルヘルス問題への解決支援の方法として EAP(Employee Assistance Program:従業員支援プログラム)を取り上げたもので、EAP の活動を臨床福祉学の理念と技術で追及する場として平成 16(2004)年に学外に開設した。同時に、日本における EAP のパイオニアである医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンター（以下「医療法人あけぼの会」という）との産学連携を果たしたが、平成 27(2015)年 2 月「医療法人あけぼの会」が復職支援プログラムを休止したことに伴い、新たに平成 27(2015)年 4 月より復職支援プログラムの連携を目的として、ナカトミファティীগケアクリニックとの産学連携を行っている。EAP 研究所の活動については、学長、所長、副所長、研究員、事務局長、総務部職員からなる EAP 研究所協議会にて協議を行っている。このように、EAP 研究所では、産学連携のメリットを最大限に活かした活動を行っており、社会的な評価も高まっている。

EAP 研究所の目的は「心身の健康に関する様々な研究及び EAP の実践活動を通して、働く人々が健康で希望を持って生活し職場で活動できるよう支援する」とし、企業等との連携によりこの目的を達成することを方針としている。これは「関西福祉科学大学 EAP 研究所規程」第 2 条に記載している。これを実践するために「働く人々及びその家族の心身の健康に関する臨床活動及び調査研究、心身の健康に関する教育、職域の環境に関連する諸問題の調査研究」の業務を行う。これらは「関西福祉科学大学 EAP 研究所規程」第 3 条に規定し、適切に運用している。

また、本学では資格・免許に係る学外実習を実習先（企業、社会福祉法人、医療法人等）との連携の下に実施している。この連携については、各実習室または実習委員会の規程に基づき、各委員会等で諮られ適切に運用している。各実習室あるいは実習委員会が実習中に起こったトラブルや問題を抱えている学生の情報を共有し、今後の対応や改善策について協議を行うことで、適切な対応に活かしている。このように、学外実習については、実習先との良好な関係を築くための努力が常々されており、福祉・保育実習セミナーや精神保健福祉士実習報告会の研修会をはじめとした、大学と実習先との情報交換、親睦会の場の設定、教員の实習巡回を徹底する等を行い、実習が円滑に実施されるよう努力を行っている。

2) 他大学との連携に関する方針

大学間連携の一環として、大学コンソーシアム大阪に加盟しており、加盟大学間同士で単位互換を行っている。単位互換の本学からの提供科目は、教務委員会で諮り教授会に報告している。学生が他大学で修得した単位は、本学の卒業に必要な単位として認定されている。しかし、国家資格や免許取得のための専門科目を多く配置している本学のカリキュラム特性もあり、制度を利用している学生は少ないのが現状である。

また、本学は福祉系大学経営者協議会に加盟している。この福祉系大学経営者協議会は福祉系大学の経営に携わる責任者が一同に会し、社会福祉専門職の社会的地位の向上、社

会福祉についての社会的認知の向上、日本の社会を支える社会福祉人材育成教育の発展等を推進することを目的として平成 21(2009)年 6 月に設立され、現在は 26 大学が加盟している。この協議会の設立趣意に基づき適切に連携を図っている。

### 3) 高等学校や教育委員会との連携

本学では、高等学校や教育委員会と協定を結び、各種教育上の連携を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-2-①-1】 関西福祉科学大学 EAP 研究所ウェブサイト

<http://eap-ins.com>

【資料 A-2-①-2】 ナカトミファティীগケアクリニックウェブサイト

<http://tukare.jp/>

【資料 A-2-①-3】 福祉系大学経営者協議会ウェブサイト <http://www.fdkk.jp/>

## A-2-② 教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築

### 1) 企業との適切な関係の構築

一般企業との共同研究については都度契約を締結しており、産学連携活動における利益相反の方針を「利益相反マネジメント規程」に定め、利益相反マネジメント委員会において産学連携活動における利益相反を適正に管理している。このように、産学連携活動における利益相反は、利益相反マネジメント委員会において審議し、適正に管理できており、産学連携活動において適切な関係が構築されている。

平成 30(2018)年度、一般企業等との共同研究の実績は 6 件、委託研究は 7 件あった。また、一般企業からの研究を目的とする寄附金の受入実績は 3 件であった。

EAP 研究所では、EAP の実践として企業従業員等を対象に「職場復帰支援プログラム "SPICE"」をナカトミファティীগケアクリニックとの産学連携にて実施している。このプログラムでは、うつ病等の精神疾患による休職中の方に、他の人との関わりや具体的な作業活動を通じて精神機能の向上とともに、対人関係能力、作業能力の改善を図り、スムーズな職場復帰をサポートしている。

また、企業内の人材育成のために「メンタルヘルス推進マネージャー育成プログラム資格制度」を運用している。この制度は、「認定メンタルヘルス推進担当者」と「メンタルヘルス推進マネージャー（初級～上級）」の 2 種類の資格があり、「認定メンタルヘルス推進担当者」は、メンタルヘルス推進担当者に必要な基本的な知識を修得したことを証明する資格であり、後述の養成講座（基礎理論・演習コース）の修了者が対象となる。「メンタルヘルス推進マネージャー」は、より専門的な知識の修得を証明する資格で、認定メンタルヘルス推進担当者取得が前提となり、受講時間に応じて初級～上級まで取得可能である。この制度に基づき、講座・講演として「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座」を 3 コース開催、「職場メンタルヘルス事例検討会」を年 3 回開催、「『こころの健康と経営戦略』フォーラム」を年 1 回開催しており、それぞれ企業の人事労務・健康管理担当者が参加している。これら研究所主催行事の詳細は『関西福祉科学大学 EAP 研究所紀要』の活動報告に記載している。

### 2) 他大学との適切な関係の構築

本学が加盟している福祉系大学経営者協議会において、東日本大震災での復興支援活動を契機に大規模災害における対策と支援について検討する他、福祉人材の育成・確保及び福祉職の地位向上を目指し、様々な委員会活動を展開しており、適切な関係を構築している。本学は総務・企画委員会、大規模災害対応委員会に所属している。大規模災害対応委員会では委員長校を務め、積極的に委員会活動を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-2-②-1】利益相反マネジメント規程【資料 F-9】参照

【資料 A-2-②-2】関西福祉科学大学 EAP 研究所ウェブサイト

<http://eap-ins.com>【資料 A-2-①-1】参照

【資料 A-2-②-3】ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌

関西福祉科学大学 EAP 研究所紀要 第 13 号（平成 30 年度）

<https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/>

### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

EAP 研究所では、今後の社会変化を見据え、メンタルヘルス課題やニーズに適合した EAP の実践・研究活動を推進するため、活動内容を柔軟に変化させていく。

学外実習では、より実習を効果的に行うために、事前・事後指導はもちろん、受入先との連携強化を今後とも図っていく。

大学間連携及び産学連携活動は、さらなる連携強化の体制整備を目指していく。

## A-3. 教育研究成果の還元

### A-3-① 公開講座、リフレッシュ教育など、教育研究成果の還元

#### A-3-② 教育研究成果の公表

##### (1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

##### (2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### A-3-① 公開講座、リフレッシュ教育など、教育研究成果の還元

#### 1) 公開講座

本学では、地域交流委員会が中心となり、地域住民対象の公開講座を毎年開催している。この公開講座は学科単位で年度ごとに担当を入れ替え、毎年各学科の特色を反映したテーマ、内容で実施している。平成 30(2018)年度は、心理科学科を担当として「これからの学校、子育て、子ども支援 ー新しい国家資格『公認心理師』と教育現場との連携ー」をテーマに、本学の教員及び外部講師を招聘して実施した。

#### 2) 関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所

本学では、平成 25(2013)年 9 月に地域住民のニーズに応える医療の提供を通じた地域貢献、及び本学の教育・研究の質向上、さらには優れた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の育成を目指した本学の臨床実習施設としての機能を果たすことを目的に関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所を開設している。令和元(2019)年度は、これまで

以上に地域に役立ち、愛され、必要とされる診療所を目指し、「関西福祉科学大学附属整形外科リハビリ診療所」に名称変更してリニューアルオープンする予定である。

### 3) EAP 研究所

EAP 研究所では「こころの健康と経営戦略」フォーラムを大阪市内で毎年開催しており、最新の職場メンタルヘルス課題をテーマとして幅広く講演を行っている。平成 30(2018)年度で 13 回目を迎え、約 140 人が参加し盛況であった。また、ナカトミファティグケアクリニックとの共催で、産業保健スタッフ、企業の人事・労務担当者を対象とした「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座」は、「基礎理論コース」を平成 30(2018)年 7 月に 2 日間開催し 32 人が参加、「演習コース」は平成 30(2018)年 8 月に 2 日間に開催し、延べ 36 人が参加、「アドバンストコース」は平成 30(2018)年 12 月に開催し 21 人が参加した。「事例検討会」は平成 30(2018)年度に 3 回に開催し、それぞれ 20 人、19 人、19 人の参加があった。

以上のように、EAP 研究所における教育研究の成果を適切に社会に還元している。

### 4) 教員免許更新講習

平成 21(2009)年度より、教員免許更新講習を開催している。開催日は、現職教員が受講しやすい授業のない夏休みに設定している。平成 30(2018)年度は、8 月 20 日～23 日の 4 日間で「教育と子どもについての原理的考察」「学習指導要領と指導法の課題」「人間の尊厳とソーシャルワークと命に向き合うための教育的指導」「教育指導上の現代的諸課題」という本学の教育内容を活かした 4 つのテーマで講習を実施し、延べ 611 名が受講した。受講者に対しては事前アンケートを実施し、受講者の希望を事前に把握することで、受講者のニーズに応えた講習を開催している。

### 5) 免許法認定講習

本学では、養護教諭 2 種免許状を保有し、養護教諭 1 種免許状の授与を受けようとする方を対象に、毎年免許法認定講習を実施している。平成 30(2018)年度は、7 月 31 日～8 月 3 日の 4 日間で「衛生学・公衆衛生学」「栄養学」の 2 講習を実施し、延べ 20 名が受講した。

### 6) 卒後教育

毎年あるいは隔年等の周期で学科別に同窓会を開催している。この同窓会の中では研修やセミナーを兼ねた卒後教育を行っている。

### 7) その他、学科の取組み

社会福祉学科では、平成 30(2018)年度「地域連携公認プログラム」の一つとして「柏原市福祉・防災マップづくりプロジェクト」を実施した。このプログラムは、平成 25(2013)年度に関西福祉科学大学と柏原ライオンズクラブの地域連携事業として立ち上がり、また柏原市・柏原市社会福祉協議会の後援を受けている。高齢者・障害者のための、最寄り駅周辺、医療機関・金融機関、商業施設等におけるバリアフリー化情報と防災（災害対策）情報が一体となったマップ作成の取り組みを行った。

また、健康科学科では、「健康診断ボランティア」及び「日本赤十字社救急法救急員養成講習」を実施している。「健康診断ボランティア」は、学生が将来養護教諭として働くための必要な知識・技術を身につけるために、柏原市を中心として各府縣市と提携して行っている。平成 30(2018)年度は、柏原市健康診断ボランティアは 19 校園・参加学生数のべ 94

人、柏原市就学時健康診断ボランティアは 14 校園・参加学生数のべ 78 人、奈良県立学校健康診断ボランティアは 6 校・参加学生数 26 人、学園内高校健康診断ボランティア参加学生数は 71 人であった。「日本赤十字社救急法救急員養成講習」は、学生や柏原市在住・在勤の方を受講対象として、3 日間の講義や実習を中心とした講習を行い、具体的な救急法の知識・技術の修得・実践を通し、事故防止の思想と互いに助け合うボランティアの心を育み、安全な街作りに資するため、日本赤十字社と本学園、柏原市が連携して実施している。

福祉栄養学科では、地域社会の健康施策として「普及可能な健康食レシピの開発と栄養サポートプログラムの構築」を、平成 28(2016)年度より取り組んでいる。平成 30(2018)年度からは「ふっかの健康食ラボラトリー」のウェブサイト立ち上げ、広く情報を発信している。また、併設の附属幼稚園児の保護者を対象に食育セミナーを開催し、子どもの食と健康を大切にしたい毎日の食生活をできるだけ負担なくできる方法について、講義及び調理実習を行った。更に、本学の所在地である柏原市にて取り組んでいる健康施策「第 3 期健康かしわら 21 計画及び第 1 期食育推進計画」に、本学科教員が委員として携わり、栄養・食生活（食育推進計画）について助言を行う等、様々な取組みにより、教育研究の成果を社会に還元している。

大学院社会福祉学研究科心理臨床学専攻では、修了生の臨床心理士資格保有者を中心に関西福祉科学大学臨床心理士会を開催し、本専攻修了者の研修の場の一つとして機能している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-3-①-1】本学ウェブサイト（2019 年度 公開講座のお知らせ）

<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/lecture.html>

【資料 A-1-②-2】参照

【資料 A-3-①-2】本学ウェブサイト（関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所） <http://www.fuksi-kagk-clinic.jp/> 【資料 A-1-①-4】参照

【資料 A-3-①-3】ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌  
関西福祉科学大学 EAP 研究所紀要 第 13 号（平成 30 年度）  
<https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/> 【資料 A-2-②-3】参照

【資料 A-3-①-4】大阪府柏原市福祉・防災マップ（2018 年度）

【資料 A-3-①-5】ウェブサイト（ふっかの健康食ラボラトリー）

<https://www.fukka-hf-labo.com/>

**A-3-② 教育研究成果の公表**

本学では、「関西福祉科学大学リポジトリ」を整備しており、学位論文や各種機関誌を全文公開する等、教育研究成果を公表している。本学の教員が行う研究成果の発表の場として、全専任教員が加入している「関西福祉科学大学総合福祉科学学会」は、毎年開催するとともに、学術雑誌『総合福祉科学研究』を年 1 回発行している。「関西福祉科学大学リポジトリ」では、『総合福祉科学研究』を始め、『関西福祉科学大学紀要』（年 1 回刊行）、博士論文・修士論文（公開許諾を得たもの）、その他学術雑誌に掲載された論文を公開して

いる。

また、本学ウェブサイトの教員紹介ページでは、各学科教員の教育・研究実績を公開している。この教員紹介ページは年2回、教員自身が見直しを行い、最新の情報となるよう更新を行っている。一方、定期更新時期以外でも広報室にて常に更新対応ができるシステムを導入したため、随時更新が可能となっている。『UNIVERSITY GUIDE』では、本学卒業生が在学中に学んだことを活かして社会で活躍をしている様子や、過去の就職実績等も紹介している。

以上のとおり、本学の教育研究成果は本学ウェブサイト、「関西福祉科学大学リポジトリ」及び『UNIVERSITY GUIDE』等各種媒体を通じて、適切に社会に公表している。教員個人の教育研究成果については、定期的に教員からの追加情報提供依頼と修正を行っており、本学ウェブサイトにて常に新しい情報の提供を行っている。また、突発的な変更についても、早急に対応できる体制を構築している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 A-3-②-1】 ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）  
<https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/>
- 【資料 A-3-②-2】 関西福祉科学大学・関西女子短期大学機関リポジトリ運用指針  
【資料 F-9】 参照
- 【資料 A-3-②-3】 ウェブサイト（関西福祉科学大学総合福祉科学学会）  
<https://www.fuksi-kagk-scws.jp/>
- 【資料 A-3-②-4】 ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌  
総合福祉科学研究 10号（平成30年度）  
<https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/>
- 【資料 A-3-②-5】 ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌  
関西福祉科学大学紀要 22号（平成30年度）  
<https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/>
- 【資料 A-3-②-6】 本学ウェブサイト（教員紹介）  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/teacher/>

(3) A-3の改善・向上方策（将来計画）

公開講座では、引き続き市民のニーズに即したテーマでの開催等を検討していく。  
また、より一層、本学及び教員の教育研究成果を社会に周知する方法を検討する。

**【基準Aの自己評価】**

本学園の「経営理念」の「ビジョン」において、「地域共生 社会に愛され 成長する学園」を掲げているが、これを受けて本学は、学園内にある他の学校園や施設と連携しながら、地域貢献や社会活動を重要課題として位置付け、取り組んでいる。具体的には、「第3期（2018～2022）学園中長期計画」にて明示している「地域における知的発信拠点としての機能向上」のために、併設の短期大学との合同組織「地域交流委員会」を設置して、地域貢献の支援体制を確立し、法人本部地域連携センターと共に、柏原市等との協力関係に

基づきながら、地域貢献の様々な活動を展開している。

「大学間連携及び産学官連携」に関しては、EAP 研究所の活動を通して、労働者のメンタルヘルス問題への解決支援を目的とした産学連携活動を行っている。大学間連携としては、「大学コンソーシアム大阪」に加盟し、単位互換等で他大学との協力関係を構築している。

さらに、地域交流委員会の公開講座、関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所の「健康づくり教室」、EAP 研究所の講演やフォーラム等によって、教育研究成果の還元を行うと同時に、「関西福祉科学大学リポジトリ」を整備する等して、教育研究成果を適切に社会に公表することにも努めている。

以上のことから、基準 A「社会連携」について、基準を満たしていると判断した。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第 83 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 1 条の定めにより、建学の精神「感恩」に基づき、専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力と豊かな人間性を養い、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成することを目的としており、本規定を遵守している。	1-1
第 85 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 3 条の定めにより、社会福祉学部、心理科学部、健康福祉学部、保健医療学部、教育学部を置いており、本規定を遵守している。	1-2
第 87 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 7 条の定めにより、修業年数を 4 年としており、本規定を遵守している。	3-2
第 88 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 21 条の他大学・他学部・他学科における授業科目の履修、及び第 24 条に入学前の既修得単位等の認定を定めており、本規定を遵守している。	3-2
第 89 条	—	「関西福祉科学大学学則」第 17 条の定めにより、授業科目を基礎分野、専門共通科目、専門科目（保健医療学部は専門基礎分野、専門分野）に分け、カリキュラムに沿って 4 年間に配当して教授している。又、「関西福祉科学大学履修等に関する内規」第 4 条の定めにより、教育効果の視点より、先修条件など履修登録時の制限を設けて指導を行い、特に 3 年以上で卒業を認める制度は設けていない。なお、単位数については「関西福祉科学大学学則」第 26 条の定めにより卒業に必要な最低単位（124 単位）が定められており、別表 5 に基づいた履修を遵守している。	3-2
第 90 条	第 1 項 ○ 第 2 項 —	第 1 項について、「入試ガイド」において入学資格を①高等学校または中等教育学校を卒業した者 ②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 ③学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者としており、本規定を遵守している。 本学は、第 2 項について、学校教育法第 90 条第 2 項の規定による入試制度はなく、該当しない。	2-1
第 92 条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 3 条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」の定めにより、専任教員の任用・昇任に関する選考基準を定めており、本規定を遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「大学教授会規程」第 7 条の定めにより、教授会は学部の教育研究に係る重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとするとしている。また同規程第 2 条より学部長、教授、准教授及び専任講師をもって構成するとしており、本規定を遵守している。	4-1
第 104 条	○	本学は「関西福祉科学大学学則」第 8 条の定めにより学位授与を遵守している。また本学大学院は、「関西福祉科学大学大学院学則」第 7 条の定めにより学位授与を遵守している。	3-1
第 105 条	—	社会人等の学生以外の者を対象とした正規課程や学習プログラム（履修証明プログラム）を開設していない。 なお、履修科目の単位を設定し証明書を交付するものとしては「関西福祉科学大学学則」第 46 条に定める科目等履修生のみである。	3-1
第 108 条	—	修業年限を 4 年としており、短期大学は設置していない。ただし学校法人玉手山学園として関西福祉科学大学及び関西女子短期大学を設置している。	2-1
第 109 条	○	「関西福祉科学大学自己点検・評価規程」第 7 条第 2 項の定めにより、3 年ごとに大学全体としての自己評価結果を報告書としてまとめるものとしており、その結果を本学ホームページで公表しているため、本規定を遵守している。 また本学は、平成 27 年度に「公益財団法人日本高等教育評価機構」にて認証評価を受審し、大学評価基準を満たしていると認定された。	6-2



関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第 113 条	○	教員の研究実績等を公開しており、本規定を遵守している。	3-2
第 114 条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 3 条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「関西福祉科学大学学則」第 9 条に職員の職務は学校教育法の定めるところによると定めており、本規定を遵守している。	4-1 4-3
第 122 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 30 条に入学資格を定めており、本規定を遵守している。	2-1
第 132 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 30 条に入学資格を定めており、本規定を遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第 4 条	○	下記の通り「関西福祉科学大学学則」に定めており、本規定を遵守している。 修業年限は、学則第 6 条、学年・学期は第 28 条、休業日は第 29 条に定めている。 部科及び課程の組織は、学則第 3 条に定めている。 教育課程は、学則第 16 条、授業日時数は第 18 条に定めている。 学習の評価は、学則第 19 条、課程修了の認定は第 26 条に定めている。 収容定員は、学則第 4 条、職員組織は第 9 条に定めている。 入学は、学則第 30～34 条、退学は第 41 条、転学は第 38 条、休学は第 39～40 条、卒業は、学則第 7 条に定めている。 授業料、入学科その他の費用徴収は、学則第 45 条に定めている。 賞罰は、学則第 51～52 条に定めている。 寄宿舎は、学則第 54 条に定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	「関西福祉科学大学学則」第 52 条に学生の懲戒処分に関する規定を定めており、本規定を遵守している。	4-1
第 28 条	○	必要な表簿は適切に備えており、本規定を遵守している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等の制度は該当しない。	4-1
第 146 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 6 条に修業年限及び在学年限を定め、「関西福祉科学大学学則」第 21 条及び第 23 条においては本学以外で修得した単位について教育上有益であると認めた場合、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることと定めており、本規定を遵守している。	3-1
第 147 条	—	「関西福祉科学大学学則」第 6 条の定めにより修業年限は 4 年としているのみで学校教育法第 89 条に規定される卒業の認定基準については定めていない。なお、単位認定については同学則第 26 条の定めにより卒業に必要な最低単位 (124 単位) が定められており別表 5 に基づいた履修を遵守している。 また、履修科目として登録することができる単位数の上限は「関西福祉科学大学履修等に関する内規」第 6 条において定め、厳格に運用している。	3-1
第 148 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 6 条の定めにより、修業年限及び在学年限を遵守している。	3-1
第 149 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 6 条の定めにより、修業年限及び在学年限を遵守している。	3-1
第 150 条	○	募集要項記載の入学資格において、学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を含めており、本規定を遵守している。	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による入試制度はなく、該当しない。	2-1

関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による入試制度はなく、該当しない。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による入試制度はなく、該当しない。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による入試制度はなく、該当しない。	2-1
第 161 条	○	募集要項記載の編入学入試の入学資格において短期大学を卒業した者を認めており、本規定を遵守している。	2-1
第 162 条	—	「関西福祉科学大学学則」第 38 条においては他大学への転学においては学長が許可を得るものとして定められており、他大学（外国の大学含む）からの受け入れについては「関西福祉科学大学学則」第 30 条第三号に定めている。	2-1
第 163 条	○	学年、学期及び休業日を「関西福祉科学大学学則」第 28 条及び第 29 条に定めており、本規定を遵守している。 入学に関しては「関西福祉科学大学学則」第 31 条の定めにより入学の時期を各学期始めとしている。卒業に関しては「関西福祉科学大学学則」第 7 条において 4 年以上在学し所定の授業科目を履修して卒業所要単位数を修得した者に卒業資格を与えるとしている。	3-2
第 163 条 の 2	—	学生又は科目等履修生が修得した授業科目の単位について、学修証明書（成績証明書または単位取得証明書）を交付している。	3-1
第 164 条	—	社会人等の学生以外の者を対象とした学習プログラム（履修証明プログラム）を開設していない。	3-1
第 165 条 の 2	○	卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針を定めており、本規定を遵守している。 また、これらの方針については本学ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「大学自己点検・評価規程」第 5 条及び同規程第 6 条の定めにより、自己点検・評価の実施方法及び自己評価の項目については、個別委員会がその所轄事項について詳細な点検・評価要領案を作成し、委員会が決定するとしており、本規定を遵守している。	6-2
第 172 条 の 2	○	公開すべき項目・内容を「情報公開」として公表しており、本規定を遵守している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 7 条の定めにより、卒業の資格を遵守している。	3-1
第 178 条	○	募集要項記載の編入学入試の入学資格において高等専門学校を卒業した者を認めており、本規定を遵守している。	2-1
第 186 条	○	募集要項記載の編入学入試の入学資格において学校教育法第 132 条の規定による、専修学校の専門課程を修了の者を認めており、本規定を遵守している。	2-1



関西福祉科学大学

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	「関西福祉科学大学学則」第1条の定めにより、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神「感恩」に基づき、専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力と豊かな人間性を養い、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成することを目的としており、本規定を遵守している。	6-2 6-3
第2条	○	「関西福祉科学大学学則」第3条より、各学部・各学科の目的を定めており、本規定を遵守している。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施するために、入学試験委員会で入学試験に関する大綱を企画・立案・審議することを「関西福祉科学大学入学試験委員会規程」で、大学教授会において学生の入学に関する事項を審議することを「大学教授会規程」で定めており、本規定を遵守している。	2-1
第2条の3	○	「関西福祉科学大学学則」第9条に定めにより、学長の統督のもと連携体制を確保し、教員と事務職員との協働によりその職務が行われているため、本規定を遵守している。	2-2
第3条	○	設置基準上で必要とされる教員組織、教員数を満たしており、本規定を遵守している。	1-2
第4条	○	「関西福祉科学大学学則」第3条の定めにより、社会福祉学部社会福祉学科、心理科学部心理科学科、健康福祉学部健康科学科 福祉栄養学科、保健医療学部リハビリテーション学科、教育学部教育学科を設けており、本規定を遵守している。	1-2
第5条	—	本学では課程を設けていないため該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を有さないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「学校法人玉手山学園運営規程」第3条の定めにより、必要な教員を置くことが定められており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第10条	○	「関西福祉科学大学学則」第9条により職員組織を定め、大学設置基準に基づいて遵守している。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務経験を有する教員が複数名、各学科に所属しており、いずれの学科も学科長、もしくは教務委員が実務経験を有している。教育課程編成に際しては各学科の教務委員を中心に学科長と協議、検討し編成に努めており、本規定を遵守している。	3-2
第11条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第12条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「就業規則」第46条に兼業の制限を定めており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第13条	○	本規定に定める専任教員数を確保しており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長は、「神経心理学」「高次脳機能」が専門分野で、多数の論文を発表し著書も多い。長年の教職及び役職経験から大学運営に対する識見も豊富である。学長の選任は「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」第7条第1項の定めにより、理事会において行われ職務遂行に努めているため、本規定を遵守している。	4-1
第14条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」の定めにより、専任教員の任用・昇任に関しての選考	3-2 4-2

関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
		基準を定めており、本規定を遵守している。	
第 15 条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 3 条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」の定めにより、専任教員の任用・昇任に関する選考基準を定めており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 3 条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」の定めにより、専任教員の任用・昇任に関する選考基準を定めており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 3 条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」の定めにより、専任教員の任用・昇任に関する選考基準を定めており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 3 条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また、「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」の定めにより、専任教員の任用・昇任に関する選考基準を定めており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第 18 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 4 条により、本学は学科を単位とし、学部ごとに収容定員を学則で定めているため、本規定を遵守している。	2-1
第 19 条	○	学科ごとに「関西福祉科学大学学則」第 16 条の通り授業科目を開設している。教育課程の方針、カリキュラムマップを活用し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 17 条に授業科目の区分を定めており、本規定を遵守している。	3-2
第 21 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 16 条の定めにより授業科目及び単位数、第 18 条の定めにより単位数の計算について本規定を遵守している。	3-1
第 22 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 25 条に授業期間を定めており、本規定を遵守している。	3-2
第 23 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 18 条に単位の計算方法を定め、「履修等に関する内規」第 14 条に成績評価の対象外を定めており、本規定を遵守している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を上げるために授業の特質性を考慮して教室規模の配当及びクラス配当を行っている。特に管理栄養士、介護福祉士、保育士などの養成施設に関する授業は定められた学生数を厳守し、適正な教育環境を保持している。又、基礎ゼミナール、研究演習は概ね 10 名～13 名での指導を原則としている。 なお、「履修等に関する内規」第 7 条に開講要件を定めており、卒業必修科目や資格に必要な科目については 5 名未満であっても開講し指導を行っている。	2-5
第 25 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 18 条に授業区分ごとによる単位数を定めており、教室等以外における履修場所についても『学生便覧』にて学内において利用できる施設案内を明示しており、本規定を遵守している。	2-2 3-2
第 25 条 の 2	○	「関西福祉科学大学学則」第 19 条の評価、「関西福祉科学大学履修等に関する内規」第 19 条の定めにより、成績評価基準を遵守している。	3-1
第 25 条 の 3	○	IR・FD・アドミッション推進室と FD 委員会がそれぞれの規程（「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程」「関西福祉科学大学 FD 委員会規程」）に基づき連携して組織的に研修を実施している。全学を対象として教員研修会を年 2 回開催し、学科・専攻毎に研究テーマを設定して研修を行い FD 委員会で情報共有しており、本規定を遵守している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	「関西福祉科学大学履修等に関する内規」第 8 条により授業時間を 1 時限（9：00～10：30）から 6 時限（18：00～19：30）と定め、現在夜開講は行っていない。	3-2
第 27 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 20 条の定めにより単位の授与、また単位の読み替えや認定などは「関西福祉科学大学単位認定規程」第 10 条の認定単位数を遵守している。	3-1



関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第 27 条 の 2	○	「関西福祉科学大学履修等に関する内規」第 6 条に履修登録時の制限を定めており、本規定を遵守している。	3-2
第 28 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 21 条の定めにより、他大学・他学部・他学科の授業科目履修を遵守している。	3-1
第 29 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 21 条に短期大学等において修得した授業科目の単位を、本学における授業科目の履修により修得したみなすと規定しており、本規定を遵守している。	3-1
第 30 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 24 条の定めにより入学前の既修得単位数の認定、「関西福祉科学大学単位認定規程」第 10 条の定めにより認定単位数を遵守している。	3-1
第 30 条 の 2	○	本規定に基づく長期にわたる教育課程の履修制度を本学では設けていないが、「関西福祉科学大学学則」第 6 条の定めにより在学年限（8 年）の範囲内で在学し、所定の教育課程を履修することができる。	3-2
第 31 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 46 条の定めにより科目等履修生を受け入れており、本規定を遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 7 条の定めにより卒業の要件について、本規定を遵守している。	3-1
第 33 条	—	「関西福祉科学大学学則」第 18 条の単位の計算方法によって単位数を定めており、卒業所要単位数を修得した者に卒業の資格を与えるとしているため、授業時間制についてはとっていない。	3-1
第 34 条	○	大阪府柏原市の閑静な場所に所在し、教育にふさわしい環境であり、本規定を遵守している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一敷地内に設けており、本規定を遵守している。	2-5
第 36 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 5 条及び第 54 条に定める以外、専用の施設を備えるための規定はないが、「関西福祉科学大学学則」第 1 条に定められている目的達成に向け、本規定を遵守している。	2-5
第 37 条	○	本学の校地面積は、大学設置基準を満たしており、本規定を遵守している。	2-5
第 37 条 の 2	○	本学の校舎面積は、大学設置基準を満たしており、本規定を遵守している。	2-5
第 38 条	○	「関西福祉科学大学図書館規程」第 5 条の定めにより、図書館資料の収集・管理を実施しており、本規定を遵守している。 また、「関西福祉科学大学図書館・関西女子短期大学図書館利用内規」第 18 条の定めにより、他大学図書館と協力しており、本規定を遵守している。	2-5
第 39 条	—	本学の教育学部は、教員免許状及び保育士資格の取得を卒業要件としていないため該当しない。	2-5
第 39 条 の 2	—		2-5
第 40 条	○	「関西福祉科学大学学則」第 1 条に定められている目的達成に向け、各学科での予算の立案申請を経て、教育研究環境の維持充実を図っており、本規定を遵守している。	2-5
第 40 条 の 2	—		2-5
第 40 条 の 3	○	「関西福祉科学大学学則」第 1 条に定められている目的達成に向け、各学科での予算の立案申請を経て、教育研究環境の維持充実を図っており、本規定を遵守している。	2-5 4-4
第 40 条 の 4	○	「関西福祉科学大学学則」第 1 条に定めにより、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成することを目的としているため関西福祉科学大学と	1-1

関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
		いう名称は本規定を遵守している。 また「関西福祉科学大学学則」第3条第3項に各学部及び学科の目的を定めており、各学部及び学科の名称は目的にふさわしいものであり、本規定を遵守している。	
第41条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、また「学校法人玉手山学園運営規程」第3条の定めにより、適当な事務組織を設けることを定めており、本規定を遵守している。	4-1 4-3
第42条	○	厚生補導の組織として、大学事務局に学生支援センターを設置しており、本規定を遵守している。	2-4 4-1
第42条の2	○	社会的、職業的自立支援の体制として、教育課程においてキャリア教育を行っている。また、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程」に基づき学生支援委員会を設置している。委員構成を各学科の教員及び学生支援センター職員とし、教職が連携した有機的な支援を行っており、本規定を遵守している。	2-3
第42条の3	○	職員の能力開発及び資質向上等を図ることを目的に「新人事制度」及び「関西福祉科学大学・関西女子短期大学SD委員会規程」を制定し、研修の企画・実施を行っており、本規定を遵守している。	4-3
第42条の3の2	—		3-2
第43条	—		3-2
第44条	—		3-1
第45条	—		3-1
第46条	—		3-2 4-2
第47条	—		2-5
第48条	—		2-5
第49条	—		2-5
第49条の2	—		3-2
第49条の3	—		4-2
第49条の4	—		4-2
第57条	—	外国に外部、学科その他の組織を設けていないため該当しない。	1-2
第58条	—	学部を置いているため、学校教育法第百三条に定める大学には該当せず、本規定においても該当しない。	2-5
第60条	○	平成28年度に教育学部を設置し、本規定に基づき整備を行っており、本規定を遵守している。	2-5 3-2 4-2



関西福祉科学大学

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	「関西福祉科学大学学則」第8条及び「関西福祉科学大学学位規程」第3条により、授与の要件等を遵守している。	3-1
第10条	○	「関西福祉科学大学学則」第8条に定めにより、本学を卒業した者に対し適切な専攻分野の名称の学位を授与しているため、本規定を遵守している。	3-1
第13条	○	「関西福祉科学大学学位規程」を定め文部科学省に届け出ており、本規定を遵守している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第33条の定めにより事業に関する中期的な計画を作成することとしており、中期的な視点に立った計画的な運営を行い、運営基盤の強化を図るとともに教育の質の向上を図っている。また「学校法人玉手山学園寄附行為」第36条の定めにより財産目録等の備付け及び閲覧を行い、併せて「学校法人玉手山学園寄附行為」第37条の定めにより情報の公表を行い、運営の透明性を図っている。以上のことから本規定を遵守している。	5-1
第26条の2	○	本学園は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えておらず、本規定を遵守している。	5-1
第33条の2	○	本学園は、学園設立の際、財産目録を作成している。 また「学校法人玉手山学園寄附行為」第36条第1項により毎会計年度終了後2月以内に財産目録を作成しており、同条第2項の定めにより事務所にその財産目録を備え置いており、本規程を遵守している。	5-1
第35条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第5条の定めにより理事の定数は8人以上10人以内としており、本規程を遵守している。 「学校法人玉手山学園寄附行為」第7条の定めにより理事のうち1名を理事長としており、本規程を遵守している。	5-2 5-3
第35条の2	○	本学校法人と役員との関係は、私立学校法の規定に基づき委任関係にあるものとしている。役員は役員就任の際、「就任承諾書」を学校法人の理事長あてに提出しており、本規定を遵守している。	5-2 5-3
第36条	○	理事会は、「学校法人玉手山学園寄附行為」第17条の定めにより適正に運営されており、本規程を遵守している。	5-2
第37条	○	理事長は、「学校法人玉手山学園寄附行為」第8条第1項の定めによりこの法人を代表し、その業務を総理しており、本規定を遵守している。「学校法人玉手山学園寄附行為」第8条第2項の定めにより理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事がその職務を代理し、又は職務をおこなっており、本規定を遵守している。監事の職務については、「学校法人玉手山学園寄附行為」第11条の定めにより執行しており、本規定を遵守している。	5-2 5-3
第38条	○	理事の選任について「学校法人玉手山学園寄附行為」第6条の定めにより選任しており、本規定を遵守している。 監事の選任については、「学校法人玉手山学園寄附行為」第10条の定めにより選任しており、本規定を遵守している。 私立学校法第38条第5項乃至第8項に規定されている内容については、役員選任の際、私立学校法及び寄附行為の定めにより適正に選任しており、本規定を遵守している。	5-2
第39条	○	監事が理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならないことについて、「学校	5-2

関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
		法人玉手山学園寄附行為」第 10 条の定めにより禁止されており、本規定を遵守している。	
第 40 条	○	役員の補充については、「学校法人玉手山学園寄附行為」第 13 条の定めにより適宜補充されており、本規定を遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会について、「学校法人玉手山学園寄附行為」第 20 条及び第 22 条の定めにより適正に運営されており、本規定を遵守している。評議員会は、理事定数の二倍を超える数の評議員を以って組織することについては、平成 31 年 3 月 31 日現在理事定数 8 人以上 10 人以内のところ評議員総数 24 人で組織されており、本規定を遵守している。	5-3
第 42 条	○	諮問事項について「学校法人玉手山学園寄附行為」第 24 条の定めにより評議員会の意見を聴取しており、本規程を遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会は、理事会での審議事項や協議事項を報告し意見を求めており、本規定を遵守している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任について「学校法人玉手山学園寄附行為」第 21 条の定めにより適正に選任しており、本規定を遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、学校法人に対する損害賠償責任について、私学法の規定に基づき責任が生じる。利益相反取引については、「学校法人玉手山学園寄附行為」第 19 条に役員の利益相反取引に関する承認の決議について、理事それぞれの意思を議事録に記載するよう規定しており、議事に対する賛否を明確にしている。 また、損害賠償責任が生じた際の責任の免除等については、「学校法人玉手山学園寄附行為」第 15 条に責任の免除、第 16 条に責任限定契約を規定している。 上記のことから役員の学校法人に対する損害賠償責任について、本規定を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は第三者に対する損害賠償責任について、本規定を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は連帯責任について、本規定を遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	関西福祉科学大学の設立主体である本学園は、「学校法人玉手山学園寄附行為」第 44 条に、寄附行為の変更について文部科学大臣の認可を受けることを定めており、本規定を遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画について「学校法人玉手山学園寄附行為」第 33 条の定めにより作成しており、本規定を遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会への決算及び事業の実績の報告について「学校法人玉手山学園寄附行為」第 34 条の定めにより適正に実施し、意見を求めており、本規定を遵守している。	5-3
第 47 条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 36 条に財産目録等の備付け及び閲覧について定めており、本規定を遵守している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等について、現在寄附行為変更申請している改正後の「学校法人玉手山学園寄附行為」第 38 条及び令和 2 年 4 月 1 日付で制定予定の「役員の報酬等に関する規程」に基づき報酬等を支給しており、本規定を遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第 40 条に会計年度を 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日と定めており、本規定を遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表について、現在寄附行為変更申請している改正後の「学校法人玉手山学園寄附行為」第 37 条の定めにより公表する予定であり、本規定を遵守している。	5-1

※一部、令和 2 年 4 月 1 日施行の法改正に対応した記述としている。



関西福祉科学大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に定めにより、建学の精神「感恩」に基づき、福祉社会構築に関する幅広く奥深い教授研究を行い、福祉社会の諸分野において指導的役割を果たしうる人物並びに研究者を育成し、もって我が国の福祉社会構築に資することを目的としており、本規定を遵守している。	1-1
第100条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第3条に定めにより、社会福祉学研究科を置いており、本規定を遵守している。	1-2
第102条	○	本学大学院（博士前期課程糧・修士課程）の入学資格は、募集要項に明記しているとおおり、第102条第1項を遵守している。 また、「関西福祉科学大学大学院学則」第27条第五項にて「大学に3年以上在籍し、所定の単位を優れた成績をもって修得し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者」の入学を認めており、第102条第2項を遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155条	第1項 ○ 第2項 —	募集要項記載の大学院（博士前期課程糧・修士課程）の入学資格において、第155条第1項第一号、第二号、第三号、第六号、第八号を明記しており、第155条第1項については遵守している。 第155条第2項については、本学は該当しない。	2-1
第156条	○	募集要項記載の大学院（博士後期課程）の入学資格において、第一号・第六号・第七号を明記しており、本規定を遵守している。	2-1
第157条	○	学校教育法第102条第2項について、「関西福祉科学大学大学院学則」の定めにより、『学生便覧』にて公表しており、本規定を遵守している。	2-1
第158条	○	学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を実施して、結果を公表しており、本規定を遵守している。	2-1
第159条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第6条に修業年限及び在学年限を定めており、本規定を遵守している。	2-1
第160条	—	「関西福祉科学大学大学院学則」第27条第1項第五号において「大学に3年以上在籍し、所定の単位を優れた成績をもって修得し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者」とのみ記載しており、本学では該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条の定めにより、建学の精神「感恩」に基づき、福祉社会構築に関する幅広く奥深い教授研究を行い、福祉社会の諸分野において指導的役割を果たしうる人物並びに研究者を育成し、もって我が国の福祉社会構築に資することを目的としており、本規定を遵守している。	6-2 6-3
第1条の2	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第3条第4項より、専攻ごとに目的を定めており、本規定を遵守している。	1-1 1-2

関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第1条の3	○	入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施するために、入学試験委員会で「入学試験に関する大綱を企画・立案・審議」することを「関西福祉科学大学入学試験委員会規程」で定めており、また、研究科委員会において「学生の入学に関する事項」を審議することを「研究科委員会規程」第7条で定めており、本規定を遵守している。	2-1
第1条の4	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第8条より、研究科長の統督のもと連携体制を確保し、教員と事務職員との協働によりその職務が行われているため、本規定に遵守している。	2-2
第2条	○	本学の課程は、「関西福祉科学大学大学院学則」第3条に定めにより、修士課程と博士前期課程、博士後期課程を置いており、本規定を遵守している。	1-2
第2条の2	—	夜間サテライト授業を一部開講しているが、概ねは昼間に教育を行っており該当しない。	1-2
第3条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に目的を定め、第5条に修業年限及び在学年限を定めており、本規定を遵守している。	1-2
第4条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に目的を定め、第5条に修業年限及び在学年限を定めており、本規定を遵守している。	1-2
第5条	○	設置基準上で必要とされる教員組織、教員数を満たしているため適当といえ、本規定を遵守している。	1-2
第6条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第3条に定めにより、臨床福祉学専攻、心理臨床学専攻を置いているため、本規定を遵守している。	1-2
第7条	○	本学社会福祉学研究科は基礎なる学部を本学社会福祉学部としており、教員組織も社会福祉学部教員のほか、他学部教員が兼務しており、学部と適切に連携しているため、本規定を遵守している。	1-2
第7条の2	—		1-2 3-2 4-2
第7条の3	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に「教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うこと」が定められており、また、「学校法人玉手山学園運営規程」第3条の定めにより、「適当な事務組織を設ける」ことを定めており、本規定を遵守している。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に「教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うこと」が定められており、また、「大学教員任用・昇任規程」及び「大学教員任用・昇任選考基準」「関西福祉科学大学昇任及び大学院担当資格基準」の定めにより、専任教員の任用に関する選考基準を定めており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第9条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に「教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うこと」が定められており、本規定を遵守している。	3-2 4-2
第10条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第4条より、専攻を単位として収容定員を定めており、本規定を遵守している。	2-1
第11条	○	全学及び専攻ごとに教育課程の編成方針を策定し、それらに沿って「関西福祉科学大学大学院学則」第15条の通り授業科目を開設し、「関西福祉科学大学大学院学則」第16条第2項の通り研究指導を行っており、本規定を遵守している。	3-2
第12条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第15条に授業科目及び単位数を定め、第16条の2に研究指導を定めており、本規定を遵守している。	2-2 3-2
第13条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第16条の2に研究指導を定めており、本規定を遵守している。	2-2 3-2
第14条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第16条の3に教育方法の特例を定めており、本	3-2



関西福祉科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
		規定を遵守している。	
第14条の 2	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第17条に学修の評価を定め、「関西福祉科学大学学位規定」には学位申請の過程を明示している。また、研究指導の計画においてはシラバスをWEBで公開しているため、本規定を遵守している。	3-1
第14条の 3	○	FD委員会では毎年、研究科専攻毎の研究テーマの計画に応じて研修を行っており、本規定を遵守している。	3-3 4-2
第15条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第23条で授業期間、第25条で授業日数、第15条で授業科目と単位数を定めており、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第6条及び「関西福祉科学大学学位規程」の定めにより、本規定を遵守している。	3-1
第17条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第6条及び「関西福祉科学大学学位規程」の定めにより、本規定を遵守している。	3-1
第19条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に定められている目的達成に向け、大学設置基準を参照に本規定を遵守している。	2-5
第20条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に定められている目的達成に向け、大学設置基準を参照に本規定を遵守している。	2-5
第21条	○	「関西福祉科学大学図書館規程」第5条に基づき、図書館資料の収集・管理を実施しており、本規定を遵守している。	2-5
第22条	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に定められている目的達成に向け、本規定を遵守している。	2-5
第22条の 2	—		2-5
第22条の 3	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に定められている目的達成に向け、予算の立案申請を経て、教育研究環境の維持充実を図っており、本規定を遵守している。	2-5 4-4
第22条の 4	○	「関西福祉科学大学大学院学則」第1条に定めにより、建学の精神「感恩」に基づき、福祉社会構築に関する幅広く奥深い教授研究を行い、福祉社会の諸分野において指導的役割を果たしうる人物並びに研究者を育成し、もって我が国の福祉社会構築に資することも目的とするため、「社会福祉学研究科」という名称は本規定を遵守している。	1-1
第23条	—		1-1 1-2
第24条	—		2-5
第25条	—		3-2
第26条	—		3-2
第27条	—		3-2 4-2
第28条	—		2-2 3-1 3-2
第29条	—		2-5

関西福祉科学大学

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第30条	—		2-2 3-2
第30条の2	—		3-2
第31条	—		3-2
第32条	—		3-1
第33条	—		3-1
第34条	—		2-5
第34条の2	—		3-2
第34条の3	—		4-2
第42条	○	「学校法人玉手山学園寄附行為」第3条に「教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うこと」が定められており、また、「学校法人玉手山学園運営規程」第3条の定めにより、「適当な事務組織を設ける」ことを定めており、本規定を遵守している。	4-1 4-3
第43条	○	職員の能力開発及び資質向上等を図ることを目的に「新人事制度」及び「関西福祉科学大学・関西女子短期大学SD委員会規程」を制定し、研修の企画・実施を行っており、本規定を遵守している。	4-3
第45条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため該当しない。	1-2
第46条	—	未完成の研究科等はなく、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第3条	○	「関西福祉科学大学学位規程」第4条により、授与の要件、論文審査及び試験等を定めており、本規定を遵守している。	3-1
第4条	○	「関西福祉科学大学学位規程」第5条により、授与の要件、論文審査及び試験等を定めており、本規定を遵守している。	3-1
第5条	○	「関西福祉科学大学学位規程」第14条第一項により、研究科委員会が必要と認めた場合には研究科委員会以外の者から協力を得ることができると定めており、本規定を遵守している。	3-1
第12条	○	「関西福祉科学大学学位規程」第20条に基づき、博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に所定の学位授与報告書を文部科学省に提出しており、本規定を遵守している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし



## 関西福祉科学大学

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「－」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## Ⅵ. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人玉手山学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	UNIVERSITY GUIDE 2020	
	2020 年度 3 年次編入学（リーフレット） 大学院入学案内 2020	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	関西福祉科学大学学則	
	関西福祉科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	大学入試ガイド 2020 2020 年度特別推薦（指定校）入学試験学生募集要項	



関西福祉科学大学

	2020 年度特別推薦（課外活動）入学試験学生募集要項 2020 年度編入学入試（3 年次）学生募集要項 2020 年度編入学入試（3 年次）指定校推薦 学生募集要項 2020 年度大学院学生募集要項（博士前期課程・修士課程） 2020 年度大学院学生募集要項（博士後期課程）	
【資料 F-5】	学生便覧 2019 年度大学学生便覧（別冊含む） 2019 年度大学院学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書 2019 年度（平成 31 年度）事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 2018 年度（平成 30 年度）事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 本学ウェブサイト「アクセスマップ」 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/access.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/access.html</a> 本学ウェブサイト「キャンパスマップ」 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/campusmap.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/campusmap.html</a> TAMATEYAMA GAKUEN CAMPUS MAP 2019	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など） 学校法人玉手山学園規程集 関西福祉科学大学規程集	別冊①参照 別冊②参照
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人玉手山学園役員名簿（平成 31 年度） 学校法人玉手山学園評議員名簿（平成 31 年度） 理事会の開催状況（平成 30 年度） 評議員会の開催状況（平成 30 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間） 平成 26 年度決算書 平成 27 年度決算書 平成 28 年度決算書 平成 29 年度決算書 平成 30 年度決算書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） シラバス（令和元年度）（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 本学ウェブサイト「3 つのポリシー」 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/index.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/index.html</a> 本学ウェブサイト【社会福祉学科】 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/social_policy.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/social_policy.html</a> 本学ウェブサイト【心理科学科】 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/psychology_policy.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/psychology_policy.html</a> 本学ウェブサイト【健康科学科】 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/health_policy.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/health_policy.html</a> 本学ウェブサイト【福祉栄養学科】 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/nourish_policy.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/nourish_policy.html</a> 本学ウェブサイト【リハビリテーション学科】 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/therapy_policy.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/therapy_policy.html</a> 本学ウェブサイト【教育学科】	

関西福祉科学大学

	<a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/education_policy.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/education_policy.html</a> 本学ウェブサイト「関西福祉科学大学 大学院の3つのポリシー」 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html</a> 本学ウェブサイト「(大学院) 各専攻の3つのポリシー」 <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/policy.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/policy.html</a>	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） [平成 28 年度設置] 関西福祉科学大学 教育学部【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（令和元年 5 月 1 日現在） [平成 28 年度設置] 関西福祉科学大学 心理科学部【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書（令和元年 5 月 1 日現在）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） （平成 27 年度受審）	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>1-1. 使命・目的及び教育目的の設定</b>		
【資料 1-1-①-1】	関西福祉科学大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-①-2】	関西福祉科学大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-①-3】	2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-①-4】	2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-①-5】	UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79)	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-①-6】	本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html</a>	
【資料 1-1-①-7】	本学ウェブサイト (情報公開: 教育研究上の目的 (大学/大学院 使命、教育理念、教育目的・目標) ) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	
【資料 1-1-②-1】	関西福祉科学大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-②-2】	関西福祉科学大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-②-3】	2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-②-4】	2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-②-5】	UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79)	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-②-6】	本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html</a>	【資料 1-1-①-6】 参照
【資料 1-1-②-7】	本学ウェブサイト (情報公開: 教育研究上の目的 (大学/大学院 使命、教育理念、教育目的・目標) ) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	【資料 1-1-①-7】 参照
【資料 1-1-③-1】	関西福祉科学大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-③-2】	関西福祉科学大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-③-3】	2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-③-4】	2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-③-5】	UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79)	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-③-6】	本学ウェブサイト (建学の精神・教育理念) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html</a>	【資料 1-1-①-6】 参照
【資料 1-1-③-7】	本学ウェブサイト (情報公開: 教育研究上の目的 (大学/大学院 使命、教育理念、教育目的・目標) ) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	【資料 1-1-①-7】 参照
<b>1-2. 使命・目的及び教育目的の反映</b>		
【資料 1-2-①-1】	2019 年度 大学学生便覧 (P.1～3、12～18)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-①-2】	2019 年度 大学院学生便覧 (P.1～3)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-①-3】	UNIVERSITY GUIDE 2020 (P.79)	【資料 F-2】 参照



## 関西福祉科学大学

【資料 1-2-①-4】	本学ウェブサイト（建学の精神・教育理念） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html</a>	【資料 1-1-①-6】 参照
【資料 1-2-①-5】	本学ウェブサイト（情報公開：教育研究上の目的（大学／大学院使命、教育理念、教育目的・目標）） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	【資料 1-1-①-7】 参照
【資料 1-2-②-1】	2019 年度 大学学生便覧（P.1～3、12～18）	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-②-2】	2019 年度 大学院学生便覧（P.1～3）	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-②-3】	UNIVERSITY GUIDE 2020（P.79）	【資料 F-2】 参照
【資料 1-2-②-4】	本学ウェブサイト（建学の精神・教育理念） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/spirit.html</a>	【資料 1-1-①-6】 参照
【資料 1-2-②-5】	本学ウェブサイト（情報公開：教育研究上の目的（大学／大学院使命、教育理念、教育目的・目標）） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	【資料 1-1-①-7】 参照
【資料 1-2-③-1】	学校法人玉手山学園 経営理念	
【資料 1-2-③-2】	第 3 期（2018～2022）学園中長期計画	
【資料 1-2-④-1】	関西福祉科学大学 3 つのポリシー	【資料 F-13】 参照

### 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>2-1. 学生の受入れ</b>		
【資料 2-1-①-1】	本学ウェブサイト（アドミッション・ポリシー） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/admission.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/admission.html</a>	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-①-2】	本学ウェブサイト（関西福祉科学大学 大学院の 3 つのポリシー） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html</a>	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-①-3】	UNIVERSITY GUIDE 2020（P.79）	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-①-4】	大学入試ガイド 2020（P.1～2）	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-①-5】	大学院入学案内 2020（P.2）	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-②-1】	本学ウェブサイト（アドミッション・ポリシー） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/admission.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/admission.html</a>	【資料 2-1-①-1】 参照
【資料 2-1-②-2】	本学ウェブサイト（関西福祉科学大学 大学院の 3 つのポリシー） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html</a>	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-②-3】	UNIVERSITY GUIDE 2020（P.79）	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-②-4】	大学入試ガイド 2020（P.1～2）	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-②-5】	2020 年度編入学入試（3 年次）学生募集要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-②-6】	2020 年度編入学入試（3 年次）指定校推薦 学生募集要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-②-7】	大学院入学案内 2020（P.2）	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-②-8】	2020 年度大学院学生募集要項（博士前期課程・修士課程）	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-②-9】	2020 年度大学院学生募集要項（博士後期課程）	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-②-10】	関西福祉科学大学における入試種別等の影響について	
【資料 2-1-③-1】	認証評価共通基礎データ	様式 2 【共通基礎】 参照
<b>2-2. 学修支援</b>		
【資料 2-2-①-1】	令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営） ・管理運営組織図（P.5） ・委員会編成（P.37～42） ・委員会業務一覧（P.43～53）	
【資料 2-2-①-2】	2019 年度 学生便覧（P.25）アカデミックアドバイザー（AA）制度	【資料 F-5】 参照
【資料 2-2-②-1】	2019 年度 学生便覧（P.25）オフィスアワーの制度	【資料 F-5】 参照

## 関西福祉科学大学

【資料 2-2-②-2】	平成 31(2019)年度 教職員必携 (P.5~6)	
【資料 2-2-②-3】	令和元年度 関西福祉科学大学「学長裁量経費」計画調書 (関西福祉科学大学サプリメンタル・インストラクション(K-SI))	
<b>2-3. キャリア支援</b>		
【資料 2-3-①-1】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-3-①-2】	シラバス「キャリアデザイン」「キャリア開発」 「心理の現場と症例理解」「医療キャリアデザイン」 「教師のキャリア発達」	【資料 F-12】 参照
【資料 2-3-①-3】	就職ハンドブック 2020	
【資料 2-3-①-4】	本学ウェブサイト (就職支援プログラム) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/career/employment/facetoface.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/career/employment/facetoface.html</a>	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料 2-4-①-1】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-①-2】	関西福祉科学大学 学生寮規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-①-3】	関西福祉科学大学教育後援会奨学金支給規則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-①-4】	関西福祉科学大学修学資金貸与規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-①-5】	関西福祉科学大学入学試験奨学金給付規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-①-6】	関西福祉科学大学遠隔地学生奨学金給付規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-①-7】	玉手山学園ファミリー入学時奨学金規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-①-8】	学生相談室活動報告 (第 14 号) (2018 年度)	
【資料 2-4-①-9】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学健康情報委員会規程	【資料 F-9】 参照
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-①-1】	本学ウェブサイト (キャンパスマップ) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/campusmap.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/campusmap.html</a>	【資料 F-8】 参照
【資料 2-5-①-2】	学園総合体育館管理使用規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-5-①-3】	学園総合体育館運営委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-5-①-4】	学園総合体育館管理使用細則 (授業及び行事)	【資料 F-9】 参照
【資料 2-5-①-5】	学園総合体育館管理使用細則 (課外活動)	【資料 F-9】 参照
【資料 2-5-①-6】	学校法人玉手山学園防火・防災管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-5-①-7】	玉手山学園 消防計画	【資料 F-9】 参照
【資料 2-5-①-8】	関西福祉科学大学ラーニング・コモンズ規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-5-②-1】	2019 年度 大学学生便覧 (P.131、P.142~163)	【資料 F-5】 参照
【資料 2-5-②-2】	2019 年度 大学学生便覧 別冊 (P.23~41)	【資料 F-5】 参照
【資料 2-5-②-3】	本学ウェブサイト (図書館の利用について) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/about.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/about.html</a>	
【資料 2-5-②-4】	Library Guide	
【資料 2-5-④-1】	授業別受講者人数表	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-①-1】	授業アンケート結果 (平成 30 年度)	
【資料 2-6-①-2】	自己点検表 (平成 30 年度)	
【資料 2-6-①-3】	学生満足度調査結果 (平成 30 年度)	
【資料 2-6-①-4】	大学生と教職員との意見交換会記録 (平成 30 年度)	
【資料 2-6-①-5】	2019 年度 大学学生便覧 (P.25)	【資料 F-5】 参照
【資料 2-6-②-1】	学生満足度調査結果 (平成 30 年度)	【資料 2-6-①-3】 参照
【資料 2-6-②-2】	学生と教職員との意見交換会記録 (平成 30 年度)	【資料 2-6-①-4】 参照
【資料 2-6-③-1】	学園新校舎建設委員会記録 (平成 30 年度)	
【資料 2-6-③-2】	食堂デザイン刷新ワーキングチーム記録 (平成 30 年度)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-①-1】	2019 年度 大学学生便覧 (P. 2～7)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-①-2】	2019 年度 大学院学生便覧 (P. 2～4)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-①-3】	本学ウェブサイト (3 つのポリシー) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/index.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/index.html</a>	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-①-4】	本学ウェブサイト (大学院の 3 つのポリシー) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/g-policy/index.html</a>	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-②-1】	関西福祉科学大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-②-2】	関西福祉科学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-②-3】	関西福祉科学大学履修等に関する内規	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-②-4】	健康福祉学部履修等に関する細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-②-5】	保健医療学部履修等に関する細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-②-6】	関西福祉科学大学単位認定規程	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-②-7】	関西福祉科学大学学位規程	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-②-8】	2019 年度 大学学生便覧 (P. 27～111、165～231)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-②-9】	2019 年度 大学院学生便覧 (P. 13～17、55～71、89～95)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-③-1】	試験における不正行為に関する細則	【資料 F-9】 参照
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-①-1】	関西福祉科学大学 3 つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-①-2】	関西福祉科学大学院 3 つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-①-3】	2019 年度 大学学生便覧 (P. 3～12)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-①-4】	2019 年度 大学院学生便覧 (P. 4)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-①-5】	本学ウェブサイト (情報公開：大学／大学院 3 つのポリシー) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-②-1】	関西福祉科学大学 3 つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-②-2】	関西福祉科学大学院 3 つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-②-3】	2019 年度 大学学生便覧 (P. 3～12)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-②-4】	2019 年度 大学院学生便覧 (P. 4)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-②-5】	本学ウェブサイト (情報公開：大学／大学院 3 つのポリシー) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-③-1】	2019 年度 大学学生便覧 (P. 39～71)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-③-2】	2019 年度 大学院学生便覧 (P. 101～105)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-③-3】	履修等に関する内規	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-④-1】	関西福祉科学大学共通教育センター規程	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-⑤-1】	本学ウェブサイト (情報公開：履修モデル) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/utility/public-info.html</a>	
【資料 3-2-⑤-2】	教員研修会・新任教員研修会資料 (平成 30 年度)	
【資料 3-2-⑤-3】	FD 活動計画書・報告書 (平成 30 年度)	
【資料 3-2-⑤-4】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-⑤-5】	関西福祉科学大学 FD 委員会規程	【資料 F-9】 参照
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-①-1】	本学ウェブサイト (アセスメント・ポリシー) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html</a>	
【資料 3-3-①-2】	アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ	
【資料 3-3-②-1】	本学ウェブサイト (アセスメント・ポリシー) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html</a>	【資料 3-3-①-1】 参照

## 関西福祉科学大学

【資料 3-3-②-2】	アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ	【資料 3-3-①-2】 参照
--------------	------------------------------	-----------------

### 基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-①-1】	学校法人玉手山学園寄附行為施行細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-①-2】	学校法人玉手山学園寄付行為	【資料 F-1】 参照
【資料 4-1-①-3】	関西福祉科学大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-①-4】	関西福祉科学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-①-5】	大学教授会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-①-6】	研究科委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-①-7】	大学評議会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-①-8】	関西福祉科学大学学長室規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-1】	令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P. 5）	【資料 2-2-①-1】 参照
【資料 4-1-②-2】	大学評議会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-3】	大学教授会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-4】	研究科委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-5】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-6】	関西福祉科学大学共通教育センター規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-7】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-8】	関西福祉科学大学教務委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-9】	関西福祉科学大学 FD 委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-10】	関西福祉科学大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-②-11】	関西福祉科学大学入学試験委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-12】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学学生支援委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-②-13】	関西福祉科学大学自己点検・評価規程	【資料 F-9】 参照
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-①-1】	令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P. 18～36）	【資料 2-2-①-1】 参照
【資料 4-2-①-2】	大学教授会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-①-3】	大学教員任用・昇任規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-①-4】	大学教員任用・昇任選考基準	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-①-5】	関西福祉科学大学人事委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-①-6】	研究科委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-①-7】	関西福祉科学大学 昇任及び大学院担当資格基準	
【資料 4-2-①-8】	関西福祉科学大学 教員人事評価規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-①-9】	教員評価制度運用マニュアルー大学ー	
【資料 4-2-②-1】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推 進室規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-②-2】	関西福祉科学大学 FD 委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-②-3】	授業アンケート結果（平成 30 年度）	【資料 2-6-①-1】 参照
【資料 4-2-②-4】	教員研修会・新任教員研修会資料（平成 30 年度）	【資料 3-2-⑤-2】 参照
【資料 4-2-②-5】	FD 活動計画書・報告書（平成 30 年度）	【資料 3-2-⑤-3】 参照
【資料 4-2-②-6】	自己点検表（平成 30 年度）	【資料 2-6-①-2】 参照
【資料 4-2-②-7】	関西福祉科学大学教育活動顕彰制度規程	【資料 F-9】 参照
<b>4-3. 職員の研修</b>		
【資料 4-3-①-1】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学 SD 委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-3-①-2】	SD 委員会主催 研修会資料（平成 30 年度）	
【資料 4-3-①-3】	学校法人玉手山学園事務職員人事評価規程	【資料 F-9】 参照



## 関西福祉科学大学

4-4. 研究支援		
【資料 4-4-①-1】	2019 年度 学生便覧 別冊 (P. 23～41)	【資料 F-5】 参照
【資料 4-4-①-2】	関西福祉科学大学図書館ウェブサイト (データベース (文献・情報を探す)) 学内専用 <a href="http://opac.fuksi-kagk-u.ac.jp/database">http://opac.fuksi-kagk-u.ac.jp/database</a>	
【資料 4-4-②-1】	関西福祉科学大学研究倫理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-②-2】	関西福祉科学大学研究倫理審査委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-②-3】	本学ウェブサイト (研究倫理に関する規程等) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/ethic.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/ethic.html</a>	
【資料 4-4-②-4】	「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」研修会資料 (平成 30 年度)	
【資料 4-4-③-1】	2018 年度 個人研究費・個人研究旅費の手引き	
【資料 4-4-③-2】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学研究助成委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-③-3】	関西福祉科学大学共同研究規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-③-4】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学学会開催費補助等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-③-5】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学学術出版助成規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-③-6】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学研究創成支援規程	【資料 F-9】 参照

### 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-①-1】	学校法人玉手山学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-①-2】	学校法人玉手山学園 経営理念	【資料 1-2-③-1】 参照
【資料 5-1-①-3】	学校法人玉手山学園人権擁護規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-①-4】	学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-①-5】	学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-①-6】	学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-①-7】	教職員必携 玉手山学園 A to Z (平成 30 年度版)	
【資料 5-1-①-8】	利益相反マネジメント規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-②-1】	第 3 期 (2018～2022) 学園中長期計画	【資料 1-2-③-2】 参照
【資料 5-1-②-2】	行動計画 (平成 31 年度)	
【資料 5-1-③-1】	玉手山学園人権擁護規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-2】	関西福祉科学大学人権擁護委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-3】	人権に関する講演会資料 (平成 30 年度)	
【資料 5-1-③-4】	学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-5】	学校法人玉手山学園プライバシーポリシー	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-6】	学校法人玉手山学園個人情報の保護に関する運用要綱	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-7】	学校法人玉手山学園個人情報漏えい防止安全対策実施要領	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-8】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-9】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する規程施行細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-10】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学個人情報の保護に関する運用基準	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-11】	個人情報保護研修会アンケート集計結果 (平成 30 年度)	
【資料 5-1-③-12】	学校法人玉手山学園ハラスメント防止等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-13】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学ハラスメント防止等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-14】	キャンパス・ハラスメントの防止について	
【資料 5-1-③-15】	ハラスメント防止のための講演会 (実施報告) (平成 30 年度)	

関西福祉科学大学

【資料 5-1-③-16】	キャンパス・ハラスメント防止のためのリーフレット	
【資料 5-1-③-17】	相談案内カード	
【資料 5-1-③-18】	本学ウェブサイト(キャンパス・ハラスメントに対する取り組み) <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/harassment.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/harassment.html</a>	
【資料 5-1-③-19】	学校法人玉手山学園安全衛生管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-20】	メンタルヘルス研修会資料(平成 30 年度)	
【資料 5-1-③-21】	安全運転講習会案内(平成 30 年度)	
【資料 5-1-③-22】	学校法人玉手山学園防火・防災管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-23】	学校法人玉手山学園消防計画	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-24】	大地震対応マニュアル	
【資料 5-1-③-25】	もしもの時に備える防災ポケットマニュアル	
【資料 5-1-③-26】	災害福祉入門講座 案内	
【資料 5-1-③-27】	「柏原市から 3.11 を考える～“あの日を忘れない”・“あの日から学ぶ”～」案内	
【資料 5-1-③-28】	学校法人玉手山学園危機管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-③-29】	関西福祉科学大学暴風警報等発令及び交通機関運行停止等による 休講等の措置に関する取扱い	【資料 F-9】 参照
<b>5-2. 理事会の機能</b>		
【資料 5-2-①-1】	学校法人玉手山学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-①-2】	学校法人玉手山学園寄附行為施行細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-2-①-3】	学校法人玉手山学園理事会会議規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-2-①-4】	学校法人玉手山学園運営理事会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-2-①-5】	学校法人玉手山学園運営規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-2-①-6】	2019 年度(平成 31 年度)事業計画書	【資料 F-6】 参照
【資料 5-2-①-7】	2018 年度(平成 30 年度)事業報告書	【資料 F-7】 参照
<b>5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック</b>		
【資料 5-3-①-1】	学校法人玉手山学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-①-2】	学校法人玉手山学園運営理事会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-3-①-3】	学校法人玉手山学園運営規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-3-①-4】	令和元年度 大学・短期大学資料(管理運営)(P. 5、P. 54)	【資料 2-2-①-1】 参照
【資料 5-3-①-5】	大学評議会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-3-①-6】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-3-②-1】	学校法人玉手山学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-②-2】	学校法人玉手山学園監事監査規程	【資料 F-9】 参照
<b>5-4. 財務基盤と収支</b>		
【資料 5-4-①-1】	学校法人玉手山学園 経営理念	【資料 1-2-③-1】 参照
【資料 5-4-①-2】	第 3 期(2018～2022)学園中長期計画	【資料 1-2-③-2】 参照
【資料 5-4-①-3】	学園予算基本方針	
【資料 5-4-①-4】	2019 年度(平成 31 年度)事業計画書	【資料 F-6】 参照
【資料 5-4-②-1】	部門別財務比率表(年度別対比)(平成 26 年度～平成 30 年度)	
【資料 5-4-②-2】	財務比率表(年度別対比)(平成 26 年度～平成 30 年度)	
【資料 5-4-②-3】	決算書(平成 26 年度～平成 30 年度)	【資料 F-11】 参照
【資料 5-4-②-4】	財産目録(平成 30 年度)	
【資料 5-4-②-5】	予算書(令和元年度)	
【資料 5-4-②-6】	学校法人玉手山学園資金運用規程	【資料 F-9】 参照
<b>5-5. 会計</b>		
【資料 5-5-①-1】	学校法人玉手山学園経理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-①-2】	学校法人玉手山学園経理規程施行細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-①-3】	稟議取扱い規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-①-4】	固定資産及び物品管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-②-1】	学校法人玉手山学園監事監査規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-②-2】	監事監査計画書(令和元年度)	
【資料 5-5-②-3】	監事の監査報告書(「決算書」内)	【資料 F-11】 参照
【資料 5-5-②-4】	独立監査人の監査報告書(「決算書」内)	【資料 F-11】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 6-1-①-1】	関西福祉科学大学自己点検・評価規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-1-①-2】	令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P. 37）	【資料 2-2-①-1】 参照
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-①-1】	関西福祉科学大学自己点検・評価規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-2-①-2】	年次報告書（平成 30 年度）	
【資料 6-2-①-3】	自己点検・評価シート（平成 30 年度）	
【資料 6-2-①-4】	「平成 30 年度 関西福祉科学大学自己点検・評価」の結果及び総評	
【資料 6-2-①-5】	関西福祉科学大学外部評価委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-2-①-6】	本学ウェブサイト（大学評価） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/evaluation.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/evaluation.html</a>	
【資料 6-2-②-1】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッション推進室規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-2-②-2】	令和元年度 大学・短期大学資料（管理運営）（P. 30）	【資料 2-2-①-1】 参照
【資料 6-2-②-3】	本学ウェブサイト（アセスメント・ポリシー） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html</a>	【資料 3-3-①-1】 参照
【資料 6-2-②-4】	アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ	【資料 3-3-①-2】 参照
【資料 6-2-②-5】	アセスメント・ポリシーの評価指標データ「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」（平成 30 年度報告）	
【資料 6-2-②-6】	PROG テスト結果（令和元年度）	
【資料 6-2-②-7】	関西福祉科学大学における入試種別等の影響について	【資料 2-1-②-10】 参照
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-①-1】	関西福祉科学大学 3 つのポリシー（令和元年度）	【資料 F-13】 参照
【資料 6-3-①-2】	行動計画（平成 31 年度）	【資料 5-1-②-2】 参照
【資料 6-3-①-3】	外部評価委員会議事録（平成 30 年度）	
【資料 6-3-①-4】	自己点検表（平成 30 年度）	【資料 2-6-①-2】 参照
【資料 6-3-①-5】	関西福祉科学大学自己点検・評価シート（平成 30 年度）	【資料 6-2-①-3】 参照

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 地域貢献</b>		
【資料 A-1-①-1】	玉手山学園地域連携センター規程	【資料 F-9】 参照
【資料 A-1-①-2】	本学園ウェブサイト（地域連携事業） <a href="https://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/">https://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/</a>	
【資料 A-1-①-3】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学地域交流委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 A-1-①-4】	本学ウェブサイト（関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所） <a href="http://www.fuksi-kagk-clinic.jp/">http://www.fuksi-kagk-clinic.jp/</a>	
【資料 A-1-①-5】	関西福祉科学大学心理・教育相談センター規程	【資料 F-9】 参照
【資料 A-1-①-6】	本学ウェブサイト（心理・教育相談センター） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/pecc.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/pecc.html</a>	
【資料 A-1-①-7】	心理・教育相談センターのご案内（令和元年度）	
【資料 A-1-①-8】	柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-①-9】	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	

関西福祉科学大学

【資料 A-1-①-10】	本学園ウェブサイト（地域連携事業） <a href="https://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/">https://www.houjin.fuksi-kagk-u.ac.jp/region/</a>	【資料 A-1-①-2】 参照
【資料 A-1-②-1】	本学ウェブサイト（2019 年度 地域連携公認プログラムのお知らせ） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/regional_program.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/regional_program.html</a>	
【資料 A-1-②-2】	本学ウェブサイト（2019 年度 公開講座のお知らせ） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/lecture.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/lecture.html</a>	
【資料 A-1-②-3】	本学ウェブサイト（2018 年 玉手山学園出前講座のお知らせ） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/demae.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/demae.html</a>	
【資料 A-1-③-1】	本学ウェブサイト（文化系クラブ・サークル） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/campuslife/cl-club.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/campuslife/cl-club.html</a>	
<b>A-2. 大学間連携及び産学官連携</b>		
【資料 A-2-①-1】	関西福祉科学大学 EAP 研究所ウェブサイト <a href="http://eap-ins.com">http://eap-ins.com</a>	
【資料 A-2-①-2】	ナカトミファティীগケアクリニックウェブサイト <a href="http://tukare.jp/">http://tukare.jp/</a>	
【資料 A-2-①-3】	福祉系大学経営者協議会ウェブサイト <a href="http://www.fdkk.jp/">http://www.fdkk.jp/</a>	
【資料 A-2-②-1】	利益相反マネジメント規程	【資料 F-9】 参照
【資料 A-2-②-2】	関西福祉科学大学 EAP 研究所ウェブサイト <a href="http://eap-ins.com">http://eap-ins.com</a>	【資料 A-2-①-1】 参照
【資料 A-2-②-3】	ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌 関西福祉科学大学 EAP 研究所紀要 第 13 号（平成 30 年度） <a href="https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/">https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/</a>	
<b>A-3. 教育研究成果の還元</b>		
【資料 A-3-①-1】	本学ウェブサイト（2019 年度 公開講座のお知らせ） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/lecture.html">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/chiikirenkei/lecture.html</a>	【資料 A-1-②-2】 参照
【資料 A-3-①-2】	本学ウェブサイト（関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所） <a href="http://www.fuksi-kagk-clinic.jp/">http://www.fuksi-kagk-clinic.jp/</a>	【資料 A-1-①-4】 参照
【資料 A-3-①-3】	ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌 関西福祉科学大学 EAP 研究所紀要 第 13 号（平成 30 年度） <a href="https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/">https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/</a>	【資料 A-2-②-3】 参照
【資料 A-3-①-4】	大阪府柏原市福祉・防災マップ（2018 年度）	
【資料 A-3-①-5】	ウェブサイト（ふっかの健康食ラボラトリー） <a href="https://www.fukka-hf-labo.com/">https://www.fukka-hf-labo.com/</a>	
【資料 A-3-②-1】	ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ） <a href="https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/">https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/</a>	
【資料 A-3-②-2】	関西福祉科学大学・関西女子短期大学機関リポジトリ運用指針	【資料 F-9】 参照
【資料 A-3-②-3】	ウェブサイト（関西福祉科学大学総合福祉科学学会） <a href="https://www.fuksi-kagk-scws.jp/">https://www.fuksi-kagk-scws.jp/</a>	
【資料 A-3-②-4】	ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌 総合福祉科学研究 10 号（平成 30 年度） <a href="https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/">https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/</a>	
【資料 A-3-②-5】	ウェブサイト（関西福祉科学大学リポジトリ）本学機関誌 関西福祉科学大学紀要 22 号（平成 30 年度） <a href="https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/">https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/</a>	
【資料 A-3-②-6】	本学ウェブサイト（教員紹介） <a href="https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/teacher/">https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/teacher/</a>	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。